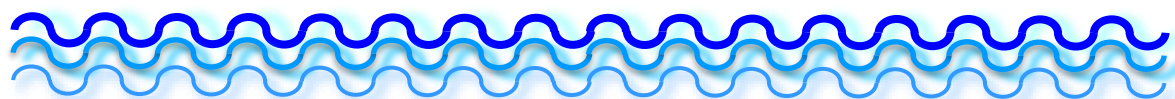


社会教育における人権学習の手引

は も ん 波 紋



すべての人の人権が尊重される
まちづくり、つながりづくりのために



シリーズ No. 44

滋賀県教育委員会

は じ め に

人が人として尊ばれ、幸せな生活を送ることができる権利である基本的人権をはじめ、すべての人の人権が尊重される社会をつくりあげるとは、私たちみんなの願いであり、責務でもあります。

滋賀県では、すべての人の人権が尊重される豊かな社会づくりをめざして、平成13年(2001年)3月に「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」を制定し、これに基づき、平成15年(2003年)3月に「滋賀県人権施策基本方針」を策定しました。さらに、同方針に基づく人権施策全般を推進するために策定した「滋賀県人権施策推進計画」に関しては、人権をめぐる昨今の様々な課題や社会情勢の変化、また県民の人権意識の調査結果等を踏まえた課題への対応を図るため、令和6年(2024年)7月に第2次改定版を策定しました。また、令和5年(2023年)3月文部科学省通知「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(CO-COLOプラン)」について」を受けて、滋賀県でも、不登校対策や夜間中学での学び直しなど、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、引き続き取組を進めております。

県教育委員会においても、「滋賀の教育大綱(第4期滋賀県教育振興基本計画)」に基づいて、「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を基本目標とし、互いの人権を尊重し、多様な人と共に生きていこうとする心と態度を育む取組を進めております。

県生涯学習課としましては、今後も県民一人ひとりが、日常の様々な場面で起こっている人権課題に気づき、正しく理解した上で、自らの生き方に関わる問題として受け止め、自分らしく生きることができる住みよい社会の実現をめざし、人権に関する多様な学習機会の充実や学習情報の提供など、学習環境づくりに努めてまいります。

この社会教育における人権学習の手引「波紋」を地区別懇談会や各種の研修会などで広く御活用いただき、様々な人権課題を取り上げていただきながら、学習機会の工夫や改善が推進されるとともに、学習の輪が一層広がり、人権が尊重される社会づくりの実践につながることを願っております。

最後になりましたが、本冊子の発刊にあたり、事例や情報等を御提供いただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

令和7年(2025年)3月

滋賀県教育委員会事務局生涯学習課

も く じ

I 地域で人権教育を進めるみなさんへ	… 1
1 なぜ人権教育か	… 1
2 地域での人権教育を進める推進員の役割	… 2
3 地域での学習会について ～人権教育の推進から「まちづくり」へ～	… 2～3
II 豊かな学びをつくるために	… 4
本冊子の活用にあたって	… 5
学習の流れ	… 6
【ワークシート編】 ① 対象者別 1 女性 (解説編 … 29)	… 7～8
① 対象者別 2 子ども (解説編 … 30)	… 9～10
① 対象者別 3 高齢者 (解説編 … 31)	… 11～12
① 対象者別 4 障害者 (解説編 … 32)	… 13～14
① 対象者別 5 部落差別(同和問題) (解説編 … 33)	… 15～16
① 対象者別 6 外国人 (解説編 … 34)	… 17～18
① 対象者別 7 患者 (解説編 … 35)	… 19～20
① 対象者別 8 犯罪被害者等 (解説編 … 36)	… 21～22
① 対象者別 9 その他	… 23～24
② その他 インターネット上の人権侵害 (解説編 … 37)	… 25～26
② その他 性的指向・ジェンダーアイデンティティ (解説編 … 38)	… 27～28
【解説編】 各人権問題別ワークシート活用例・解説	… 29～38
【参考資料】 知っていますか？LGBTのこと	… 39～42
アイスブレーキングの手法	… 43
III 社会教育関係団体等における実践事例	… 44
● 事例1 「生きづらさ」の中を生きる若者たち	… 45～46
● 事例2 「死にたい」と子どもに言わせないために大人ができる事は？	… 47～50
● 事例3 「違うところがあっても、どうも思わへん」 ～ 第13回日本アグーナリーに参加して ～	… 51～52
IV 資料等	… 53
● 2025 年度各種研修会等の案内	… 54～55
● 令和3年度 滋賀県人権に関する県民意識調査報告書より 一部抜粋	… 56～59
● 同和施策・人権施策の法整備流れ図	… 60～61
● 100 年前の人々が願ったこと ～全国水平社宣言に込められた思い～	… 62～63
● 滋賀県水平社 100 年における取組	… 64～68
● 滋賀県人権尊重の社会づくり条例	… 69～70
● 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例	… 71～78
● さわる読書 きく読書 よむ読書 みんなで広げる読書バリアフリー	… 79～84
● 家庭教育リーフレット「インターネットと子育て」	… 85～92
● ヤングケアラーリーフレット(こども家庭庁)、滋賀県子ども基本条例、淡海子ども・若者プラン	… 93～104
● 「教育機会確保法」って何？～不登校・夜間中学～(文部科学省ホームページより)	… 105～110
● 【参考】令和7年度 夜間学級 生徒募集案内資料	… 111～114
● 人権について考える(DVD・ビデオ教材を借りる方法) 滋賀県教育委員会事務局生涯学習課	… 115
● 人権関係DVD・ビデオ教材リスト「しが生涯学習スクエア」保有	… 116～124
● 人権啓発資材貸し出します！滋賀県 総合企画部 人権施策推進課	… 125～126
● 人権に関する相談窓口一覧	… 127～130
● 活用報告書様式	… 131

I 地域で人権教育を進めるみなさんへ

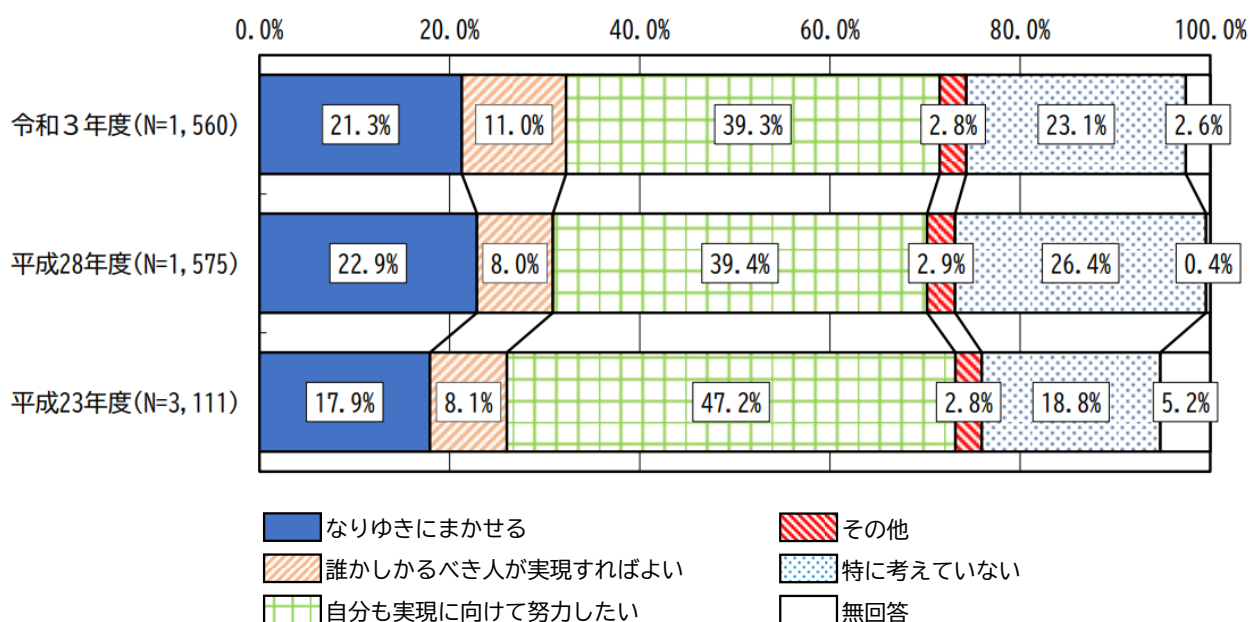
1 なぜ人権教育か

「人権が尊重される社会」の実現に向けて、あなたはどのような考え方をお持ちでしょうか。

Q 「人権が尊重される社会」の実現に向けての考え方に近いものを選んでください。

- 1 なりゆきにまかせる
- 2 誰かしかるべき人が実現すればよい
- 3 自分も実現に向けて努力したい
- 4 その他
- 5 特に考えていない

「人権に関する県民意識調査」(滋賀県)より



滋賀県では「人権に関する県民意識調査」を5年毎に実施しています。この調査結果において、人権が尊重される社会の実現に向けての考え方については、「自分も実現に向けて努力したい」という人は、平成23年度では47.2%と半数近くでしたが、平成28年度には39.4%と約4割に減少し、令和3年度もほぼ同じ割合でした。その一方「なりゆきにまかせる」と「誰かしかるべき人が実現すればよい」という人を合わせた割合は、平成28年度は30.9%、令和3年度も32.3%と3割を超えており、依然として消極的な考え方の人が一定数いるものと考えられます。

こうしたことから、地域においては人権教育や啓発活動の内容や取組方法の工夫、改善が求められています。そして、参加者が生涯の各時期において、各人の自発的学習意志に基づき、自分自身の問題として実感できるよう、魅力ある学習の場とすることか大切です。

誰もが幸せに生きていくためには、自分だけではなく、みんなの人権が尊重されなければなりません。人権は、私たち一人ひとりの日常生活の中に深く関わっています。

しかし、私たちはそれに気づかずに見過ごしていることがないでしょうか。人権を大切にするためには、まず生活の中で起こっている人権課題に気づくことが必要です。

2 地域での人権教育を進める推進員の役割

滋賀県では、19市町全てに人権教育推進協議会等が組織され、自主的な学習団体として地域ごとの学習会（以下「地区別懇談会」といいます）を実施し、人権教育を進めています。その中心として活動しているのが人権教育推進員等（以下「推進員」）です。推進員は、その居住地を中心に同和問題をはじめとしたあらゆる人権問題の解決のため、様々な取組を進め、差別を許さない明るく住みよい地域社会をつくるための重要な役割を担っています。具体的には、地域での学習の場である地区別懇談会や研修会を企画・運営するなど、人権が尊重される住みよいまちづくりにつなげることが推進員の大きな役割です。

また、地域に根ざした学習の場をより充実させ、計画的かつ継続した取組とするためには、推進員は複数年（2年以上）を任期として活動することが望まれます。

（1）期待される推進員の姿とは

- ① 地区別懇談会などの企画・運営を通し、地域住民と共に人権教育の推進を行う。
- ② 常に実態や事実に学び、知識だけに終わらず、差別をなくすための行動につなげる。
- ③ 自ら研修に努め、普段から人権に関する情報を集め、人権意識を高めていく。

（2）推進員の具体的活動

- | | |
|--------|--|
| ① 地域活動 | 地区別懇談会の企画・運営、学区別懇談会等の共同企画
市町・学区など人権教育推進協議会等への参画 |
| ② 啓発活動 | 住民・団体への啓発、集会・つどいへの参加呼びかけ
資料提供、広報紙作成 |
| ③ 研修 | 自己研修、学習会・研修会などへの積極的参加 |
| ④ 推進活動 | 自治会、団体との連絡調整、相談活動 |

3 地域での学習会について ～人権教育の推進から「まちづくり」へ～

（1）基本方針

- ① 「聞く」懇談会から「話し、考え、参加する」懇談会に
人権問題は、私たち一人ひとりの問題です。そのためには、話を聞くことも大事ですが、自分の言葉で人権問題を語り、考えることが重要です。そうすることによって参加したという充実感も出てきます。全員が参加できるよう工夫をしましょう。また、自由な雰囲気での懇談会を進めましょう。
- ② 草の根の懇談会、地域の実態に合った懇談会を
集まる範囲が狭くなるほど人の集まりもよくなり、懇談会も活発化し、内容も深まります。地域の課題も取り入れながら懇談会を進めましょう。

（2）具体的な手だて

- ① 市町主催の推進員等を対象にした研修会への積極的参加
ア 人権問題の学習を行い、正しい知識や現状を学びます。
イ 懇談会の具体的な進め方について学習します。

② 地区別懇談会の計画（開催日時、会場、テーマ、進め方等の決定）

- ア 開催日時や会場などを決めます。
- イ 自治会長（区長）、地区人推協会長、公民館職員等との協議をし、ねらい、目的の設定、内容、方法について話し合います。（事前のアンケート等も有効です。）
- ウ 開催通知の作成、配布をします。
- エ 当日の進行役等、役割の決定をします。

③ 住民に対する参加の呼びかけ

- ア 自治会長（区長）の協力を得て、呼びかけをします。
- イ 自治体職員、教職員、各種団体責任者等への呼びかけをし、協力を求めます。

④ 事前打合せ

- ア 推進員、自治会長（区長）、助言者等で打合せをします。
- イ 事前アンケートを行った場合、結果の集約と問題点の整理を行い、テーマ設定をします。
- ウ 当日の懇談会の進め方、方法を決定します。
- エ 当時の役割分担をします。

（３）ファシリテーター（進行役）の役割

ファシリテーターは、参加型体験学習会の進行役のことです。地区別懇談会では、地域の実情にあった学習内容・方法を工夫して、学習会を進めます。そのために次の点に気をつけましょう。

- ① 参加者一人ひとりを尊重し、安心して参加できるように促しましょう。
- ② 一人ひとりの発言に耳を傾け、プログラムの進行に生かしましょう。
- ③ 全ての人が参加できるように配慮しましょう。発言を強要したり、批判をしてはいけません。
- ④ プログラムの進め方やファシリテーターの範囲を超えた問題が起きた場合は、助言者などに相談しましょう。進行役は回答役ではありません。

（４）助言者の役割

助言者は、その場に出てくる疑問や問題について専門的な立場から相談に乗ったり、問題の深め方について方法を示したりするなど、学習を深める役割を担っています。

人権問題の学習については、早急に決まりきった答えを出したり、自分の考えを示したりするよりも、むしろ進行助言や問題のポイントを示すような、学習全体の深まりについて助言することが望ましいでしょう。そのために次の点について気をつけましょう。

- ① 課題やテーマが参加者に正しく受けとめられているか注意します。
- ② 発言が一部の人に偏ったり、主題から離れ間違った理解の方向に進んだりしたときは軌道修正をします。
また誤りを含む発言については、整理・解決が図られるよう必要に応じて適切な助言を行います。
- ③ 説明的になったり、否定したりする態度はとらないようにしましょう。
- ④ 行政用語、専門用語はできるだけ避け、平易な言葉で話すようにしましょう。
- ⑤ できるだけまとめて最後に、実践に結びつくように助言しましょう。

Ⅱ 豊かな学びをつくるために

本章は、平成26年(2014年)3月に発行した社会教育における人権学習の手引「語り合い、学び合い、つながり合い」(滋賀県教育委員会)に収録している「ワークシート編・解説編」を改訂し、掲載しています。

それぞれの「ワークシート」を参考にしながら、地域や団体等の実情に合わせて、地区別懇談会や研修会等に本冊子をご活用ください。

本冊子「波紋」は、滋賀県教育委員会のホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/>)または、滋賀県学習情報提供システム「におねっと」(<https://www.nionet.jp/>)からダウンロードすることができます。

インターネットを通じて、必要なページのみを取り出して閲覧することや、印刷または配布していただくことも可能です。

また、関係機関が作成するリーフレットや関連のあるホームページ、学習動画などへのリンク先なども紹介していますので、それぞれのテーマに沿った学びを広げてください。

☆ アクセス方法は次の通り ☆

1. 滋賀県教育委員会

のホームページ(トップページ)へ



タブレットや
スマートフォン等
からも閲覧できます。



- 生涯学習・社会教育・家庭教育
- 生涯学習
- 生涯学習課のページへようこそ！
- 社会教育における人権学習の手引「波紋」

2. 滋賀県学習情報提供システムにおねっと

のホームページ(トップページ)へ



タブレットや
スマートフォン等
からも閲覧できます。



- 生涯学習課の取組
- 社会教育の推進
- 人権教育の推進
- 社会教育における人権学習の手引「波紋」

本冊子の活用にあたって

本冊子は社会教育分野における人権教育を行う指導者のための資料として作成しました。
以下を参考にし、御活用ください。

● 内容

この冊子は、話を聞くだけではなく参加者同士が「ワーク」を通して語り合い、人権問題を主体的に学ぶ参加型の学習プログラムとなっています。それぞれの「ワーク」は、身近な生活に見られるエピソードを人権の視点で捉え直し、「気づき」「深め」「行動」へつなげるものとなっています。

それぞれの「ワーク」を活用していただくとともに、学習者の状況や地域の学習課題を踏まえ、工夫を凝らしてお互いの学びを深めてください。

● 構成

この冊子は、Ⅰ 地域で人権教育を進めるみなさんへ、Ⅱ 豊かな学びをつくるために、Ⅲ 社会教育関係団体等における実践事例、Ⅳ 資料等の4部から構成されています。

特にⅡには、各人権問題別のワークシート活用および活用例・解説が記載されておりますので、印刷、もしくは滋賀県学習情報提供システム「におねっと」よりダウンロードして御活用ください。

● 進め方 ～ファシリテーターの方へ（「ファシリテーターの役割」は本冊子P.3をご覧ください）～

① 目的

参加者とともに何を考え、何を学ぶのか、学習の目標やねらいを確認しましょう。

② 参加者の把握

参加者のニーズ（要望）を把握することが大切です。事前にアンケートなどを実施してもよいでしょう。

③ 会場

参加者の倍程度の人数が収容できる広さが必要です。できれば、床が平面で机と椅子が移動できる会場にしましょう。

④ 時間配分

「気づき」から「行動」につながる流れと組立てを考慮して、余裕を持った時間配分を決めましょう。

⑤ 学習プログラムの確認

プログラムの流れと組立て、手法や教材、時間配分、配布物や準備物などできるだけ詳細に学習プログラムを確認しましょう。具体的な流れについては、「学習会の流れ」「解説編」を参考にしてください。

⑥ 全体の流れのシミュレーション

学習プログラムに基づいて、頭の中で全体の流れをイメージして確認しましょう。

⑦ テキストの提示方法

見開きにワークシート書き込み欄、資料、データなどを掲載しています。そのまま印刷して使うことが可能です。内容によっては部分ごとに提示することが効果的な場合もありますので、学習の場面に応じて工夫して使用しましょう。

⑧ 学習の形態

話し合いやワーク等の活動が効果的に行えるグループの人数のめやすは4～6人です。あらかじめグループ分けをしておいてもよいですし、アイスブレイキング（P.37）を行う中で、グループを編成することも可能です。参加者の状況や学習のねらい等に応じて編成しましょう。

⑨ 準備物

参加者人数、使用する用具の確認を行い、準備物は少し多めに用意しましょう。日頃から人権に関する情報を集めておくことがプログラムの組立てに有効です。

● 約束事（学習を始める前に全員参加で確認しましょう）

参加：活動に積極的に参加しましょう

- 参加者の話し合いで作っていく学習会です。一人ひとりが積極的に参加するよう心がけましょう。

尊重：互いの考えや感じ方を尊重しましょう

- 相手の意見をしっかり聴きましょう。また、一人で長く話し過ぎないようにしましょう。
- 発言は強制ではありません。聴いているだけの参加も認めましょう。

守秘：話し合い活動で知った参加者の個人情報を持ち帰らないようにしましょう

- 活動の中で知った参加者の個人に関わる話の内容は、他の場所で他人に話したりしないようにしましょう。

社会教育分野における 人権教育で取り組みたい 3つの柱

（「人権教育推進プラン」より）

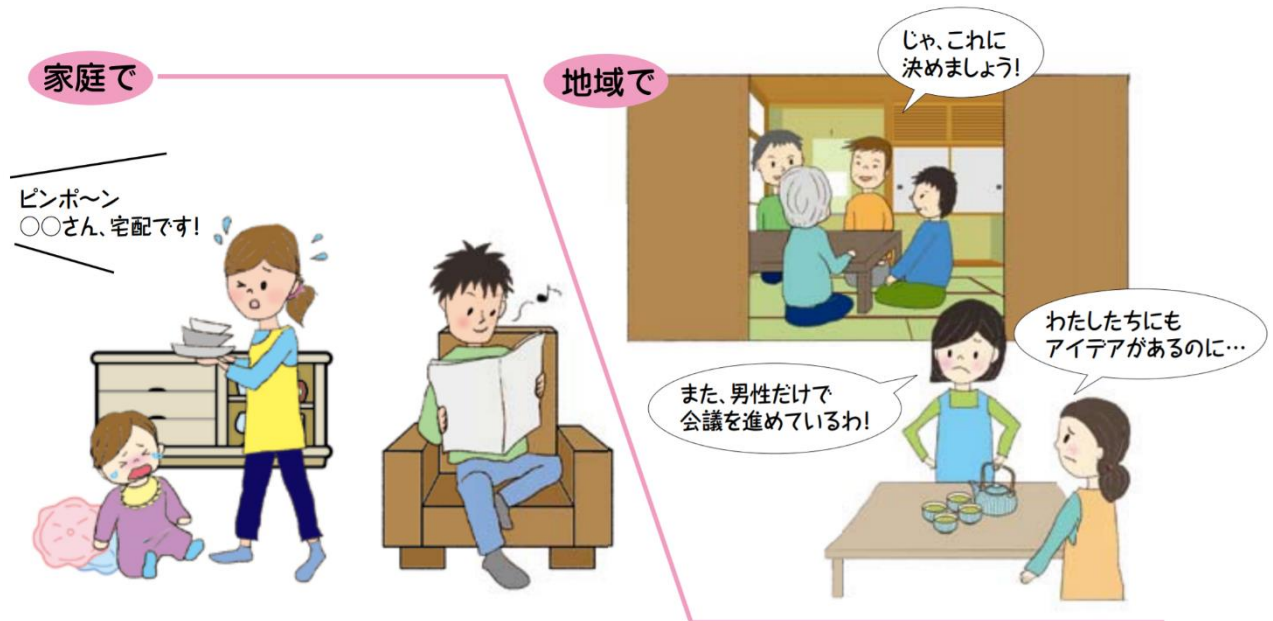
身近な生活の
中にある問題に
気づくこと

自分の問題として
とらえ行動に
つなげること

能力や可能性を
発揮できる社会
をつくること

学習の流れ(60分)		支援のポイント
I 15分	1 趣旨説明 アイスブレーキング グループ分け	○ テーマ・学習会の目的を確認します。 →P.29～「各人権問題別ワークシート活用例」参照 ○ 参加者の緊張をほぐし、場の雰囲気を和やかにします。 →P.43「アイスブレーキングの手法」参照 ○ 話し合い活動が行いやすい人数（4～6人）でグループを作ります。 ○ ワークに入る前に約束事（「参加」「尊重」「守秘」）を確認します。
	2 約束事の確認	
II 30分	3 ワークシートによる活動 【ワークⅠ】 どう思いますか？（気づく） 【ワークⅡ】 考えてみましょう！（深める） 【ワークⅢ】 話し合いましょう できること！（行動する）	○ ワークシートを配布して、【ワークⅠ～Ⅲ】の活動を進めます。 →解説編 P.29～「2 進め方(ワークシート活用例)」を参照 ・ イラスト等を参考にして、日常生活にある人権問題について率直な意見を語り合います。 ・ 資料等を参考にして、各人権問題について語り合い、考えを深めます。 ・ 地域で今まで取り組んできたこと、これから取り組みそうなことを語り合います。
	4 各グループの発表 5 まとめ・ふりかえり	
III 15分		○ グループで出てきた内容を全体で交流し、できるだけ多くの考えに接するようにします。 ○ 参加者の「気づき」や意見を聞き、学習の整理、共有の場とします。最後に、互いにお礼を言って活動を終えます。

家庭や地域でも生き生きと自分らしく！



ワークⅠ どう思いますか？

- 左上のイラストはある共働き家庭での様子です。右上のイラストはある自治会での様子です。あなたはこれらのイラストを見てどう思いますか？

ワークⅡ 考えてみましょう！

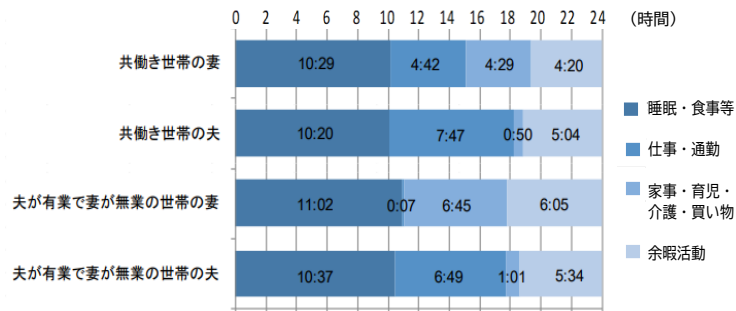
- 家庭や地域で役割分担を考えると、「男だから」「女だから」という理由で決まっているものはありませんか？

ワークⅢ 語り合おう できること！

- 家庭や地域において男女が互いに協力し、それぞれの個性や能力を発揮するためにはどうしたらよいでしょうか？これまでできていること、さらにこれからできることは何だと思いますか？

あなたの家庭、地域での役割分担はどうですか？

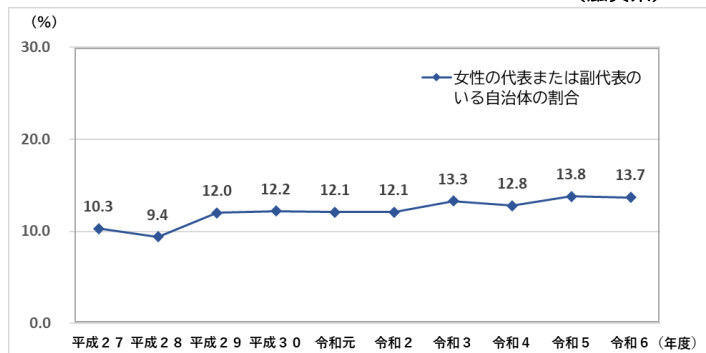
資料① ● 夫婦の生活時間（1日に占める時間数：週全体）（滋賀県）



資料：「令和3年社会生活基本調査」（総務省）をもとに作成

備考：端数処理の関係上、構成比の合計が24時間にならない場合があります。

資料② ● 女性の代表者または副代表者のいる自治会比率の推移（滋賀県）



資料：「市町における男女共同参画推進状況」（滋賀県女性活躍推進課）より

◎家事・子育て・介護は協力して行いましょう

掃除や洗濯、食事の準備や片づけ、そして子育てや介護について、女性が担っている時間が男性よりも長い状況です。

自分やパートナーが安らげる楽しい家庭であるためには、家族で協力し合える関係であることが大切です。

◎男女が協力し責任をもって地域づくりに関わりましょう

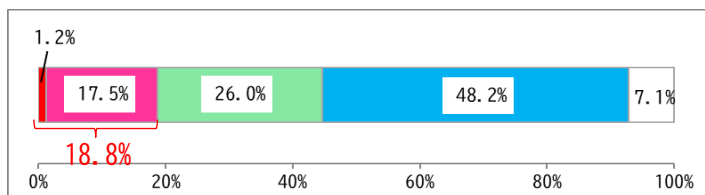
これまでの慣習などによって「地域の活動におけるリーダーや決定権は男性に」と考える人が多く、自治会の女性リーダーは1割程度という現状です。しかし、女性も男性も地域を構成する一員です。

それぞれが責任をもって地域の活動に関わりましょう。

「男だから、女だから」と決めつけていませんか？

資料③ ● 「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方について（滋賀県）

■ 同感する ■ どちらかといえば同感する方である ■ どちらかといえば同感しない方である ■ 同感しない □ わからない



資料：令和6年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査（滋賀県）

備考：四捨五入の関係上、各選択肢の百分率（%）の合計が100%にならない場合があります。

語り合いましょ！



うまいっていることも出し合ってみよう！

一步、行動に移してみませんか？

あなたの家庭は？

あなたの地域は？

なぜ男性の育児参画が進まないの？

家事や育児、介護は誰の役割？

役員などの男女比は？

男だから代表？

災害時の備えは？
避難所の設置などで男女に
どんなニーズの違いがあるの？

地域の行事などの役割分担は？

女だから炊き出し？
料理の得意な男性もいるよね

大切なのは、一人ひとりがその個性や能力に応じて力を発揮し、男女が共に生き生きと暮らせる家庭や地域をつくることです。

子どもをいじめから守るには？



ワークⅠ どう思いますか？

- 下校時みんなのカバンを無理やり持たされている子どもがいました。あなたはこれをどう思いますか？
- また、カバンを持たされている子どもやこれを周りで見ている子どもはどんな気持ちでしょうか？

ワークⅡ 考えてみましょう！

- あなたの地域では、どの子どもも生き生きと過ごしていますか？
- 子どもの様子で気になることはありませんか？

ワークⅢ 語り合おう できること！

- 子どもをいじめから守り健全に育てるために、地域や家庭でできていること、さらにできることは何だと思いますか？

子どものSOSを見逃さないで!

資料①

いじめへの気づき

※H24.11.20 小森美登里氏（滋賀県いじめ対策研究チーム会議員／NPO法人ジェントルハートプロジェクト理事）講演から抜粋

- 「しばらく様子を見る」対応は大変危険
 - ・いろいろな事案を見てみると、子どもは、大人が思っている以上に、切羽詰るまで、いじめられていることを打ち明けないことがわかってきました。
 - ・ですから、子どもが相談してきた時点では、すでに心の傷は相当深くなっていると理解すべきであり、「しばらく様子を見る」対応は大変危険です。様子を見ている間に、いじめは深刻化し、心の傷はさらに深くなっていく恐れがあります。
- 子どもの傾を思い出そう
 - ・なぜ、いじめられていることを大人に相談しないのか。そう思う前にちょっと立ち止まって、自らの子どもの傾を思い出してみてください。
 - ・子どもが、やっとの思いで打ち明けてくれたとき、「どうして相談しなかったの」「相談しないあなたもいけない」といった対応をすることは、子どもを絶望させてしまいます。
- 被害者責任論は大人の誤解
 - ・どんなことがあっても、人が人を傷つけていいはずはありません。
 - ・被害者責任論は、問題を複雑化させているいじめに対する大人の誤解です。「いじめられるあなたにも原因があるのではないか」—この言葉もまた、やっとの思いで打ち明けてくれた子どもを絶望させるものであることを肝に銘じておきたいものです。
- いじめは、いじめ加害者問題
 - ・繰り返されるいじめ行為を止めない限り、真の問題解決にはつながりません。
 - ・その意味で、被害者を守ることと併せて、加害者が抱える問題にどこまで寄り添うことができるのか。いじめ問題は、いじめ加害者問題であるとの認識で取り組むべきと考えます。

いじめによって子どもが命を落とすことのないように、社会全体で考えることが大切です。

いじめとは…

いじめ防止対策推進法（第2条）では、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されています。

◎いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものです。いじめられる側に責任はありません。

他人を大切にすることは、自分が大切にされていると感じることから生まれるのだ!



見つめてみましょう! 地域の子ども

資料②

小さなことも見逃さないで!

- ☐ 仲間に入れず、一人でボツンと過ごすことが多い。
- ☐ 遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたりする。
- ☐ 近所の年下の子どもとしか遊べなくなる。
- ☐ ゲームコーナーなどでお金をよくつかう。
- ☐ 一人で掃除や後片づけをさせられていることが多い。
- ☐ 自転車など個人の持ちものにいたずらをされる。

「ストップいじめアクションプラン」滋賀県教育委員会より

普段から子どもに声をかけましょう!

声をかけられることで、子どもは見守られていることに気づきます。

そして見守られていることで自分も大切にされていることがわかります。

子どもの変化に気づいたら?

いじめ、虐待、体罰など気になることがあれば、学校や行政(児童相談所、警察等)に相談しましょう!

語り合いましょう!

一歩、行動に移してみませんか?



子どもは集団の中で人間関係をつくることを学びますが、その場は学校だけではありません。地域や家庭も大切な学びの場となります。大人たちが連携して、子どもを守り育てる環境をつくるのが大切です。

住み慣れた地域で安心して暮らすには？



ワークⅠ どう思いますか？

- 隣のおじいさんはよく散歩に出ていたのに、最近は外で会うことがなくなりました。おじいさんはどうされたと思いますか？

ワークⅡ 考えてみましょう！

- 年をとってからあなたはどのような暮らしがしたいですか？
- また、高齢者の悩みにはどのようなものがあるでしょうか？

ワークⅢ 語り合いましょう できること！

- 高齢者が安心して暮らすために、地域でできていること、さらにできることは何だと思いますか？

高齢者に関わる問題

資料①



おじいさんに
会わなくなった原因は
いろいろ考えられるのだ！



★一歩進んで★

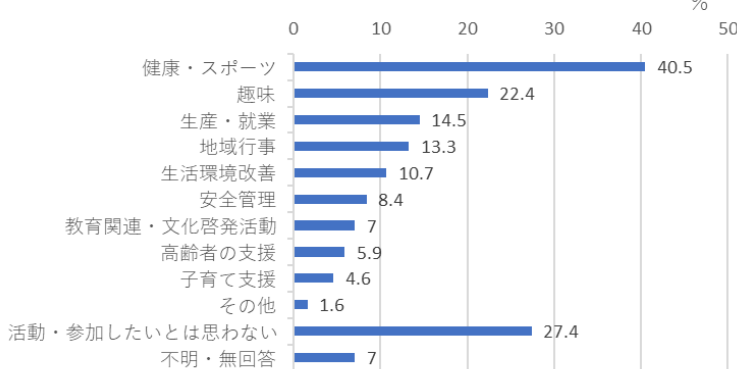
虐待から守るために

虐待には、たたくなどの身体的虐待、食事を与えないといった介護・世話の放棄・放任、言葉などによる心理的虐待、わいせつな行為を強要するといった性的虐待、年金などを取りあげるといった経済的虐待があります。

家族や高齢者が直接相談に来ることができない場合もあります。

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には、市町の窓口（地域包括支援センターなど）へ通報してください。

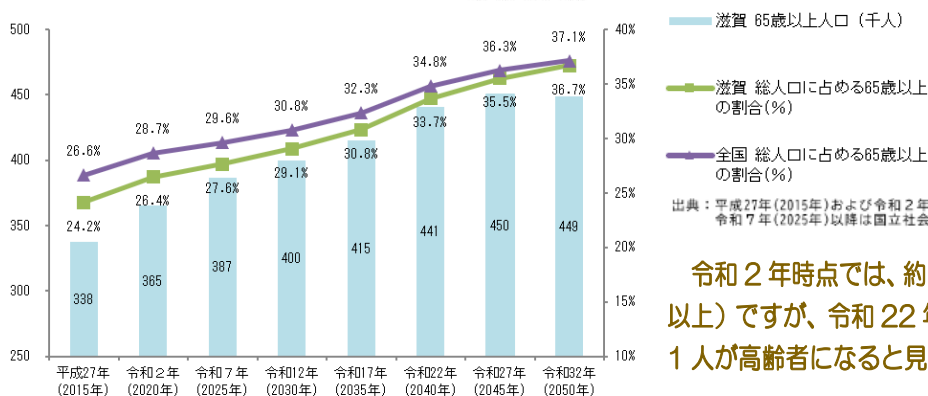
資料② ●今後、行いたい活動



高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査結果（令和3年度）

資料③ ●65歳以上人口の推計

[単位:千人・%]



令和2年時点では、約3.8人に1人が高齢者（65歳以上）ですが、令和22年（2040年）には、約3人に1人が高齢者になると見込まれています。

YouTube 法務省チャンネル

人権啓発ビデオ

「虐待防止シリーズ」高齢者虐待



出典：平成27年（2015年）および令和2年（2020年）は国勢調査（総務省）
令和7年（2025年）以降は国立社会保障・人口問題研究所の令和5年（2023年）推計

語り合しましょう!

一歩、行動に移してみませんか?

カフェやサロンの設置

介護予防の教室
ラジオ体操の実施

ゴミ出しの手伝い

配食サービス
外出支援

サークル活動
ボランティアセンター設置

地域の子どもたちと交流
(掃除、キャンプ、餅つき)

介護者の集い

見守り活動
防災マップ作成

地域で、高齢者とその家族が孤立しないよう普段から声を掛け合しましょう。
また、近所の高齢者の変化に気づいたら地域包括支援センターや社会福祉協議会などに相談しましょう!

障害がある人もない人も共に生きる社会を目指して

アパートを借りるときに障害があることを伝えると、それを理由に貸してくれなかった。



盲導犬と一緒に飲食店に入ろうとしたら入店を断られた。



障害がある人は保護者や介助者が一緒にでないと窓口対応しないと言われた。



本人を無視して保護者や介助者だけに話しかけた。



ワークⅠ 考えてみましょう！

- 障害がある人との出会いや関わりについて、振り返ってみましょう。

ワークⅡ どう思いますか？

- 上のイラストのように、障害を理由としてサービスの提供を拒否したり、条件をつけたりすること等についてどう思いますか？

ワークⅢ 語り合いましょう できること！

- 障害がある人への差別を解消し、障害がある人もない人も共に暮らすために、地域でできることや自分ができるところをあげてみましょう。

障害がある人もない人も共に生きる社会を目指して

～滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例が施行されました～

1 条例の目的

この条例は、障害がある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現を目指しています。

2 対象となる「障害者」とは？

この条例の対象となる「障害者」とは、障害者手帳を持っている人のことだけではありません。

身体障害、知的障害、精神障害、難病などにより心身の機能の障害がある人であって、障害および社会の中にあるバリアにより継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人すべてが対象です。

→これは「[障害の社会モデル](#)」の考え方に基づいています。

障害者手帳

この条例では、障害を理由とする差別を解消するため、すべての県民、事業者、障害がある人に対する差別を禁止するとともに、合理的配慮の提供を求めています。詳しくは本冊子 P.71 をご覧ください。

障害を理由とする差別とは？

正当な理由がなく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけるたりすることです。



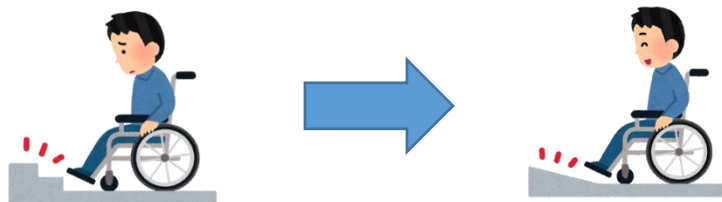
合理的配慮の提供とは？

障害がある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、負担が重くない範囲で配慮を行うことです。重い負担がないのに「合理的配慮をしないこと」は差別に当たります。「お互いの事情」を分かりあい、共に「何ができるか」アイデアを出し、建設的な対話によって、その時々に見える配慮を導き出すのが合理的配慮です。できないと判断する前に、どうすれば対応できるかを考えることが重要です。

3 「障害の社会モデル」とは？

「障害の社会モデル」とは、障害がある人が日常生活や社会生活において受ける制限は、心身の機能障害のみによって生じるものではなく、社会の中にあるバリア（社会的障壁）によって生じるという考え方です。社会の中にあるバリアを社会全体で取り除いていきましょう。

- ・例えば、階段を車イスで上がることはできません。⇒障害がある
- ・しかしスロープが設置されれば車イスでも上がることができます。⇒社会モデルでは障害が解消された



法務省



YouTube 法務省チャンネル

人権啓発動画「障害のある人と人権 ～誰もが住みよい社会をつくるために～」

部落差別（同和問題）を解決するのはだれ？



ワークⅠ どう思いますか？

- あなたの知らない間に、戸籍等の個人情報が取得されていたらどう思いますか？
- また、差別につながる身元調査が行われるのは、なぜだと思いますか？

ワークⅡ 考えてみましょう！

- あなたは住宅を選ぶ際、どのような条件を考えますか？
- また、購入する土地の近隣に同和地区があるか気になりますか？それは、なぜですか？

ワークⅢ 語り合いましょう できること！

- 部落差別（同和問題）の解決に向けて地域でできていること、さらにできることは何だと思いますか？

なぜ戸籍等が不正に取得されるの？

身元調査は、誰もがその対象となる可能性があります。

資料①

今でもこんなことが起こっています！

戸籍や住民票などの個人情報については、行政書士や司法書士などは、依頼を受けた業務の遂行上、必要な場合は本人の同意を得ることなく交付を請求することができます。

このような制度を悪用して興信所などに個人情報を不正に取得し、売買するという事件が県外で起こっており、県内でも不正取得が疑われる事件が発生しています。

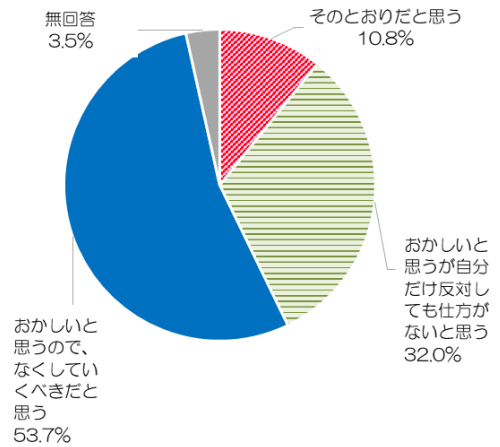


身元調査はお断りなのだ！



資料②

あなたは、結婚の相手を決めるときに、家柄や血筋にこだわる考え方についてどう思いますか？

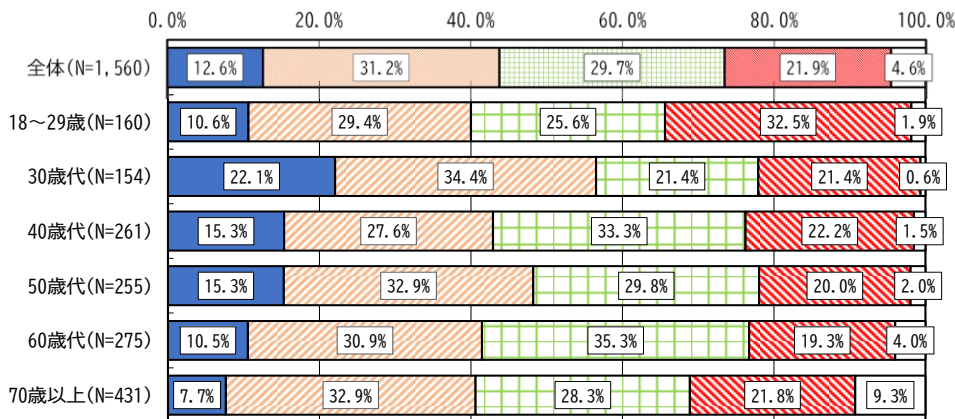


「令和3年度 人権に関する県民意識調査報告書」(滋賀県)より

身元調査を依頼する人がいなければ、戸籍などの情報を売買するような事件は起こりません。

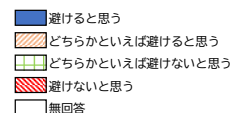
なぜ土地を買うときに気になるの？

資料③ あなたは住宅を選ぶ際に、近隣に同和地区があると避けると思いますか？



「令和3年度 人権に関する県民意識調査報告書」(滋賀県)より

30歳代の人に、「避ける」と答えている人が多いのはなぜなんだろう？



語り合いましょう！

一步、行動に移してみませんか？

学習会の企画、参加

部落の歴史を正しく理解する

同和地区の問合せをしない
させない

えせ同和行為に対して毅然と対応し、行政や警察などに相談する

インターネット上で差別書き込みを見つけたら通報や削除要請をする

今もなお、部落差別が存在し、インターネットの普及などにより差別の状況に変化が生じています。こうしたことから、部落差別の解消を推進し、差別のない社会を実現することを目的とする「部落差別の解消の推進に関する法律」が、平成28年（2016年）12月に施行されました。

法務省



人権啓発ビデオ「同和問題 未来に向けて」

地域に暮らす外国人、一緒に地域をよくしていくには？



ワークⅠ どう思いますか？

- 滋賀県には、どれくらいの外国人が住んでいると思いますか？
どこの国から？ 人数は？ 何をしているの？（留学、就職、国際結婚、研修）
どんな言葉を話しているの？

ワークⅡ 考えてみましょう！

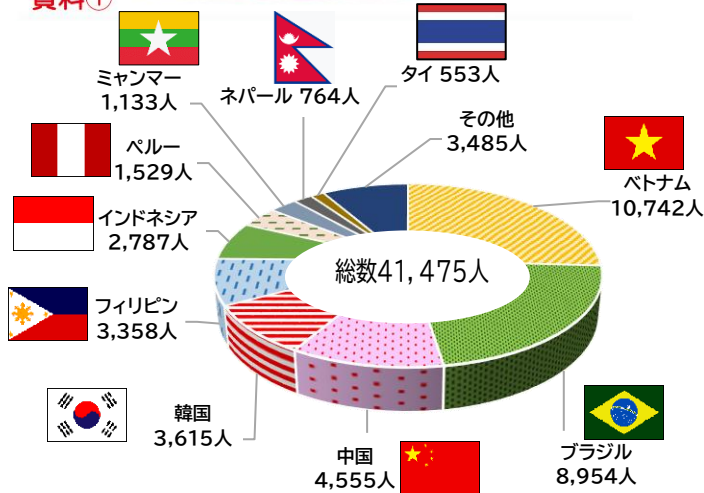
- 外国人との出会いや関わりについて振り返ってみましょう。
- また、あなたの地域は外国人が住みやすいところですか？

ワークⅢ 語り合えよう できること！

- 昔に比べて、地域で暮らす外国人は増えてきています。同じ地域で共に暮らしていくために必要なことは何だと思いますか？

滋賀県の外国人はこんなに！ こんなところから！

資料①

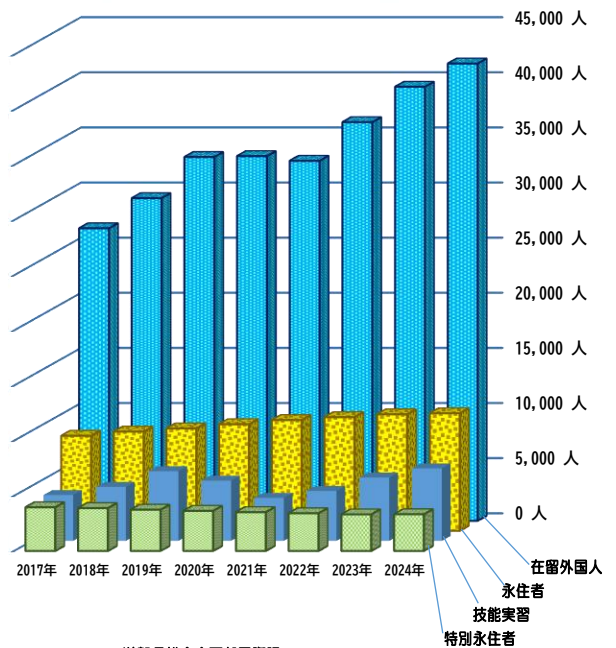


滋賀県総合企画部国際課
滋賀県内の外国人人口（2024年12月末）をもとに作成



滋賀県の特徴は？

資料②



滋賀県総合企画部国際課
滋賀県内の外国人人口（2024年12月末）をもとに作成

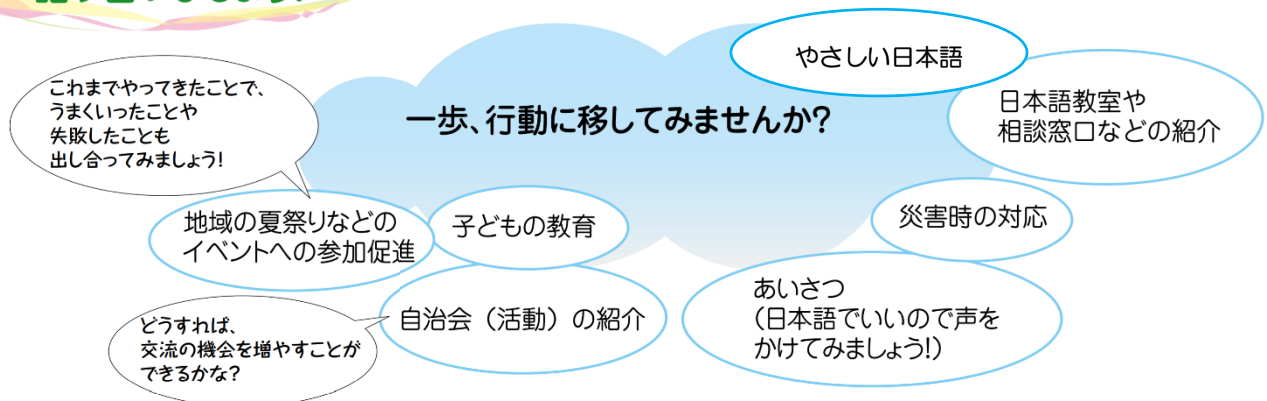
外国人との共生って難しい？

資料③



語り合しましょう！

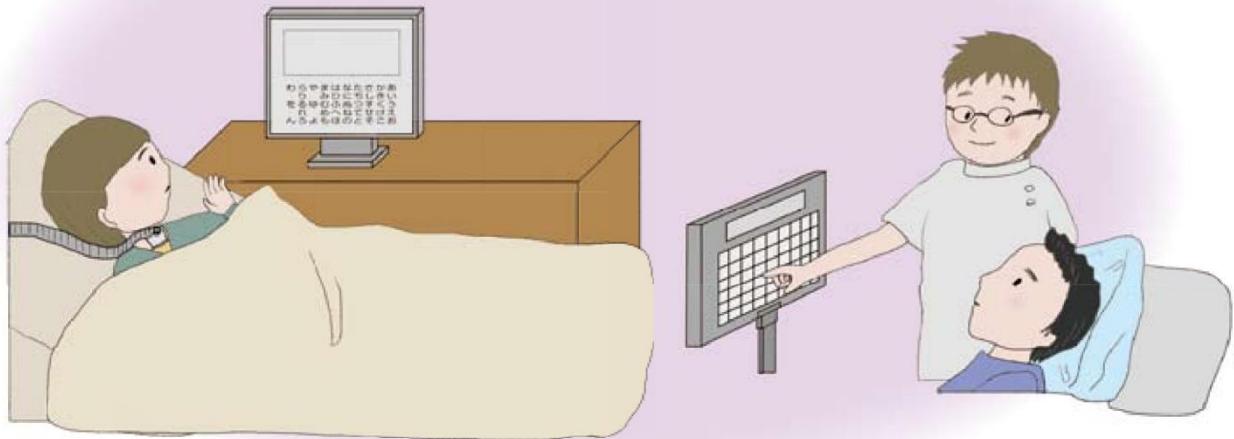
地域で取り組んできたこと、これから取り組めることは？



「ちがい」に気づき、「ちがい」をいかす、そして「ちがい」が創る新しいつながりが大切です。

病気の人の悩みってなんだろう？

Aさんは、全身の筋力が低下するALS（筋萎縮性側索硬化症）という難病にかかっています。



ワークⅠ どう思いますか？

- あなたは、難病と呼ばれる病気について知っていますか？
- また、Aさんの気持ちはどのようなものだと思いますか？

ワークⅡ 考えてみましょう！

- あなたが病気になったら、困ることはありますか？
病気になった場合の悩みには、どのようなものがあるか考えてみましょう。

ワークⅢ 語り合いましょう できること！

- 病気の人やその家族が地域で孤立しないようにするため、これまでにできていること、さらにこれからできることは何だと思いますか？

病気を正しく理解しましょう

病気に対する誤解や偏見などにより、人との関係を絶たれたり、人としての尊厳を傷つけられたりすることがあります。

このような誤解や偏見をなくすために、まず病気について正しく知ることが大切です。

病気の人だけでなく
その周りの人も大変なのだ！
何かできることはないかな？



病気の人のお気持ちを考えましょう！

資料②



語り合いましょう！



病気の人とその家族の
プライバシーにも留意する
必要があるのだ！

一步、行動に移してみませんか？

ボランティアの組織

ちょっとした買い物や、
ゴミ出しの手伝い

防災、見守り
声かけ

行政機関やNPOと協力

病気の人とその家族が孤立しないよう地域全体で支え合うことが大切です。

資料①

ハンセン病

「らい菌」によって
引き起こされる感染症です。
「らい菌」の感染力は弱く、
仮に感染したとしても発病する
ことはまれです。現在では治療法も確立してい
るため、万一発病しても、早期に発見し適切な
治療を行えば後遺症が残ることはありません。

ハンセン病
もっと学ぼう



エイズ

感染した結果、免疫力が低下し様々な病気が
引き起こされた状態を言います。
エイズの原因であるウィルスをヒト免疫不全
ウィルスといい、HIVと表します。
HIVの感染経路は限られており、予防の知識
と適切な行動でエイズは予防可能な病気です。

難病

原因が不明で治療方法が確立されていない病
気です。その種類は数多くあり、国でも治療研
究が進められています。
原因が不明なため、様々な誤解や偏見があり
経済的な問題や精神的ケア、家族の負担など患
者・家族だけでは解決できない問題もありま
す。

資料③

病気の人のお生活の質の向上を考えてみましょう

QOLってなんだろう？

（クオリティー・オブ・ライフ）

「クオリティー・オブ・ライフ（QOL）」とは、
WHO（世界保健機構）が提唱した概念で、生命・
生活・人生の質的内容を重視するという考え方
です。患者や家族の人生観や価値観を尊重し、
できる限り普段の暮らしに近い療養環境を整備
していくことが大切です。

突然、犯罪に巻き込まれたら？

ワークⅠ
どう思いますか？

- あなたが窃盗の被害にあい、家の中が荒らされていました。このような被害にあったら、どのような気持ちになると思いますか？

ワークⅡ
考えてみましょう！

- 被害後に生じる二次的被害（更なる被害）について、どのようなものがあると思いますか？また、あなたが被害者で、上記イラストの会話を聞いたら、どのような気持ちになると思いますか？

ワークⅢ
語り合いましょう
できること！

- 犯罪被害にあった人が地域で安心して暮らすために、できることは何だと思いますか？

あなたならどんな気持ち?

資料① 被害直後の精神状態の例



犯罪被害実態調査研究会資料を基に作成

犯罪に巻き込まれたのは、
本人の責任ではないのだ!

犯罪被害者を傷つけてしまう言葉

- ・ 気を強く持って、前向きに生きましょう。
- ・ あなた一人が苦しいのではありませんよ。
- ・ つらいことは、早く忘れましょう。
- ・ あなたは、強い人だから大丈夫ですよ。
- ・ あなたにも悪いところがあったのでは?

など

被害者が受ける二次的被害ってどういうもの?

二次的被害とは、犯罪被害者に被害
後生じる様々な問題を言います。

資料②

★二次的被害の状況の例★

- ◆ 精神的ショックをうけた
- ◆ 身体の不調をきたした
- ◆ 治療費などの経済的負担
- ◆ 仕事を休む、またはやめざるを得なかった
- ◆ 生活が苦しくなった
- ◆ マスコミから誤った報道をされた
- ◆ 検察などの事情聴取に対応を求められた
- ◆ 加害者側の弁護士と話した
- ◆ 裁判所の手続きで対応を求められた
- ◆ 家族のまとまりが乱れた
- ◆ 転居した
- ◆ 近所の人に変な目でみられた
- ◆ 友人、同僚等周囲との関係が変化した
- ◆ インターネット上に個人情報勝手に書き込まれた

犯罪被害実態調査研究会資料を基に作成

語り合いましょう!



一歩、行動に移してみませんか?

被害者の気持ちの
変化に寄りそう時には、ふつうに接する
ことも大事なかな?

こころない噂をたてない

被害者の立場に
立って考えることが
大事だね行政機関や民間支援団体など
相談窓口の紹介その人にあった
「関わり方」が大事だね!

犯罪被害者とその家族が安心して暮らせるよう、寄り添うという気持ちを持
って地域づくりを考えましょう。

新たな感染症 (新型コロナウイルス感染症等)

令和2年(2020年)、新型コロナウイルス感染症等が世界的にまん延し、患者本人のみならず、家族や濃厚接触者、治療にあたる医療従事者、エッセンシャルワーカー、ワクチン未接種者など、様々な人に対する偏見や差別などの発生や、感染症に関する誤った噂やデマに基づく風評被害の発生などがあり、大きな社会問題となりました。

今後、未知の新たな感染症が発生・まん延した場合に、新型コロナウイルス感染症等まん延時と同様の人権侵害が発生しないよう、感染症に関する適切な情報の公表や正しい知識の普及、感染症患者等の人権の尊重についての教育・啓発を継続して行っていくことが必要です。

刑を終えた人・保護観察中の人等

刑を終えた人、保護観察中の人(仮釈放者、少年院仮退院者など)やその家族に対する偏見や差別は根強く、特に就職や住居の確保などのときに差別されることが多く、社会復帰を困難にしています。また、このことが再犯に陥る要因の一つともなっています。周囲の人々が理解を深め、地域社会の一員として円滑な社会生活を営めるよう、こうした人々やその家族に対する偏見や差別をなくしていくことが大切です。

特に、社会復帰には雇用の場の確保が重要であるため、事業所の理解を得るための啓発に努めるとともに、単独で生活を立て直すことが困難な高齢者や障害者に対しては、地域での生活を支援するため、地域生活定着支援センター※において、福祉サービスの利用援助や相談等を行います。

※地域生活定着支援センター

高齢または障害を有することにより、刑務所、少年刑務所、拘留所および少年院から出所・出院した後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護観察所と協働して、出所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行う機関です。

性的指向・ジェンダーアイデンティティ※

生まれてきたときの性別である「からだの性」と自分が認識している「こころの性」が、一致しない人がいます。

また、「男だから女が好き」「女だから男が好き」とは限りません。性のあり方は人によりさまざまです。一方的な見方で判断してしまうのではなく、多様性を受け入れることでだれもが自分の性のあり方を尊重され、自分らしく生きられる社会の実現にむけて、まずは正確な知識を身に付け、理解を深めていくことが必要です。

※「ジェンダーアイデンティティ」とは、自分の性をどのように認識しているか、どのような性のアイデンティティを持っているかということ、「性自認」や「性同一性」と言われることもあります。



27~28 ページのワークシートを活用してください。

こうした 人権課題について 正しい認識と 理解を 深めましょう！



アイヌの人々

アイヌ※の人々は、固有の言語や伝統的な儀式等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策などにより、今日ではその文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

アイヌの人々の民族としての誇りを尊重し、アイヌの人々に対する理解と認識を深めることが必要です。

※「アイヌ」とは、アイヌ語で「カムイ」(神々、自然) に対する「人間」という意味です。令和元年(2019年)5月、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、政府は、アイヌ施策の総合的な企画・立案・推進に取り組んでいます。

拉致被害者等

北朝鮮当局による日本人拉致は重大な人権侵害です。

解決のためには、拉致問題に対する世論を高め、国際社会と協力していくことが必要であり、国と連携し啓発活動を実施します。

参考:「滋賀県人権施策推進計画」
「こころやわらかく」
(滋賀県人権施策推進課)

インターネット上の人権侵害

高度情報化の進展の中で、インターネットの利用により情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性が大きく向上する一方、情報発信の匿名性を悪用して、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載が行われるなど、人権に関わる問題が発生しています。さらに、安易な個人情報の発信や有害サイトの利用などから犯罪に巻き込まれる事件も発生しています。

こうしたインターネットによる人権侵害を防止するためには、インターネット利用上のルールやマナー、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めることや、情報リテラシーの向上を図ることが大切です。



次ページのワークシートを活用してください。



ヘイトスピーチ

人種、国籍、思想など特定の属性を有する集団を貶め、差別・排斥するなどの言動であるヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねません。

平成28年(2016年)には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行され、ヘイトスピーチの解消に向けた取組の推進が図られています。

しかしながら、ヘイトスピーチは特定の民族や国籍の人々だけを対象にしたものにとどまりません。昨今、特にインターネット上において、障害のある人や被差別部落出身者、LGBT等の当事者など、様々な属性を有する人々を対象としたヘイトスピーチも増加しており、大きな社会問題となっています。

災害発生時の人権問題

大規模な災害は、多くの命を危険にさらし、人々の暮らしを奪い、理不尽な苦しみを強いるものです。

平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災および原子力発電所の事故によって、避難生活を強いられた高齢者、障害者、女性、乳幼児等に対する配慮が欠けていたことが問題になったほか、放射線被ばくについての風評等に基づく差別的言動等も発生しました。

また、令和6年(2024年)1月に発生した能登半島地震では、SNS上で災害に便乗した偽情報の流布や、悪質なデマの拡散等が見られました。

こうした不確かな情報に基づいて他人を不当に扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信したりする行為は、人権侵害にあたり得るだけでなく避難や救助、復興の妨げにもなりかねません。災害時においては、被災者の人権尊重の視点に立った対応・配慮などを行うことが一層必要です。

ハラスメント

ハラスメントとは「いじめ」や「いやがらせ」を意味する言葉で、セクハラやパワハラなど相手の尊厳を傷つけたり、不利益を与えたりする言動のことを指します。

令和2年(2020年)には「労働施策推進法」や「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」が改正され、パワハラ防止対策の法制化や、セクハラ等防止対策の強化が行われました。

また、ハラスメントは職場で行われるものに止まらず、アカデミックハラスメント(アカハラ)やカスタマーハラスメント(カスハラ)など、様々なハラスメントが問題視されるようになっており、ハラスメントの解消に向けた取組を推進することが必要です。



参考：「滋賀県人権施策推進計画」
「こころやわらかく」
(滋賀県人権施策推進課)

インターネットと上手につきあうには？



ワークⅠ どう思いますか？

- あなたは、インターネット上で起こっている問題についてどのようなことを知っていますか。

ワークⅡ 考えてみましょう！

- あなたがインターネットを利用する場合、気をつけていることはありますか？
- お子さんがいる場合、インターネットを使うときの約束事などを決めていますか？

ワークⅢ 語り合いましょう できること！

- インターネットをみんなが安心して使うために、気をつけなければならないことは何か考えましょう。

いろんな問題が起こっています

資料①



人権侵害の書き込みに気づいたら？

人権侵害にあたる書き込みなどを見つけたら、情報の発信者やサイト管理者、プロバイダ等に記事を削除するよう要請しましょう。削除できない場合などは、法務局に相談しましょう。

早期発見！
早期削除が大事なのだ！

情報をうまく使いこなそう！

インターネット上にある情報は、全て正しいものとは限りません。根拠のない情報をうのみにせず、信頼できるものか確認しましょう。

語り合いましょう！

一步、行動に移してみませんか？

発信源に注意

ネット監視
違法な書き込みの通報

不用意に個人情報を
書き込まない

インターネット上の
マナーやルールって
何だろう？

情報を正しく選別できる
力をつける

フィルタリングソフトの利用

ネット上でも相手は、
目の前にいる人間と同じ
マナーを守る

相手の顔が見えないからこそ、モラルやマナーが大切です。

人権侵害の被害者にも加害者にもならないようインターネットのルールやマナー、使い方について考えましょう。

資料② サイバー犯罪に関する相談の受理件数の推移（滋賀県内）



滋賀県警 HP「サイバー犯罪の概要」より

【主な相談内容】

- 詐欺・悪質商法等による被害に関するもの
- 名誉棄損・誹謗中傷等による被害に関するもの
- 不正アクセスによる被害に関するもの
- 迷惑メール・スパムメールによる被害に関するもの など

軽い気持ちで書き込まないで！

一度書き込まれた情報は、インターネット上で複数の人にコピーされる可能性があるため、完全に消去することは困難な場合があります。

書き込みや、画像などを投稿する際にはデータに個人情報が含まれていないか注意しましょう。また、他人を誹謗中傷することは犯罪になることもあります。

インターネットの悪影響から子どもを守ろう

インターネット上には、子どもの成長に悪影響を及ぼすようなサイトも数多くあります。大人が、子どものネット環境に留意し、フィルタリングなどの機能を活用しましょう。

また、インターネットの掲示板や SNS、チャットやゲームのやりとりの中でもいじめが起こっていることがあります。ケータイやスマホ（スマートフォン）、携帯ゲーム機でもインターネットは利用できます。大人が SNS 等に対する正しい知識を身につけ、子どもがどのようにインターネットを使っているか留意しましょう。

法務省



【YouTube 法務省チャンネル】

← 人権啓発動画『誰か』のこと じゃない。』インターネット編

人権啓発ビデオ「インターネットと人権 ～加害者にも被害者にもならないために～」→

【ドラマ 無断で個人情報をインターネット上に公開してしまった事例】



性の多様性や性的マイノリティとは？

「LGBT」とは

LGBT（エル・ジー・ビー・ティー）とは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとって組み合わせたものです。

LGBT以外にも、男性・女性どちらに対しても恋愛感情を抱かない人（アセクシュアル（A:Asexual））、「こころの性」を男性・女性のいずれとも明確に認識していない人（エックスジェンダー（X:Xgender））や、自身の性を決められない・分からない人（クエスチョニング（Q:Questioning））など、さまざまな人がいます。

（LGBTにこれらの人を加え、「LGBTQ」や「LGBTQ+」と表記されることもあります。また、これらに該当する人はLGBTQも含めて人口の約8%^{※2}や約9%^{※3}いるともいわれていますが、人口に占める割合が少ないことから、性的マイノリティと言われるといわれることもあります。）

※1：トランスジェンダーのすべてが必ずしも性別適合手術など、医学的な処置を望んでいるわけではありません。
からだの性の違和感がある度合いは様々で、こころの性に合わせた服装にすることで、心が落ち着く人もいます。
※2：2016年（平成26年）博報堂DYGグループLGBT総合研究所調べ
※3：2020年（令和2年）電通ダイバーシティ・ラボ調べ

Lesbian	レズビアン	性的指向
女性の同性愛者（女性で女性が好きの人）		
Gay	ゲイ	
男性の同性愛者（男性で男性が好きの人）		性的指向
Bisexual	バイセクシュアル	
両性愛者（同性も異性も好きになる人）		
Transgender	トランスジェンダー※1	性自認
からだところの性が一致しないため、からだの性に違和感を持ったり、こころの性と一致する性別で生きたいと望む人		

（「こころ やわらかく」（人権施策推進課）より）

ワークⅠ どう思いますか？

- あなたは、「性の多様性」や「性的マイノリティ」という言葉から、どんなことをイメージしましたか。

ワークⅡ 考えてみましょう！

- 性的マイノリティ当事者の方は、日常生活の中でどのような困り感を感じていると思いますか？
- もしも家族や友人から「性に関する悩み」を打ち明けられたら、どのように対応しますか？

ワークⅢ 語り合えよう できること！

- 性の多様性を互いに認め、社会において誰もが「自分らしく生きていける」ようにするために、自分たちができることを考えましょう。

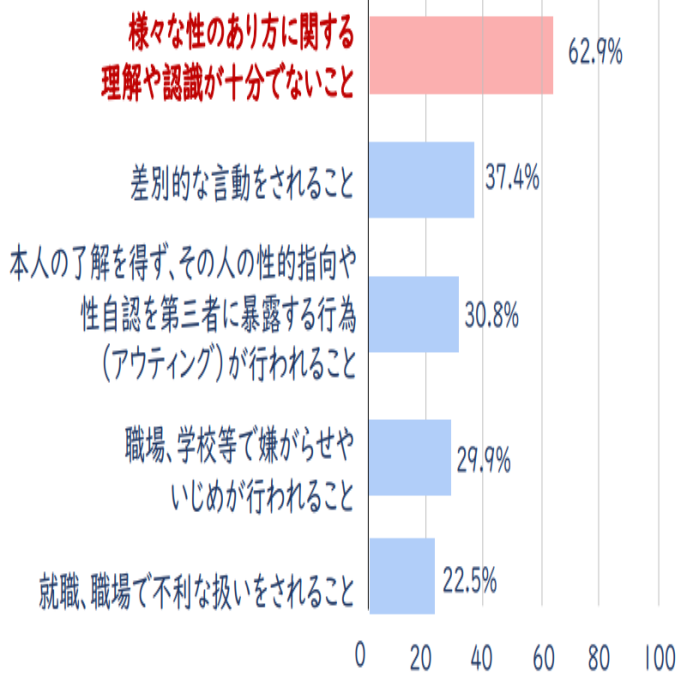
いろんな問題が起こっています

性の多様性やジェンダーアイデンティティに関する理解や、社会における認識が課題であり、性的マイノリティ当事者の方が身近にいることを考えましょう。(世界人口の約8%、学校の教室では約1~2%の児童生徒が該当するとされています。)

資料① 令和3年度人権に関する県民意識調査報告書より

資料② 「公益財団法人 人権教育啓発推進センター
「みんなが自分らしく～性の多様性を考える～」

Q LGBTなどに関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか。(3つまで回答)



滋賀県人権施策推進課「令和3年度人権に関する県民意識調査」より

性的指向・性自認・性別表現」より
性別違和感を自覚した時期
性同一性障害における種々の問題

	全体 (n=1,167)	MTF (n=431)	FTM (n=736)		全体 (n=1,167)	MTF (n=431)	FTM (n=736)
小学入学以前	660 (56.6%)	145 (33.6%)	515 (70.0%)	自殺念慮	58.6% (676/1,154)	63.2% (268/424)	55.9% (408/730)
小学低学年	158 (13.5%)	67 (15.5%)	91 (12.4%)	自傷・自殺未遂	28.4% (327/1,153)	31.4% (133/423)	26.6% (194/730)
小学高学年	115 (9.9%)	56 (13.0%)	59 (8.0%)	不登校	29.4% (341/1,158)	30.8% (131/425)	28.6% (210/733)
中学生	113 (9.7%)	74 (17.2%)	39 (5.3%)	精神科合併症	16.5% (189/1,148)	25.1% (106/422)	11.4% (83/726)
高校生以降	92 (7.9%)	77 (17.9%)	15 (2.0%)				
不明	29 (2.5%)	12 (2.8%)	17 (2.3%)				

「学校の中の『性別違和感』を持つ子ども(性同一性障害の生徒に向き合う)」より

中原祥也(岡山大学ジェンダークリニック 岡山大学大学院保健学研究科 GID(性同一性障害)学会理事長)

トランスウーマン=MTF(Male to Female) …「身体性」が男性で「心の性」が女性の人(女性として生きる/生きたい人)

トランスマン=FTM(Female to Male) …「身体性」が女性で「心の性」が男性の人(男性として生きる/生きたい人)

岡山大学ジェンダークリニックが2013(平成25)年に行った調査では、受診した1,167人のLGBT等当事者のうち、**小学校入学以前に約60%弱が、中学生までに約90%が性別違和感を自覚**していました。また、約60%は自殺を考え、約30%が自傷・自殺未遂や不登校の経験がありました。

思春期前の性別違和感は、成人まで持続しない場合もあるため、一人ひとりのニーズをしっかりと把握し、柔軟な支援・対応をしていくことが必要になります。

知ってほしい 「カミングアウト」と「アウティング」

(公益財団法人 人権教育啓発推進センター「みんなが自分らしく～性の多様性を考える～」 性的指向・性自認・性別表現」より引用)

LGBT等の当事者が、自ら性的指向や性自認について、**他者に開示することを「カミングアウト」といいます**。カミングアウトは、自分のセクシュアリティを受け入れ、肯定する過程でもあり、**自分らしく生きていくための手段の一つ**です。これに対して、**本人の許可なく、LGBT等であることを他人に暴露することを「アウティング」といい、2015年8月には国立市の一橋大学で痛ましい事件がありました。**

アウティングは、LGBT等の当事者の**大事な居場所を奪うばかりか、重大な人権侵害につながる恐れがあります**。ぜひ性の多様性を認め合い、性に関する人権について、語り合える場をもちましょう。

性の多様性を認め合い、すべての人が
自分らしく生きられる社会を、みんなでつくりましょう。

内閣府



【内閣府ホームページ】

←【内閣府 性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進】

【国立市ホームページ】「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」→

(2018年、全国の自治体で初めて条例に

「アウティングの禁止・カミングアウトの自由の保障」を盛り込みました。)



①-1 女性

1. 目的

滋賀県が実施した男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査によると、「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」といった男女の役割を固定的に捉える意識が依然として残っています。そのことが、男性・女性のそれぞれが主体的に生きるための多様な選択や能力発揮の妨げになっていることがあります。

ここでは固定的な性別役割分担意識※について考え、語り合いを通して男女が共に生き生きと活躍できる地域づくりにつなげましょう。

※「固定的な性別役割分担意識」とは、男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

2. 進め方（ワークシート活用例）

ワーク	進め方とファシリテーターの視点
I	1 イラストを見て、参加者の率直な意見を聞いてみましょう。 2 資料①、②を参考にして、男女の家庭や地域の様子について考えてみましょう。 《視点1》 家庭においては、男女の家事・育児等の時間の違い（資料①）に注目します。共働きでもそうでなくても、家事・育児などの多くを女性が担っている状況から、「家事や育児は女性がするもの」という考えが根底にないか話し合います。 《視点2》 滋賀県では、自治会の女性の代表者は13%程度です。（資料②）このことから、「代表は男性がするもの」という考えがないかを考えます。
II	1 家庭や地域で「男だから」「女だから」という理由で決まっていることはないか、出し合ひましょう。 2 資料③を参考にしてその理由について考えてみましょう。 《視点3》 滋賀県では、「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方に同感する割合が18.8%あります。 家庭や地域で、固定的な性別役割分担意識にとらわれている様々な事例を出し合ひ、その理由について考えます。
III	● 男女が互いに協力し、それぞれの個性や能力を発揮するためには、どのようなことが大切かを話し合ひましょう。 《視点4》 家庭や地域でできることについては、「語り合ひましょう！」を参考に話し合います。 《視点5》 地域で防災マップや避難所運営などのマニュアルがある場合は事前に用意し、女性の視点がいかされているか確認してもよいでしょう。

3. より深く学ぶために（資料）

「男女共同参画啓発シート」（滋賀県女性活躍推進課）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/danjosankaku/11599.html>

滋賀県男女共同参画



①-2 子ども

1. 目的

児童憲章前文では、児童は人として尊ばれること、社会の一員として重んぜられること、よい環境の中で育てられることが記されています。しかしながら、いじめや虐待、体罰など子どもの人権を侵害する事件が発生しています。

ここでは、子どもの人権問題としていじめ問題について考えます。語り合いを通していじめ問題の解決に向けて、学校と協力して地域や家庭でできることを考えましょう。

2. 進め方（ワークシート活用例）

ワーク	進め方とファシリテーターの視点
I	1 イラストを見て、参加者の率直な意見を聞いてみましょう。 2 それぞれの子どもの気持ちについて考えてみましょう。 《視点1》 いじめ問題を考えるとき、いじめられている子どもに責任はありません。いじめている子どもも、いついじめを受ける側になるかわかりません。 いじめは、軽微なことがきっかけとなってエスカレートし、深刻化します。また、大人や先生が見てないところでほとんどのいじめが発生しています。そこで、イラストのような状況を、ささいなこととして見逃さず、それぞれの子どもの気持ちを考えます。 3 資料①を参考にして、地域のどんな場面で「いじめへの気づき」ができるか考えてみましょう。 《視点2》 資料①の中にもある「子どもは、大人が思っている以上に切羽詰まるまでいじめられていることを打ち明けない」ということなどもふまえ、地域のどのような場面でかかわることができるか考え、そして話し合います。自身の地域での経験などをもとに話し合います。
II	● 資料②を参考にして、地域での子どもの様子について出し合ってみましょう。その中で気になる様子などがあれば話し合ってみましょう。 《視点3》 資料②は、地域で子どもを見守る場合のチェック項目として使うことができます。
III	● 地域や家庭で子どもをいじめから守り、健全に育てるためにできることを話し合しましょう。 《視点4》 子どもが地域行事（祭りや運動会など）にどのように参加しているかを出し合います。また、スポーツ少年団などの取組がある場合、指導者にもいじめについて理解を深めてもらうよう働きかけます。 《視点5》 子どもの様子について各家庭で気をつけていることを出し合いましょう。いじめは、学校だけではなくケータイやスマホ（スマートフォン）を通じて行われていることもあります。子どもがケータイなどでどのようなサイトにアクセスし、どんなやりとりをしているのか話を聞くことも大切です。 《視点6》 いじめや虐待、体罰などが疑われる場合は、学校や行政に相談・連絡するように伝えます。また、子育ての中で保護者も悩んでいると感じた場合は、相談窓口を紹介します。

3. より深く学ぶために（資料）

- ・ 学校教員向け「いじめ対応リーフレット」（滋賀県教育委員会 R6年4月改定）
<http://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5460136.pdf>
- ・ 「生徒指導リーフ」シリーズ（国立教育政策研究所）
<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/>
- ・ 『『いじめ』させない見逃さない』（法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会）
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00155.html

滋賀県教育委員会

法務省



① - 3 高齢者

1. 目的

高齢化が急速に進む中、誰もが住み慣れた地域において生きがいを持ち、安心して暮らせる社会の実現が求められています。しかしながら、身体的な機能の低下や認知症などになると支援が必要になってくる場合があります。

このような中で、誰もがいつまでも住み慣れた地域でいきいきと暮らすために地域でできることを考えましょう。

2. 進め方（ワークシート活用例）

ワーク

進め方とファシリテーターの視点

I

- 1 イラストの会話を参考にして、参加者の率直な意見を聞いてみましょう。
- 2 資料①を参考にして、高齢者に関わる様々なケースについて考えてみましょう。参加者の関心の高い問題（介護や虐待問題等）を中心に話を進めましょう。

《視点1》

- 介護 介護される人の病気や身体症状を正しく理解するとともに、プライバシーの保護に配慮し、相手の気持ちを大切に介護をしましょう。また、介護者の人権にも留意しましょう。一人で介護している場合など、介護者が精神的に追い込まれる場合もあります。介護者が相談できる窓口などを紹介（相談窓口一覧へ）するとともに、地域で介護者を支援する取組を考えましょう。
- 虐待 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「法」という。）第7条1項では、「養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない」とされています（通報義務）。また、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていない場合でも、「速やかに市町村に通報するよう努めなければならない」（法第7条2項）とされています（通報努力義務）。なお、法第8条では、通報等を受理した職員は、通報等をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされており、通報者に関する情報が漏れることはありません。このように、虐待を受けたと「思われる」高齢者を発見した場合、虐待が行われていることが確定的でなくても通報すべきとされており、早期発見によって深刻な事態を回避することが大切です。
- 認知症 認知症は、いろいろな原因で、脳の細胞が損傷を受けたり働きが悪くなったために認知機能（物事を覚えたり、言葉を使う、計算する、問題を解決するために深く考えたりする頭の働き）に障害が起こっている状態をいいます。原因となる病気によって症状の出方に違いがありますが、「新しい情報を記憶できない」等の症状によって日常生活や社会生活に支障が出てきます。まずは、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を地域全体で見守ることができるような取組が求められています。
- 就職 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、高齢者が年齢に関わりなく働き続けることができるよう、企業に対して65歳までの取組を義務に、70歳までの取組を努力義務にしています。高齢者が働きやすい環境をつくるために必要なことを考えてみましょう。

II

- 1 資料②を参考にして、高齢期に取り組みたい活動について意見を聞いてみましょう。
- 2 また、高齢者の困りごとにはどのようなものがあるかを考えてみましょう。

《視点2》 高齢になっても仕事を持ち、社会活動に参加したいと考えている人は多くいます（資料②）。そのような活動をするのに高齢者にはどのような困りごとがあるのか考え、支援につなげていきます。

III

- 1 まず資料③を参考にし、高齢化の進行状況を確認しましょう。
- 2 高齢化が進む中、地域でどのような支援が求められているか、地域で取り組んでいること、更にできることについて語り合しましょう。

《視点3》 地域によっては既に様々な取組が行われている事例があります。成功例や失敗例、現在の課題などについて話し合います。

《視点4》 高齢者虐待などが疑われる場合は、市町の窓口（地域包括支援センターなど）に連絡するように伝えます。また、介護等に悩んでいると感じた場合は、相談窓口を紹介します。

3. より深く学ぶために（資料）

- ・「知りたいことがQ&Aでわかるみんなで学ぶ認知症の本」（東京法規出版）
- ・介護予防に関するリーフレット、資料 | 滋賀県ホームページ

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/koureisya/15718.html>

滋賀県高齢者福祉・介護



① - 4 障害者

1. 目的

障害がある人の暮らしやすいまちは、誰もが暮らしやすいと思います。障害がある人もない人もお互いにその人らしさを認め合いながら共に生きていくことが大切です。ここでは、障害がある人との今までの出会いや経験を語り合い、誰もが暮らしやすいまちにするためにできることを考えましょう。

2. 進め方（ワークシート活用例）

ワーク	進め方とファシリテーターの視点
I	● まず、自分の経験などから障害について知っていることを話し合ってみましょう。 《視点1》 ・「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害、難病などにより心身の機能の障害がある人で、障害および社会の中にあるバリアにより、日常生活・社会生活に相当な制限を受ける人をいいます。それぞれの障害を正しく理解し、個々に応じた配慮をすることが必要です。 ・障害には、病気や事故による外傷、加齢など後天的なものも当然あります。人ごとではなく我がこととして考えましょう。
II	● イラストを見て、参加者の率直な意見を聞いてみましょう。また、これまでに経験したり、聞いたりした障害がある人に対する差別の事例を率直に出し合って、どのように思うか考えてみましょう。 《視点2》 ・条例では、すべての県民、事業者に障害がある人に対する差別を禁止するとともに、合理的配慮の提供を義務としています。
III	● 障害がある人への差別を解消し、障害がある人が暮らしやすいまちづくりをするために地域や自分でできることを話し合いましょう。また、障害の社会モデルの例を参考に、地域での障害がある人への障壁は何か、どう解消していけばよいか話し合ってみましょう。 《視点3》 ・社会的障壁とは、障害がある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となる社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものと定められています。

3. より深く学ぶために（資料）

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進（内閣府）
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>
- ・ 「みんなで考えよう！発達障害」（滋賀県）
<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5391480.pdf>
- ・ 「障害者への虐待を防ぐために」
 ～障害者虐待防止法について～（滋賀県障害者権利擁護センター）
<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5289827.pdf>
- ・ 「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」（滋賀県）
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/syougaiyokushu/303112.html>

滋賀県障害福祉課 法務省人権擁護局

「滋賀県障害者差別のない
共生社会づくり条例」

①-5 部落差別（同和問題）

1. 目的

これまでから、滋賀県では身元調査を許さない意識を高めるための様々な取組を展開してきました。しかしながら、結婚や就職の際の身元調査につながる戸籍等の不正取得や同和地区の問合せなどがあったことが明らかになっています。

ここでは、同和問題の今日的な問題の解決に向けて、地域でどのような行動ができるかを考えましょう。

2. 進め方（ワークシート活用例）

ワーク	進め方とファシリテーターの視点
I	1 知らない間に戸籍等の個人情報が取得されていたらどう思うかについて、率直な意見を聞いてみましょう。 《視点1》 戸籍等の不正取得による身元調査は誰もが対象となっています。身元調査を許さないことは自分自身の個人情報を守ることでもあり、全ての人の問題であることを共有します。 2 資料①により、戸籍等の個人情報を売買する事件が起こっていることを確認します。 《視点2》 八業士（弁護士・司法書士・行政書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士）と呼ばれる資格を持つ人は、職務上の請求用紙により本人の了解なしに戸籍等を取得することができます。このことを悪用して、戸籍等の個人情報が不正に取得される事件が起こっています。 3 資料②をもとに、差別につながる身元調査が行われるのはなぜかを考えます。 《視点3》 資料②より身元調査の背景にある意識について話し合います。意識調査の選択肢から当てはまるものを選んでもらい、その理由を聞きます。 《視点4》 資料②では 10.8%の人が「そのとおりだと思う」と答えており、そのような意識が、身元調査がなくなる原因の一つであることを伝えます。 《視点5》 まとめとして、本人の努力や能力とは関係がなく、生まれたところや住んでいるところで人を判断することはあってはならないことを確認します。
II	1 住宅や土地を購入する際、どのような条件を考えるか聞いてみましょう。 《視点6》 「日当たりが良い」「交通の便が良い」「近くに学校がある」など、様々な考えを出し合います。 2 資料③をもとに、同和地区への忌避意識について考えましょう。 《視点7》 資料③より、どのような事がわかるか話し合います。また、意識調査の選択肢から当てはまるものを選んでもらい、その理由を聞きます。 《視点8》 資料③では、30歳代、「避ける」割合が高くなっている理について聞いてみます。 《視点9》 まとめとして、同和問題を自分の問題として考え、いかに差別をなくす立場で行動できるかが重要であることを確認します。
III	● 同和問題の解決にむけて、地域や家庭で取り組んでいることやこれから出来ることについて語り合しましょう。 《視点10》 地域や家庭でできることについては、「語り合しましょう！」を参考に話し合います。 《視点11》 県内の市町でも、事前登録型本人通知制度が始まっています。この制度は、事前登録をしておくと本人以外の者が戸籍等を取得した場合に本人に通知するというもので、個人情報の不正取得防止を目的としています。制度導入済みの市町では、制度の利用について様々な案内をしています。事前にパンフレット等を用意し配布します。

3. より深く学ぶために（資料）

「こころのいずみへ（改訂版）」（滋賀県人権施策推進課）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zinken/11912.html>

滋賀県 人権



法務省 YouTube 人権啓発動画



「『誰か』のこと
じゃない」

「同和問題
未来に向けて」

①-6 外国人

1. 目的

私たちの暮らしの中で外国人と接する機会は増え、国際化はとても身近なこととなりました。しかし、言葉の問題や文化・生活習慣の違いなど様々な課題を抱えながら生活している外国人も少なくありません。

ここでは、外国人との今までの出会いや経験を通して、共に生きる社会の実現にむけて、地域でできることについて考えてみましょう。

2. 進め方（ワークシート活用例）

ワーク

進め方とファシリテーターの視点

I

- 資料①、②を参考にして、滋賀県に住んでいる外国人の人数や特徴について考えましょう。

《視点1》

- ・平成2年（1990年）、法律改正により日系人とその家族に定住者の在留資格が認められ、南米国籍の日系人を中心に外国人登録者数が増加しました。
- ・平成20年（2008年）秋以降の経済危機により、製造業の現場で就労していた多くの外国人が失業し、帰国などにより外国人の人口は減少しましたが、平成27年（2015年）以降、再び増加傾向が続きました。令和3年（2021年）は新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐための入国制限により減少しましたが、令和6年（2024年）は東南アジアからの外国人労働者が増えたこともあり、外国人人口は過去最多となりました。

《視点2》

- ・終戦前から日本で暮らしている朝鮮半島出身者やその子孫の方々に対する偏見が根強く存在し、様々な差別となって現れています。その人々が日本で暮らす歴史的背景を理解し、多様な文化や習慣を尊重しながら共生していくことが大切です。

II

- 1 外国人との出会いや日常的な関わりについて聞いてみましょう。

《視点3》

- ・外国人県民との日常的なふれあいや交流、またはトラブルなどの例を出し合い、ワークⅢ「語り合いましょう できること」に話をつなげます。

- 2 あなたの地域が、外国人にとって住みやすいところになっているか、資料③のような課題があることに留意して、考えてみましょう。

《視点4》

- ・外国人県民にとっての課題は、同時に地域の課題でもあります。共に地域で暮らすための課題について出し合ってみましょう。

III

- 地域で共に暮らすために、どのようなことが必要か語り合いましょう。

《視点5》

- ・地域の現状や将来を考えながら、文化の「ちがい」を尊重し合い、「ちがい」をいかにして、みんなが暮らしやすい地域にするために何ができるか出し合いましょう。

3. より深く学ぶために（資料）

- ・「滋賀県多文化共生推進プラン（第3次改訂版）」（滋賀県総合企画部国際課）
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/kokusai/10889.html>

滋賀県 国際文化共生

法務省 YouTube



人権啓発動画
「誰かのことじゃない
外国人編」

① - 7 患者

1. 目的

私たちは、ハンセン病回復者や HIV 感染者の方々が受けた差別から、命の大切さと人としての尊厳の大切さを学びました。しかし、現代の医学をもって原因が不明で、周囲から理解されにくい難病も数多くあります。

これらのことを踏まえて、患者やその家族を支えるためにどのようなことができるかを、自分や家族が病気になったときの経験などを出し合い考えましょう。

2. 進め方（ワークシート活用例）

ワーク

進め方とファシリテーターの視点

I

1 イラストを見て参加者の率直な意見を聞いてみましょう。

2 資料①を参考にして、難病についての理解を深めましょう。また、ハンセン病回復者や HIV 感染者などへの偏見や差別などから、患者の気持ちについて考えましょう。

《視点1》

・難病とは、原因が不明で治療方法も確立されておらず、生活面で長期にわたり支障が出る病気をさします。症状も様々で病気に対する正しい理解が進んでいないことから、様々な誤解や偏見が生じています。一方で患者やその家族は、経済的な負担や、精神的なダメージを受けることもあり、多くの問題を抱えることになります。難病患者の抱える問題は、全ての病気の人に通じる問題でもあります。

《視点2》

・難病はいつ誰になるかわからない病気です。他人事ではなく自分自身の問題として考えることが大切です。

※ 難病についての資料を配る場合は、難病情報センターのHPでパンフレットなどをダウンロードできます。

II

● 資料②を参考にして、病気になったときどのようなことに悩むか出し合ってみましょう。

《視点3》

・もし自分が病気になったらという視点で、病気になった人とその家族にはどのような支援があるとよいか、地域では何ができるかを考えます。

III

● 資料③を参考にして、患者やその家族の人が自分らしく暮らすことができるために地域でできることを語り合しましょう。

《視点4》

・クオリティー・オブ・ライフとは生活の質的向上をいい、医療現場においては、患者や家族の人生観や価値判断を優先させ、生命、生活、人生の質的内容を重く見ていこうとする考え方です。

3. より深く学ぶために（資料）

・難病情報センター

<https://www.nanbyou.or.jp/> パンフレット、HP

・滋賀県難病連絡協議会

<https://shigananren.org>

・滋賀県難病相談支援センター

https://www.pref.shiga.lg.jp/site/nanbyou_center/

・滋賀県難病医療連携協議会

<http://www.shiga-med.ac.jp/~nanbyou/>

・滋賀県 難病対策に関すること

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/iryo/15360.html>

・エイズ予防情報ネット

<https://api-net.jfap.or.jp/>

・滋賀県 HIV/AIDS

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/yakuzi/15267.html>

滋賀県 医療



① - 8 犯罪被害者等

1. 目的

犯罪被害者やその家族は、自分の意思とは無関係に犯罪に巻き込まれ、直接的な被害を受けるだけではなく、被害後に生じる様々な二次的被害にも苦しめられています。犯罪被害者やその家族が一日も早く地域で平穏な暮らしを取り戻すには、地域で何ができるかを考えましょう。

2. 進め方（ワークシート活用例）

ワーク	進め方とファシリテーターの視点
I	1 イラストの会話を参考にして、参加者の率直な意見を聞いてみましょう。 ＜視点1＞ 誰もが犯罪被害者になってしまう可能性があることから、この問題を自分のこととしてとらえ、理解することが大切です。 2 被害直後の精神状態について、資料①を参考にして考えてみましょう。 ＜視点2＞ 犯罪被害者の問題は、防犯の問題とは異なります。犯罪に巻き込まれた人には、責任がないことに留意しましょう。犯罪者が違法な行為を行ったことが問題なのです。「気をつけていないから、犯罪に遭ってしまうのだ」という考えは、被害者を更に傷つけることにもなりかねません。
II	● 資料②を参考にして、二次的被害についての問題点を考えてみましょう。 ＜視点3＞ 犯罪被害者等は、犯罪等により直接生じる精神的・身体的・財産的被害だけでなく、自らやその家族が犯罪行為の対象となったという事実からも精神的被害を受けることがあります。さらに再被害に対する不安や恐怖、またいわれのない誹謗中傷等、いわゆる二次的被害を受ける場合もあります。犯罪被害者やその家族の置かれている状況や心情を理解し、自分自身の問題として考えていく必要があります。
III	● 犯罪被害者やその家族が二次的被害などを受けずに、安心した暮らしに戻るよう地域でできることを語り合いましょう。 ＜視点4＞ 犯罪被害者等の支援をする際に、以下の点に留意します。 ● 他の場合や他の人と比べないようにします。 → 犯罪被害者にとってはその事件が辛い記憶です。その人の痛みに寄り添います。 ● 強くなることを強要しないようにします。 → 犯罪被害者は、悲しんでよいし、泣いてよいのです。 ● 自分の経験や価値観を押しつけないようにします。 → 犯罪被害者の話をきくことが大切です。 ● 犯罪被害者とその家族の気持ちの変化に留意します。 → 同じ言葉であっても、犯罪直後と時間がたってからでは受け止め方が異なることもあります。犯罪被害者とその家族の気持ちの変化を読み取って、適切な時期に適切な対応をすることを考えます。

3. より深く学ぶために（資料）

- ・ 警察庁 犯罪被害者白書 <https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/whitepaper/top.html>
- ・ 警察庁 犯罪被害者等施策 <https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/>
- ・ 滋賀県 犯罪被害者等支援 <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/bouhankoutsu/11506.html>
- ・ 滋賀県犯罪者等支援条例 <http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/bouhankoutsu/12315.html>
- ・ 性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖（SATOCO）
<https://www.satoco.org>

おうみ犯罪被害者支援センター



② その他 インターネット上の人権侵害

1. 目的

インターネットは誰もが利用できる便利なものですが、情報発信の匿名性を悪用して誹謗中傷や差別を助長する書き込みが行われるなどの人権侵害が発生しています。

画面の向こうに人がいることを常に意識して、インターネットを利用する際、人権侵害をしない、させないことを学びましょう。

2. 進め方（ワークシート活用例）

ワーク 進め方とファシリテーターの視点

I

1 イラストの会話や資料①を参考にして、インターネット上で起こっている問題について知っていることを聞いてみましょう。

＜視点1＞ 一度書き込まれた情報はコピーされる可能性があるため、ネット上から完全に消去するのは難しく被害が拡大するおそれがあります。そこで、違法な書き込みなどは、早期に発見し、早期に削除する必要があります。

＜視点2＞ 名誉毀損・侮辱（例：掲示板などで相手をけなす）、脅迫（例：メールなどで相手を脅迫する）、信用毀損・業務上妨害（例：HP に嘘の書き込み、学校や店などに対する襲撃予告）は、犯罪です。プライバシーに関わる権利は憲法で保障されており、これを侵害する行為は違法となり損害賠償請求されることがあります。これらにあたると思われる場合は、通報しましょう。

※ インターネット・ホットラインセンター <http://www.internethotline.jp/>

2 資料②を参考にして、サイバー犯罪等に関する相談状況について確認してみましょう。

※ インターネット上で使用されるネットスラングなどをクイズにして、アイスブレーキングなどで用いるのもよいでしょう。

「乙」	→ お疲れ	「thx」	→ thanks	ありがとう
「CKY」	→ 超空気が読めない			
「葛佐保」	→ 1万5,000円サポート			
「JC」	→ 女子中学生			
「UUU」	→ うるさい人			

まだまだあります。ネット上で検索してみましょう。

滋賀県人権センター



参考 （公財）滋賀県人権センター <https://www.shigajinken.or.jp/writing-enlightenment.html>

II

● インターネットを利用する際に気をつけていることを話し合ってみましょう。
また、家庭で子どもと約束事を決めている例などがあれば、出し合いましょう。

＜視点3＞ 子どものインターネットの利用について、いじめ（いじめのページを参照）がネットを通じて行われることもあります。子どもがどのようにインターネットを使っているのかを把握し、フィルタリングの機能を使うなど子どものネット環境を大人が管理するように促します。

III

● インターネットを安心して使えるよう家庭や地域でどのようなことに気をつければよいか語り合いましょう。

＜視点4＞ インターネット上には様々な情報があふれていますが、その情報が全て正しいものとは限りません。情報を収集する際には、その情報を批判的に捉えることも大切です。情報源に留意して情報の信憑性を自分で判断し、必要な情報を選別できる力（情報リテラシー）が必要であることを伝えます。

3. より深く学ぶために（資料）

- ・「人権ポケットブック11 インターネットと人権」（公益財団法人 人権教育啓発推進センター）
- ・DVD「子どもと学ぶネット社会」（滋賀県県民活動生活課）
- ・「ジンケンダーと3つの約束」（滋賀県人権施策推進課）
- ・インターネットTVしが「教えて！！ジンケンダー」

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/tvshiga/21814.html>

滋賀県 ジンケンダー



② その他 性的指向・ジェンダーアイデンティティ

1. 目的

これまで、性別は「女性」「男性」の2つのみという認識がされていました。しかし、性に関する考え方は多様であり、顔や人格と同じように、性は個人によって様々です。「性のあり方は虹のようなグラデーション」と言われています。これまでの当たり前にとらわれず、個人の性に関する人権意識をもち、互いに尊重することの重要性を学びましょう。

2. 進め方（ワークシート活用例）

ワーク

進め方とファシリテーターの視点

I

- 1 「性の多様性」や「性的マイノリティ」という言葉からイメージできることを考えてみましょう。

《視点1》 色や服装、趣味等で男女のイメージを持っていることが多いと考えられます。

（例：服は赤やピンク系の色を好む→女性、日曜大工や力仕事が好き→男性）

性に関してこれまでの経験や先入観など「自分の当たり前」が、実は性的マイノリティ当事者を取り巻く、様々な偏見や差別につながっている、ということに気づきます。

- 2 資料①を参考にして、性の多様性やジェンダーアイデンティティに関する問題について確認してみましょう。

《視点2》 令和3年度に滋賀県民の約 63%が「様々な性のあり方に関する理解や認識が十分でない」と回答しています。

私たちの周囲にいる人々で性的マイノリティ当事者の方が身近にいるという認識に立つことが、性の多様性やジェンダーアイデンティティに関する理解や認識を深める第一歩となります。

II

- 資料②、「知ってほしい『カミングアウト』と『アウティング』」を参考にして、LGBT 等の当事者の困り感について話し合ってみましょう。また、自分たちの家族や友人など、身近な人から「性に関する悩み」を打ち明けられたら、どのように対応することが望ましいか考えましょう。

《視点3》 なぜ若い世代の LGBT 等の当事者が自殺を考えることの割合が高いのか、その背景にある困り感や悩みについて考えます。相談したくてもできない、他の人に言いふらされてしまうのではないかなど不安感や孤独感について当事者意識をもてるようにします。

《視点4》 LGBT 等に関する「カミングアウト」「アウティング」について正しく理解することが必要です。LGBT 等の当事者にとって、カミングアウトすることはたいへん勇気が必要な行動です。

打ち明けられたときには「話してくれてありがとう」と、まずは LGBT 等の当事者の不安や悩みに寄り添いましょう。そしてカミングアウト後について「どうしたいか」「他に話せる人はいるか」についてしっかり確認することが大切です。

人権教育啓発
センター



参考 「みんなが自分らしく～性の多様性を考える～ 性的指向・性自認・性別表現」（滋賀県公式 HP → 県民の方 → くらし → 人権 → 啓発冊子 に記載）
「みんなが自分らしく～性の多様性を考える～ 性的指向・性自認・性別表現」

（公益財団法人 人権教育啓発推進センター）

III

- 誰もが「自分らしく生きていける」ようにするために、自分たちができることを語り合いましょう。

《視点5》 「女性（男性）はこうあるべき…」という価値観を押し付けることで、性に関する偏見や差別で生きづらさを感じている人がいます。「マイクロアグレッション（小さな攻撃性：無意識の偏見や差別）」のように、傷つけようとする悪意がなくとも、人を傷つけてしまうことがあることを踏まえ、これからの社会でみんなが「自分らしく生きていける」ように、小さなことからでも今から自分にできることを考えます。

3. より深く学ぶために（資料）

- ・「ちょっと勉強 人権の友」（公益財団法人 滋賀県人権センター）
- ・「じんけん通信」（滋賀県ホームページ）

滋賀県人権センター



滋賀県 じんけん通信



知っていますか？



滋賀県人権啓発キャラクター
シンケンダー

LGBTのこと



「LGBTって言葉は聞くけど、自分の周りにはいないし、会ったことがない」
と思っていても、それは、気づいていないだけかもしれません。

性的指向

好きになる性

恋愛対象、性的感情の対象となる性

L レズビアン（女性の同性愛者）

G ゲイ（男性の同性愛者）

B バイセクシュアル（両性愛者 同性も異性も好きになる人）

一人ひとり、
性のあり様は
違うんだね！



ジェンダーアイデンティティ（性自認）

心の性

自分の性別をどう認識しているか

T トランスジェンダー（身体の性と心の性が一致していない人）

LGBT以外にも、例えば以下のような性の人があります。

Q クエスチョニング（自分の性を決められない、わからない人）

A アセクシュアル（男性、女性どちらに対しても恋愛感情を抱かない人）

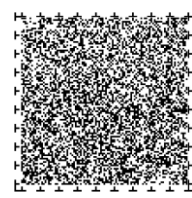
X エックスジェンダー（心の性を男性、女性のいずれかとは明確に認識していない人）

どの性別の人を好き
になるのか、自分の性
別をどう認識するかは
人それぞれなのダー！



令和5年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されています

この冊子には、音声コード(Uni-Voice)が各ページ(奇数ページ右下、偶数ページ左下)に印刷されています。Uni-Voiceアプリを使用して読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。



当事者はどのくらいいるの？

民間事業者※が実施した調査によると、LGBT等の当事者の割合は9.7%。
全体で見ると、およそ10人に1人でした。
これは、AB型の人や左利きの人と同じくらいの割合です。



※電通グループ「LGBTQ+調査2023」

当事者の困りごと

※ここで紹介しているのは、あくまで一例です。

トランスジェンダーを理由に
職場で不当な扱いを受けて
転職を余儀なくされた

「あなたは女の子なんだから
スカートをはくように」と言われた

受験票や履歴書等の性別欄
にどのように書くか悩む

家族にカミングアウトしたが、
理解が得られず関係が悪く
なった

「彼女はいるの?」といった
異性愛を前提とした言葉に傷つく

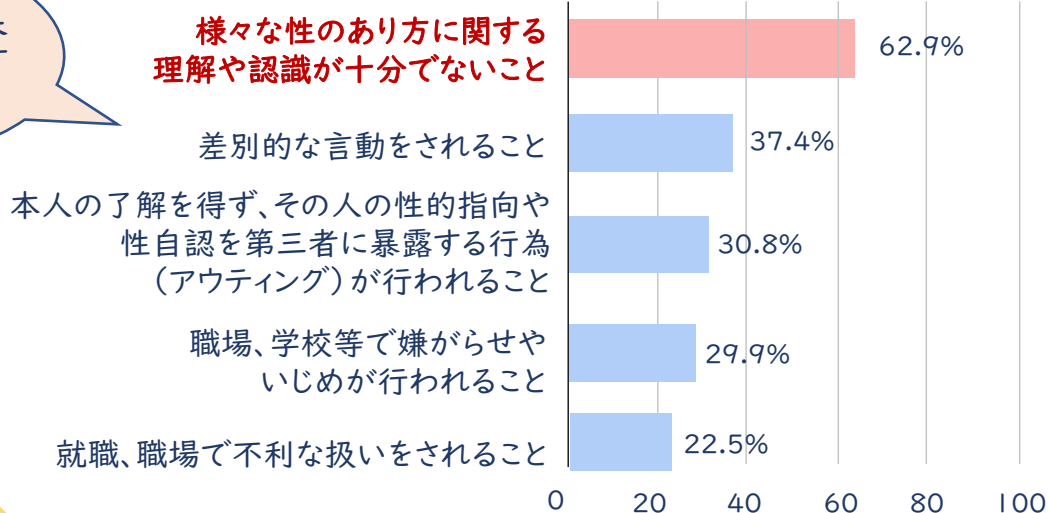
同性カップルで住める家が
なかなか見つからず苦労した

友人に言いふらされて
学校に行けなくなった

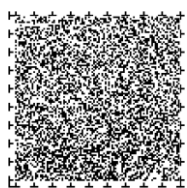
パートナーと歩いていたら
差別的な言葉をかけられた

県民意識調査 の結果から

Q LGBTなどに関する事柄で、人権上、
特にどのようなことが問題だと思いますか。(3つまで回答)



滋賀県人権施策推進課「令和3年度人権に関する県民意識調査」より



今日から私たちにできること

LGBT等について、「自分には関係のないこと」と切り離さず、身近な存在であることを認識しましょう。

また、何気ない言葉で当事者を傷つけてしまうことがあります。
「彼氏/彼女はいるの?」「男の子/女の子らしくしなさい」といった言葉など、相手の性別を決めつけて、「当たり前」を押し付けないようにしましょう。

身近な人から打ち明けられたら(カミングアウト※されたら)

※自らの性的指向やジェンダーアイデンティティを自分の意志で他者に伝えること

家族や友人など、身近な人からLGBT等であることを打ち明けられたら、まずはその人の話を丁寧に聴きましょう。打ち明けられたということは、あなたを信頼しているというメッセージです。

また、自分にできることがあるか尋ねてみましょう。



カミングアウトするかどうかは、本人の自由です。
カミングアウトは、強要したり、安易に勧めたりしてはいけません。
また、本人の許可なく、LGBT等であることを他人に暴露(アウティング)してはいけません。アウティングは重大な人権侵害です。

滋賀県庁でのこれまでの取組

●申請書等における性別欄の見直し（平成29年度）

性別欄のある255の申請書等のうち、196の申請書等について性別欄を廃止または自由記述に変更しました。



●職員向けガイドラインの作成（令和5年度）

職員が性の多様性に関してより理解を深め、適切に行動していくため、また、職員自身がLGBT等の当事者である場合においても安心して働ける職場としていくため、職員や職場がどのような姿勢で、どう行動すべきかについての基本的な考え方をまとめました。



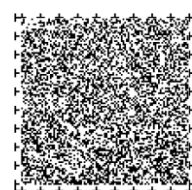
相談窓口

●大津地方法務局 0570-003-110

月～金(祝日、年末年始除く) 8:30～17:15

●人権相談室((公財)滋賀県人権センター) 077-527-3885

月, 火, 水, 金(祝日、年末年始除く) 9:00～12:00, 13:00～17:00



滋賀県 パートナーシップ宣誓制度

令和6年(2024年)9月より開始



滋賀県では、LGBT等の当事者のおかれた現状の改善と性の多様性に関する県民の理解増進を図り、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指しています。



パートナーシップ宣誓制度とは

一方または双方がLGBT等の当事者であり、人生において、お互いが協力して継続的に生活を共にすることを約束した関係を宣誓し、県が宣誓書を受領したことを証明する制度です。

※法律上の婚姻とは異なり、法的な効力(相続、税控除等)が生じるものではありません

手続きの流れ

一週間前までに

事前受付

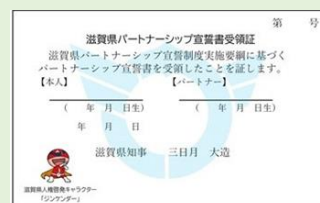
電子申請(しがネット受付サービス)、メールまたは電話により、宣誓を希望する日を予約してください。

宣誓日当日

宣誓手続き

必要書類を持参の上、二人で滋賀県庁にお越しください。
宣誓書に必要事項を記入していただきます。

宣誓書受領証の交付



(表)



宣誓の要件や手続きの詳細は、滋賀県のホームページをご確認ください。

県民・事業者等の皆様へのお願い

本制度の利用者が、宣誓書受領証の提示により、婚姻している方々と同じサービスや対応を受けることができるよう、またすべての人の人権が尊重されるよう、本制度の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。



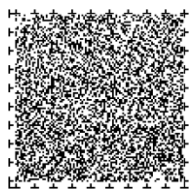
【お問い合わせ】

滋賀県総合企画部人権施策推進課

(大津市京町四丁目1番1号 新館2階)

電話: 077-528-3533 メール: cf00@pref.shiga.lg.jp

ゼロゼロ



★ アイスブレーキングの手法 ★

アイスブレーキングとは、氷（アイス）をこわす（ブレーキング）という意味があり、学習会を始める前に、氷のように固まった参加者の緊張をほぐし、参加者が主体的に学習に参加するための手法です。

自分を動物にたとえると ≪ 動物にたとえることで自己紹介を楽しく行うことができます。≫

- ① 二人組をつくります。
- ② 自分を動物にたとえるとどんな動物か、なぜその動物なのか話し合います。（1人1分程度）
- ③ 二人組を組み直して、数回行います。

【振り返り】 全員と話ができたか確認します。どのような動物になったのか、その種類によってグループ分けに使うこともできます。

後出しじゃんけん ≪ 知らず知らずの間にとらわれている固定観念を知ることができます。≫

- ① 全員がファシリテーターの合図で、ファシリテーターを相手にじゃんけんをします。
- ② ファシリテーターは、「じゃんけんほい、ほい」と声をかけます。最初の「ほい」でファシリテーターが先に手をだし、二回目の「ほい」で、参加者が後出します。
- ③ 後出しじゃんけんを「勝つバージョン」→「あいこバージョン」→「負けるバージョン」でやっていきます。失敗しても、テンポよく進めます。

【振り返り】 やってみて、どのバージョンが簡単か、難しかったか聞いてみます。じゃんけんは普段勝つことを意識しているので、逆は難しく感じます。脳が固定観念にとらわれているからです。「頭が柔らかくなりましたか？」など声をかけてみましょう。うまくできた回数を数えてもらい、数の多い人から自己紹介するようにつなげることもできます。

私の短所は長所になる？ ≪ 人の長所と短所は、両面の要素があることに気づくことができます。≫

- ① 白い紙を用意します。（メモ用紙や配ったプリントの裏でもよい）
- ② その紙に自分の短所を3つ書くように指示します。
- ③ 隣の人とペア、または3人くらいにわかれて、短所を長所に置き換えられないか考えます。

（例） 人にあわせられない → 自分に正直
自分にも他人にも甘い → おおらか

【振り返り】 どんなことに気づいたか質問します。短所は見方によって実は自分の長所といえることもあります。短所を長所として捉え直すことで、マイナスと捉えていたことが、プラスになりうることを体感します。

伝わるかな？ ≪ ひとつの言葉もとらえ方が人によって様々なことに気づきます。≫

- ① 紙を用意する。（A4くらいの大きさがよい）
- ② ファシリテーターの指示で絵を描いてもらいます。（絵を準備するなら簡単なものを選びます）
（参考） 月が夜空に出ています。星もあります。左下のほうに、窓のついた家があります。
- ③ 隣の人と見せ合い、違っているところを出し合い、なぜ違うのか話し合います。
※ ふたりずつペアになってもらい、絵を伝える人と、絵を描く人で行ってもらってもできます。この場合は、絵を準備して配ります。

【振り返り】 同じ月でも、満月を描く人もいれば、三日月を描く人もいます。星や家、窓なども人によって、大きさや、形が全然違うことに気づきます。左下を右下と勘違いする人、聞き逃した人もできます。

聞いた言葉をイメージにすると、大きく違いが生じていることを体感します。みんなに同じような絵を描いてもらうためには、どのような指示が必要だったのか、正確に物事を伝えるには、どのようなことに気をつければよい学びます。

何色ですか？ ≪ 気持ちを色にたとえることによって自分の思いを伝える発表法です。振り返りをする時のひとつの手法です。≫

「今のあなたの気持ちは、どんな色でしょうか？ なぜその色にしましたか？ 理由を教えてください。」と、ファシリテーターが全員に同じ質問をします。

順番は自主性を尊重します。自主的に出ない場合は、ファシリテーターが指定しましょう。

【振り返り】 学習会のはじめと最後に同じ質問をして、色に変化があったかを尋ねることもできます。変化があった場合は、なぜ変化があったのか聞いてみます。

Ⅲ 社会教育関係団体等における実践事例

(第68回滋賀県人権教育研究大会(守山大会)分科会レポート)

令和6年(2024年)10月26日(土)・27日(日)に開催された第68回滋賀県人権教育研究大会(守山大会)の分科会レポートとして、社会教育関係団体等から報告のあった事例の中から、報告者の方の了解を得て掲載しています。

地区別懇談会や各団体での研修会等において、是非御活用ください。

【事例1】 「生きづらさ」の中を生きる若者たち

… P.45 ～ P.46

【事例2】 「死にたい」と子どもに言わせないために大人ができる事は？

… P.47 ～ P.50

【事例3】 「違うところがあっても、どうも思わへん」

～ 第13回日本アグーナリーに参加して ～

… P.51 ～ P.52

第68回 滋賀県人権教育研究会レポート

第4分科会（人権確立をめざす保育・教育の創造）

「生きづらさ」の中を生きる若者たち

あいとうふくしモール運営委員会

若者の居場所 OMUSUBI

島村 恒平

1. 若者支援の「支援」ってこれでいいのだろうか（きっかけ）

若者の居場所 OMUSUBI では、ひきこもりや地域で孤立している若者たちが日常的に通える場づくりを行っています。私は10年前に関東から滋賀に転居しましたが、その前も同じようにひきこもり経験のある若者たちの支援をしている NPO 団体に働いていました。若者支援は全国でさまざまな支援が展開されていますが、その支援の多くが「相談窓口」と「就労支援」です。

就労支援は名前のとおり若者たちの「働きたい」を応援する、その方にあった働き方をいっしょに探す支援です。そういった支援を受けて若者たち就職先をみつけていくのですが、すべての人が安心してその後も働き続けられるような働き方に出会えるわけではありません。むしろ「生きづらさ」を感じている若者たちが選べる仕事は、アルバイトのような不安定な働き方しか選べないことの方が多いです。過去に職場で心身ともにボロボロになって自宅にひきこもっていた若者たちをまた同じところに送り出すような支援にこれでいいのだろうかという違和感を感じていました。

2. 「働きたい」からつながる地域の居場所

近年の若者の「生きづらさ」には多種多様なものがあります。OMUSUBI にくる若者もみんなそれぞれです。長くひきこもっていたり、学校にいていかなかったり。人と関わるのは苦手、でもずっとひとりでいるのもつらかったり。発達障害、精神疾患、支援にはつながっているけど他に行ける場所がない方。

背景はひとそれぞれですが、表出しやすいニーズのひとつに「働きたい（働かなきゃいけない）」という思いがあります。

OMUSUBI では「あいとうむすび」というおにぎり屋を運営していて、その中での仕事を「はたらく体験」として若者の受け入れを行っています。最初は指示されたことを黙々とこなしている若者たちですが、半年、一年といっしょにおにぎりをつくっていくうちにだんだん気持ちもほぐれていきます。ある時、おにぎりの作業後にスタッフと雑談をする中でスマホゲームをみんなでやってみようということになりました。それまで雑談などほとんどせずに黙って作業をこなしていたAさんが、そのスマホゲームの話になった途端せきを切ったように話しはじめてくれました。「働きたい」という思いでつながってくれたAでしたが、Aさんとの関わりを通して「働きたい」という思いもあるけれど、もっと友達とおしゃべりしたり遊んだりできる場所がほしいと思っているのだと感じました。

3. 若者が思いを語れる場所「ちゃむちゃむ」

おにぎりの作業だけではお互いのことを話す機会がなかったり、「働きたい」以外のニーズがみえてこなかったりするので、月に一回若者たちと語る会をはじめることになりました。「生きづらさ」や「し

んどさ」をテーマにあげて、若者たちがこれまでの経験したことや思いをお互いに語り合いました。

「自分だけがダメなんだ」と思っていたようなことも言葉にして語ってみると意外とみんな共感してくれたり、なんだかもやもやした思いも誰かの話を聞いてみたら、もやもやして言葉にならなかった思いに「あ、自分も同じことで悩んでいた」と気づくことができたという場面がたくさん生まれました。

その後、語る会で出会った若者同士で仲良くなり、OMUSUBI を通さず自分たちでカラオケや水族館に遊びに行くような仲間関係ができたりもしました。若者が感じている孤立感、これを払拭するためには、どんな支援よりも、おなじような思いの仲間と出会えることのほうが本人たちにとっては支えになることがわかりました。

その語る会の中で印象的だった言葉がひとつあります。「働くことってどんなイメージ？」というテーマでしゃべっていた時に、ある若者が「働くことは、刑務所にはいるのとおなじ」と語ってくれました。よくよく聞くと、その若者にとっては働くこととは「自分の思いは押し殺して、ただただ会社の言う通りに動く、失敗してもだれも助けてくれないすべて自分ひとりでがんばらなければいけない」ということを語ってくれました。それに共感する若者も多くいました。冒頭でも書いたとおり、若者支援の大部分を占めるものが「就労支援」です。これ自体はとても大切な支援だと思うのですが、「就労」だけを指向する支援では苦しくなる若者もたくさんいます。「刑務所に入るのと同じ…」と語ってくれる若者に「頑張って働こう！」とは言えません。働くこと、生きていくことに展望をもてない若者に就労支援はできません。それよりももっと大前提となる、この社会で生きていっていいんだと思えるような社会への信頼、自分ひとりだけではないと思えるような仲間、そういうものを獲得できるような場所や機会が必要です。

4. 支援からつながる居場所ではなく、だれでも通える居場所へ

いまの OMUSUBI に通う若者の多くは相談窓口から紹介されてきます。支援につながっても、相談は月に1回だけで、その他の日は家で一人ぼっちで過ごしている。「ひとりでいるとしんどくなる」という若者たちがたくさんいます。朝起きて、行くところがない、やることがない自分に直面すると気持ちが鬱屈としていきます。仕事をやめたら、学校をやめたら、若者は地域に行く場所がなくなってしまう。外に出られない若者もいますが、外に出たいのに行く場所がない若者たちもいます。

それから支援につながるということは、もうだれにも頼れなくなって、ひとりではどうにもならなくなってしまった状態にまでならないと支援にはつながりません。そこまでの状態になるにはとても時間がかかるし、またそこから立ち直るにはそれ以上の時間がかかってしまいます。「困った」からつながる居場所だけではなく、ちょっとしんどい時でも繋がれるような地域の居場所が必要だと感じています。それは「支援」というような福祉的なケアによる関わりでくるのではなく、本人の興味関心からつながりその人の世界がひろがっていくような教育的な関わりのできる場所が必要です。家庭、学校、企業から排除された若者たちは、かれらが学び成長する機会も奪われてきているからです。

所属を失った時に若者たちはあつという間に孤立します。居場所がないということは、それは地域で生きていく場所がないということと同じことです。若者がどんな状態にあっても、若者の学びや育ちを保障できる場所、この場所にいけば仲間に出会えたり・活動できたりする居場所。ここがあれば生きていけるかなと思えるような居場所が必要です。

第 68 回 滋人教大会 レポート

第 4 分科会 (人権確立をめざす保育・教育の創造)

「死にたい」と子どもに言わせないために大人ができる事は？

こどもと未来～明るい不登校～ 山本りか(草津)

1. 出来事の概要

私の子どもが中学生の時、突然不登校になりました。それまで彼は本を読むのが好きで、学校でも勉強に励み、非常に優秀な成績を残していました。特に読解力や理解度に優れ、先生からも高い評価を受けていました。しかし、ある日を境に、彼は突然学校に行けなくなり、布団から起き上がることができなくなりました。

朝の登校時間になると、彼はトイレに閉じこもり、2～3 時間出てこないという状態が続きました。毎朝このような状況が繰り返され、私たち家族は大きな不安を抱えることになりました。何が原因なのか、どうすれば彼を助けられるのか分からないまま、日々が過ぎていく中で私たちは深い無力感と焦りを感じていました。子どもから「死にたい」と言われる前に、なんとか状況を変えなければという焦燥感に駆られました。

2. 初期の対応と対策

子どもが突然学校に行かなくなった時、私たち夫婦は最初、必死に彼を学校に戻そうとしました。とにかく、学校に行くことが当たり前前であると思い込んでいた私たちは、トイレに閉じこもる子どもに対して、何度もドアを叩き、怒鳴り声を上げ、時には脅すことまでしました。「学校に行かなければ将来ないよ」「みんなが頑張っているんだから、もっと頑張らなアカンよ」という言葉を投げかけました。

また、子どもが「お腹が痛い」と訴えることが多かったため、小児科に連れて行きました。医師に診てもらいましたが、特に身体的な異常は見つからず、原因が分からないままでした。私たちは、とにかく彼の様子を見守りつつ、状況の改善を待ちましたが、改善の兆しは見えませんでした。担任の先生にも何度も家庭訪問をお願いし、学校に戻るよう促してもらいましたが、状況はむしろ悪化していきました。子どもはますます動けなくなり、笑顔も見せなくなり、家族との会話すらも激減していったのです。

3. 対策の結果

私たちの最初の対応は、残念ながら逆効果をもたらしました。子どもはますます引きこもるようになり、まるでエネルギーが完全に失われたかのように、日常生活もともに送れない状態が続きました。家の外に出ることはもちろん、食事や簡単な家事すらも困難となり、昼夜逆転の生活が始まりました。子どもが布団の中で一日中寝ている姿を目にし、私たちはどうすればよいのか完全に途方に暮れていました。

この時期、私たちは大きなショックを受け、どうしてこのような事態になってしまったのか、自分たちの対応が間違っていたのかを深く考えるようになりました。

4. 最終的な解決

そんな中、ある日私たちは気づきました。子どもにとって、学校に行かせようとする事自体がプレッシャーとなっていたのではないかと。学校に通うことが唯一の正しい道ではなく、まずは子どもがエネルギーを蓄え、心身の回復を最優先に考えるべきだと思いました。私たちは無理に外に出させようとするのではなく、子どものペースに合わせることにしました。親として、彼を「導く」のではなく、できるだけ「見守る」ことに徹しました。プレッシャーをかけず、学校の話題を避け、親子関係を改善することを最優先にしました。彼が自分のタイミングで動き出せるよう、環境を整えることや、信頼が必要だと思ったのです。

修学旅行に参加しました。まだ彼は全く動き出せる状態ではなく、学校生活への興味を持ち始める前でしたが、友達が彼を誘いに来てくれて、「来いよ」と声をかけられたことがきっかけで、その時も、すぐに動けたわけではなく、出発前の準備にはかなり時

間がかかりました。しかし、友達の支えがあったおかげで、修学旅行に参加できたのです。卒業式も同様に、まだ完全には自分のペースで動けない状態でしたが、友達が家まで迎えに来てくれて、彼を連れ出してくれました。これにより、彼は放課後の校長室での卒業式に参加することができました。

5.学びと反省

この一連の経験から、私は多くの学びと反省がありました。まず、自分が「学校に行くことこそが正しい道」という固定観念に縛られていたことに気づきました。その結果、子どもに対して不要なプレッシャーをかけてしまい、彼を追い詰めてしまったのです。私は、子どものためを思って行動していたつもりでしたが、実際には彼の選択肢を奪い、自由を制限していたことに気づかされました。

ある時、子どもが言った「小さい頃から自分で選んだことが何もない」という言葉が、私の心に深く残りました。それは、私が常に彼に選択肢を与えるふりをして、実際には私の望む方向へと導いていたからでした。子どもに自由を与えないことは、彼の成長を阻害し、さらには人権を侵害しているのではないかという思いが胸に広がりました。

今では、子どもの自己決定を尊重し、彼が自分で選んだ道を応援することが私の役割だと考えています。私自身の価値観が180度変わり、この事があったから親としての在り方を見直すことができたと思っています。その後、彼は高校進学後も非常に苦勞し、何度も挫折を経験しましたが、何とか短大に進学しました。そして、ついに内定をもらい、今では就職先も決まっています。今振り返ると、本当にここまで来られて良かったと心から感じます。

6.今後に向けての考え

エネルギーがなくなり、元気を失って学校に行けなくなった子どもに対して、私は「学校に行くことが当たり前だ」という正論を何度もぶつけてしまいました。その結果、子どものエネルギーはさらに消耗し、元気もなくなり、最終的には全く動けなくなってしまいました。そこで私は思いました。子どもに必要なのは、まずエネルギーを蓄え、元気を取り戻すことでは？心に余裕ができれば、子どもは自分のタイミングで動き出します。やがて学校や勉強に興味を持ち始める子もいます、目的や未来が少しずつ見えるのだと思います。

この経験から、子ども自身のタイミングで動き出せるように環境を整えることが親としての大切な役割だと理解しました。子どもが自分で将来を見据え、動き出す時を待つことが、長期的な解決策であると実感しています。

また、未来は誰にも予測できないものです。しかし、大人は子どもの未来を決めたがりです。彼ら自身の選択を尊重し、大人はそれが望まない選択でも応援する。不登校という問題に直面している多くの親子にとって、私の経験が少しでも役立つことを願い、不登校支援がメインの団体で活動しています。私のように、親子で追い詰められてどん底を味わうご家庭が少しでも減り、子どもの自殺がゼロになるようにと今後もこの学びを広めていきたいと思っています。そして何よりも、子どもの幸せを最優先に考え、自己決定を尊重する姿勢を持続していきたいと強く思っています。

【明るい不登校資料】



【ホームページ】



※資料のダウンロード、転載、引用はご遠慮ください。

一部資料はホームページにも掲載しています。

日本で一番大きな不登校親の会

明るい不登校

おすすめアーカイブ集

保護者のリアルな声の不登校支援のヒントになります！

明るい不登校では、毎朝 8 時～9時まで生放送で clubhouseにて情報発信しています。

※Clubhouseとは音声特化型の SNS アプリです

アーカイブは明るい不登校のLINEオープンチャットに毎日UPしていますのでチェックしてみてください。

※アーカイブはアプリが無くても聞けます

リンクを開けば
音声も聞けます

▶ 親支援・親の会の重要性



高1男子、中1から不登校。親が変われば子が変わる。
明るい不登校に出会い・・・
母が変化→親子関係が改善→子供が動き出す。
1000回記念 2023年11月4日 17分40秒～

https://www.clubhouse.com/room/xjLpqJp7?utm_medium=ch_room_pxr&utm_campaign=QPyadAbmOIL3tTS8w9FOLQ-968917

▶ 母の気分転換方法



「お母さんも楽しんでいい」って言われても、そんな気になれない。趣味「子ども」ってなってしまう。
皆さんはどんな事で気分転換していますか？
977回 2023年10月12日 25分～

https://www.clubhouse.com/room/ma6dZN2o?utm_medium=ch_room_pxr&utm_campaign=QPyadAbmOIL3tTS8w9FOLQ-936239

▶ 行き渋りの10年。親子の苦悩と葛藤



高1男子、6月から完全不登校。10年間行き渋り、不登校になった高1を育て直す両親の決意。担任の訪問を受け入れるべきか、外部との接点が大事？など。母の葛藤に涙止まらず。
969回 2023年10月4日 14分～

https://www.clubhouse.com/room/m3KKAqWg?utm_medium=ch_room_pxr&utm_campaign=QPyadAbmOIL3tTS8w9FOLQ-922655

▶ 教育支援センター見学体験談



小6女子、教育支援センターに見学に行った話。
パズルをしたり、ボードゲームをして過ごした話。
1075回 2024年1月18日 16分～

https://www.clubhouse.com/room/xVJv9bAR?utm_medium=ch_room_pxr&utm_campaign=QPyadAbmOIL3tTS8w9FOLQ-1078118

▶ どうしたらいい？子どもへの声掛け



小6女子、お菓子のゴミを片付けない。そんな時の声かけはどうしたらいいのだろう。一生このままなのかしら？
987回 2023年10月22日(日) 33分～

https://www.clubhouse.com/room/xe7rQ63b?utm_medium=ch_room_pxr&utm_campaign=QPyadAbmOIL3tTS8w9FOLQ-950387

▶ 起立性調節障害の中2男子



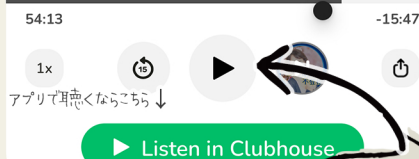
自室から出てこない起立性調節障害の中2男子。
お母さんは学校へ行ってほしい気持ちがあるが。
980回 2023年10月15日 15分～

https://www.clubhouse.com/room/mWLwoAJB?utm_medium=ch_room_pxr&utm_campaign=QPyadAbmOIL3tTS8w9FOLQ-940395

👋 clubhouse

999回 🌈 明日は1000回 🌈 毎日8-9時終了/明るい不登校 ✨ お悩み相談&聞き専大歓迎 🌸

Previously aired



再生ボタンを押せば
アプリが無くても
聞けます！

主なスピーカー紹介

・りか
明るい不登校代表。
3人（大学生男子・通信制高校生男子・中学生女子）の不登校経験者の母。滋賀県在住。

・lulu（ルル）
2人（高校生と中学生の男子）の母。
東京都在住。

・Maiko
3人（社会人男子・不登校経験ありの大学生女子・不登校経験あり自称明るい不登校児の中学生男子）の母。栃木県在住。

・ししょう(石林正夫)
登校拒否・不登校を考える全国ネットワークの元監事。不登校支援活動を39年している。
栃木県在住。

・さくら
不登校親の会フラワーズ代表。息子(現在は29歳)が中1から不登校。大阪府在住。

詳しくはHPまで <https://akaruifutoko.hp.peraichi.com/>

親同士のつながりの重要性

不登校・行き渋りの子の保護者から寄せられた言葉

～親の気持ちの変化と子どもの状況の変化～

「明るい不登校」はオンライン親の会を3年以上毎日開催し、たくさんの保護者の悩み相談を受ける中で、まず保護者の気持ちや言動が変化すると、子どもの気持ちや言動も変わっていくことを日々感じていました。そこで1000回の開催を記念し33設問による意識調査を実施し、調査項目から、聴き始めと現在における子どもの「不登校の段階」の変化についてまとめました。

不登校の段階とは 不登校における日常生活を中心に見た子どもの様子を段階に分けたもの

不登校の段階表(抜粋)	前兆期 幼虫から糸を出し始める	混乱期 さなぎに変態	安定期 硬いさなぎ	転換期 殻を割る準備	回復期 羽化の瞬間	活動期 羽化したて
特徴	・行き渋り ・五月雨登校	・学校を休み始める ・子供も親も混乱している	・継続して学校を欠席する ・行事のみ参加	・少しずつ活動範囲が広がる	・さらに活動に意欲が出てくる	・自己決定ができる ・学校復帰をする場合もある ・社会的自立を目指す場合もある

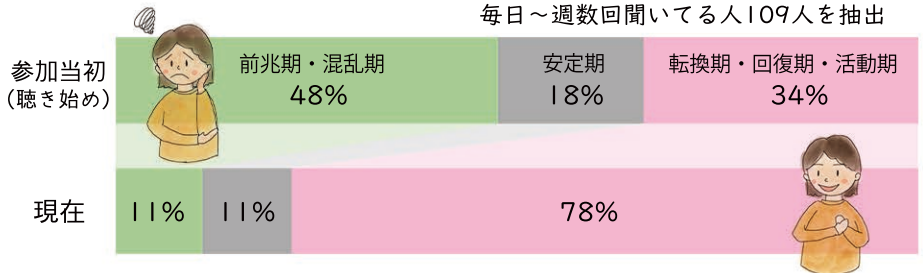
※不登校段階表・・・明るい不登校応援する会が作成しました。HPよりダウンロードできます。

親の気持ちの変化や回復が 子どものエネルギー回復の鍵

オンライン親の会「明るい不登校」に参加し、情報を取得したり子どもへの接し方を参考にすることで、親の気持ちや言動が変化し、子どもの変化にもつながり、活動範囲が広がる方向に変化をしているケースが多く見られました。

親が「明るい不登校」を聴き始めた頃の子どもの状態と現在の状態の変化

毎日～週数回聞いている人109人を抽出



「明るい不登校」を聴き始めたときは、48%が前兆期・混乱期だったが、現在は78%が転換期・回復期・活動期になっている。

聴く頻度: 週に数回

聴き始めの頃の状態: 前兆期

現在の状態: 活動期

子どものやりたいことを認められるようになり、お口チャックできるようになりました。自分自身、子どもを褒めたり、ありがとうを言うことが増えました。

お口チャックとは
親が子どもにできるだけ何も言わないための合言葉です。



聴く頻度: ほぼ毎日

聴き始めた頃の状態: 混乱期

現在の状態: 回復期

一人じゃないんだなあと思い、不安が少し減ったのを覚えています。子どもへの接し方に悩んでいたのがみなさんのお話を聞いて目からウロコでした。

不登校の理由はそれぞれでも親の体験談や親ができることは共通しています。



聴く頻度: 必ず毎日

聴き始めた頃の状態: 混乱期

現在の状態: 安定期

子どもが不登校でも親は明るくいいんだと思えるようになりました。子どもが一番辛いし、考えているはずだから、こちらから追い詰めるようなことはやめようと思いました。

だらだらしているように見えることもありますが子どもはちゃんと考えています。



まとめ

親同士が繋がり、経験者の体験談から必要な情報を得ることで、親の孤立・孤独が解消され、子どもの心のエネルギーの回復につながっているようです。教育機会確保法やCOCOLOプランにもあるように、学校や自治体が官民連携し親同士で話せる場を作り、情報共有情報提供を促進していくことも重要な不登校支援ではないでしょうか。

明るい不登校とは

明るいお母さんが、明るい子どもの未来を創るピアサポートグループ。
clubhouseで毎朝8時から不登校の会を開催。
【明るい不登校】の“明るい”の意味は親御さんが明るい不登校をして欲しいという想いを込めています。
色んな状況の不登校があり、地域が違っただけで全く違います。どの子も不登校になる可能性があります。情報を手に入れて明るい未来につなげましょう！

代表 山本りか

調査概要

名称: 第1回 明るい不登校意識調査！
実施時期: 2023年11月4日～12月3日
対象者: 小学生から高校生までの不登校の子どもを親を中心に、元不登校当事者、不登校支援者など
実施方法: インターネット調査
LINEオープンチャット、ブログ、X、Instagram
クラブハウスにアンケートを投稿
回答数: 230件

明るい不登校ホームページ

<https://akarufutoko.hp.peraichi.com/>

E-mail akarufutoko.sheet@gmail.com



「違うところがあっても、どうも思わへん」

～ 第13回日本アグーナリーに参加して ～

日本ボーイスカウト滋賀連盟 蒲生第2団 福田沙代子

私が所属するボーイスカウト蒲生第2団は、4年にいちど開催される「国際障がいスカウトキャンプ大会 日本アグーナリー」に参加しています。アグーナリーは、障がいのあるスカウトのためだけの大会ではありません。障がいの有無や老若男女、国籍にかかわらず、参加するすべてのスカウト・指導者がお互いに人格と個性を尊重し支え合い共に生きることを学ぶ場です。今回私は、福島県で8月に開催されました第 13 回日本アグーナリーに、小学3～5年生のスカウトが在籍するカブ隊を引率し参加しました。

本大会では、参加者は4泊5日で、仲間たちと寝食をともにしながら、さまざまなプログラムに挑戦したり、たくさんの人たちと交流したりします。最初、スカウトたちは「障がいのあるスカウトと一緒にキャンプは難しそう」、「4泊も親と離れたことなんかない…」と参加に及び腰でしたが、過去大会の映像で、いろんなバックグラウンドのスカウトたちが一緒に活動を楽しんでいる様子を見て、カブ隊から9名が参加を決めました。

<「共に生きること」とは?→「違うところがあっても、どうも思わへん」>

アグーナリーのキーワードは、「共に生きる社会」です。私はどうしたらスカウトに「共に生きること」について感じてもらえるか、と頭を悩ませました。その中で、これまで自分は障がいのある人と対峙するとき、「手助けしよう」という意識しか持っていなかったことに気づきました。手助けをするという感覚は、対等でないと無意識に感じているのだろうか、このままではスカウトを導くところではない、と不安がつのりました。そこで、子どもたちはどういう感覚なのだろうと思い、中学生の息子に、「運動会とか支援クラスの子も一緒に活動していたけど、どうだった?」と聞いてみました。すると、「違うところがあっても、どうも思わへん。一緒にやるだけ」と返ってきました。インクルーシブ教育が進み、当たり前「一緒にいる」ことがこの発言を生んだのかと感心しました。もしかすると、子どもたちのほうがすんなりと共に生きることを理解できるのかもしれない。

<少しずつ広がっていく交流、深まる理解>

大会前にスカウトに対して、障がいのある人たちと活動することについて、導入をしっかり行い意識してもらおう方がいいのか迷い、団委員長に相談しました。「あまり先入観を持たせないほうがいいと思う。実際に感じたものを大切にしたい」と指導いただき、簡単な手話を練習するにとどめ大会に臨みました。

大会の序盤では、スカウトたちは、障がいのあるスカウトや国籍の違うスカウトとどう接していいかわからず、あまり交流が進みませんでした。しかし、すれ違う人みんなと笑顔で挨拶を交わしていくうちに、仲間だという意識が生まれ、日がたつにつれ少しずつコミュニケーションをとってみたいと思うようになっていったようです。交流は自団から地区、他県、他年齢、スタッフ、外国人スカウトへと、どんどん広がっていきました。

障がいのある方々との交流の機会も随所にありました。大会プログラムの音響会社のブースで、聴覚障がいのある方が、紙コップスピーカーの作り方を指導し、音が出る原理の説明をしてくださいました。そこで

私やスカウトたちは、聴覚障がいのある方が流暢に話をすることに驚き、自分たちの先入観の間違いを強く感じました。また、あるスカウトが、補聴器をつけたスカウトとの交流について、「補聴器をつけている若い人には出会ったことがなかったので話しかけられて少しとまどったけれど、その人はとてもおしゃべりで、話すのが楽しくて盛り上がった。耳が聞こえにくい人は話すのが苦手であり話さないと思っていたけれど、イメージがかなり変わった」と話してくれました。やはり、自分で体験したことによる学びは大きいと感じました。

今回の大会参加で期待以上だったことは、一度交流した海外スカウトと、大会中何度も親交を深めることになったケースが多々あったことです。海外派遣団としてバングラデシュ、香港、マレーシアなどからたくさんスカウトが参加していました。最初スカウトたちは「言葉が通じないから、話しかけるのはちょっと無理かも…」としり込みしていましたが、最終日になると、その人たちを見かけたら、スカウトたち自ら声をかけに行ったり、写真を撮ったり、記念品交換をしたりなど、深い交流に発展していきました。お互い母国語ではない英語でコミュニケーションをとりましたが、最後は簡単な日本語を覚えてコミュニケーションをとろうとしてくれるなど、歩み寄りたいという気持ちにスカウトたちは感激していました。SNSで連絡先を交換したスカウトもいたようです。そして、最後には「また4年後に会おうね！」と再会を約束していました。

<大事なものは、理解しあい、お互いに歩み寄ること>

私はこれまで発達障がいのある仲間と組んで研究や仕事をした経験が何度かありますが、独特な感性や一球入魂なところは、仕事を共にするうえで大きな強みだと感じました。お互いの思いを丁寧に伝えるなど歩み寄りが必要でしたが、お互いの得意分野を持ち寄り、より面白いものが作れると、何度も感じました。

しかし私はこれまで、重い障がいのある方に関しては深く付き合う機会がなく、接し方がわからずに避けてきたところがありました。今大会中に、障がいのあるスカウトのために運営している団の指導者と話をする機会がありました。どんな課題や大変さがあるのか、保護者の思い、スカウトを成長させたい気持ちなどについて話しました。自団にも多様なスカウトがおり、「わかる・・・！」「なるほど、これは取り入れたい！」と思うことばかりでした。ほかにも障がいのある方たちと共にアグーナリーの場を楽しんでいるうちに、わからないことを恐れるのではなく、コミュニケーションをとり相手を知っていけばいいだけなのだと思えました。参加する前に私を悩ませた「手助けする」という意識を持つことは、それ自体がだめなのではなく、お互い歩み寄り、必要があれば支えあうことが共に生きるということなのかもしれません。

<行うことにより学ぶ>

あるスカウトの感想文に、「今回、障がいのある人たちと接する中で、様々な障がいがあって困ることが違って、みんな良い子で、自分とあまり変わらないと思った」と書かれていました。若いうちに様々な出会いを経験することは、共に生きる心の育成に大きく寄与すると感じました。道徳で知識として学ぶだけではなく、行うことにより学ぶことに勝るものはありません。

今回の反省点は、私の気づきが遅く手探り状態であったこともあり、すべてのスカウトに積極的な交流を促せたわけではないことです。今後、どうスカウトたちに自然な活動の中で多様性の中にいる自分を感じてもらうか、これは私の中に大きな課題として残りました。今大会に参加した多くのスカウトが、「また4年後も絶対に行きたい」と言ってくれました。次のアグーナリー参加では、スカウトたちがさらに踏み込んだ経験を、人生を深められるよう、手助けしていきたいです。

IV 資料等

- 2025 年度各種研修会等の案内 … 54～55
- 令和3年度 滋賀県人権に関する県民意識調査報告書より 一部抜粋 … 56～59
- 同和施策・人権施策の法整備流れ図 … 60～61
- 100 年前の人々が願ったこと ～全国水平社宣言に込められた思い～ … 62～63
- 滋賀県水平社 100 年における取組 … 64～68
- 滋賀県人権尊重の社会づくり条例 … 69～70
- 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例 … 71～78
- さわる読書 きく読書 よむ読書 … 79～84
 みんなで広げる読書バリアフリー
- 家庭教育リーフレット「インターネットと子育て」 … 85～92
- ヤングケアラーリーフレット(こども家庭庁)、 … 93～104
 滋賀県子ども基本条例、淡海子ども・若者プラン
- 「教育機会確保法」って何？ ～不登校・夜間中学～ … 105～110
 (文部科学省ホームページより)
- 【参考】令和7年度 夜間学級 生徒募集案内資料 … 111～114
- 人権について考える(DVD・ビデオ教材を借りる方法) … 115
 滋賀県教育委員会事務局生涯学習課
- 人権関係DVD・ビデオ教材リスト「しが生涯学習スクエア」保有 … 116～124
- 人権啓発機材貸し出します！ … 125～126
 滋賀県 総合企画部 人権施策推進課
- 相談窓口一覧 … 127～130
- 活用報告書様式 … 131



2025年度各種研修会等の案内

滋賀県内で開催される主な大会や研修会等の予定

第50回青年集会 高校生等交流集会(第24回)	9月13日(土)	キラリエ草津
じんけんミニフェスタ(予定)	9月6日(土)	ビバシティ彦根
じんけんミニフェスタ(予定)	11月上旬	びわこ文化公園
じんけんミニフェスタ(予定)	11月22日(土)	ブランチ大津京
第69回 滋賀県人権教育研究大会 (高島大会)	11月15日(土) ～16日(日)	高島市民会館 ほか
第62回 女性のつどい	11月8日(土)	竜王町公民館
県民のつどい	12月8日(日)	滋賀県立文化産業交流会館 ほか
部落解放研究第33回滋賀県集会	2月21日(土)	滋賀県立文化産業交流会館 ほか

※「じんけんミニフェスタ」の詳細は県人権施策推進課(TEL:077-528-3533)にご確認ください。

(公財)滋賀県人権センター主催の研修会・講座情報

2025年度 インターネット人権マスター講座

今やインターネットは私たちの生活に欠かすことができないものになっています。自由な利用が進んでいる反面、誰もが知らないうちに人権侵害の被害者にも加害者にもなりうる事例も数多く起こっています。

本講座をとおして、インターネットで起こっていることについて学び、インターネットと人権について考え、安全・安心なインターネット利用のためのポイントを身につけてみませんか？

オープン講座

開催日時	講座タイトル	講師
6月 13:30～15:30	※令和7年3月時点、調整中です。 最新情報は、下記(公財)滋賀県人権センターまで、お問合せください。	
6月 13:30～15:30		

主催・問合せ : (公財) 滋賀県人権センター (大津市におの浜 4-1-4)

TEL: 077-522-8253 / FAX: 077-522-8289 / URL: <https://www.shigajinken.or.jp>

モニタリング養成講座については、令和7年度は開催されません。

御了承ください。

クローズアップ人権講座【参加費無料】

～趣旨～

人権に関する課題は多岐の分野にわたります。人権課題を解決していくためには、人権が尊重され、差別や偏見のない地域社会づくりを進めていくことが必要になります。まずは「知る」こと、「気づく」ことから始めてみませんか。私たちの気づきを増やすことで差別のない社会の実現に向けての一步を歩み出しましょう。

日時	テーマ	講師	会場
第1回 5月20日 14:00～16:00	部落差別問題① よりみち部落問題（仮題）	角岡 伸彦さん （ノンフィクションライター）	解放県民センター 「光荘」
第2回 6月23日 14:00～16:00	部落差別問題② “解放への日々” から学んだこと	藤井 昭三さん （元京都新聞社論説委員）	解放県民センター 「光荘」
第3回 8月2日 14:00～16:00	夏休み企画 アイヌ文様切り絵ワークショップ（仮題）	黄瀬 重義さん （滋賀幼年美術の会会長）	甲賀市かえで会館
第4回 8月7日 14:00～16:00	夏休み企画 子どもはすごい！～森のようちえんの遊びと学びから～（仮題）	西澤 彩木さん （一般社団法人びわ湖の幼稚園代表）	G-NETしが （滋賀県立男女共同参画センター）
第5回 9月18日 14:00～16:00	「社会モデルで考える」ためのレッスン（仮題）	松波めぐみさん （大阪公立大学国際基幹教育院特任准教授）	栗東市立ひだまりの家
第6回 10月3日 13:30～16:30	部落差別問題③ フィールドワーク	藤尾まさよ（崇仁発信実行委員会代表）	崇仁地区

主催・問い合わせ：（公財）滋賀県人権センター人権啓発担当（大津市におの浜4-1-4）
TEL：077-522-8253 / FAX：077-522-8289 / URL：<https://www.shigajinken.or.jp>

各種研修会等は、令和7年3月時点の予定です。

各公式ホームページにて適宜確認ください。

滋賀県

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zinken/>

- ➡ 県民の方
- ➡ くらし
- ➡ 人権
- ➡ イベント・講座・募集



滋賀県学習情報提供システムにおねっと

<https://www.nionet.jp/lldivision/jinken/index.html>

- ➡ 生涯学習課の取組
- ➡ 人権教育



公益財団法人 滋賀県人権センター

<https://www.shigajinken.or.jp/guide.html>

- ➡ 事業案内
- ➡ 事業内容

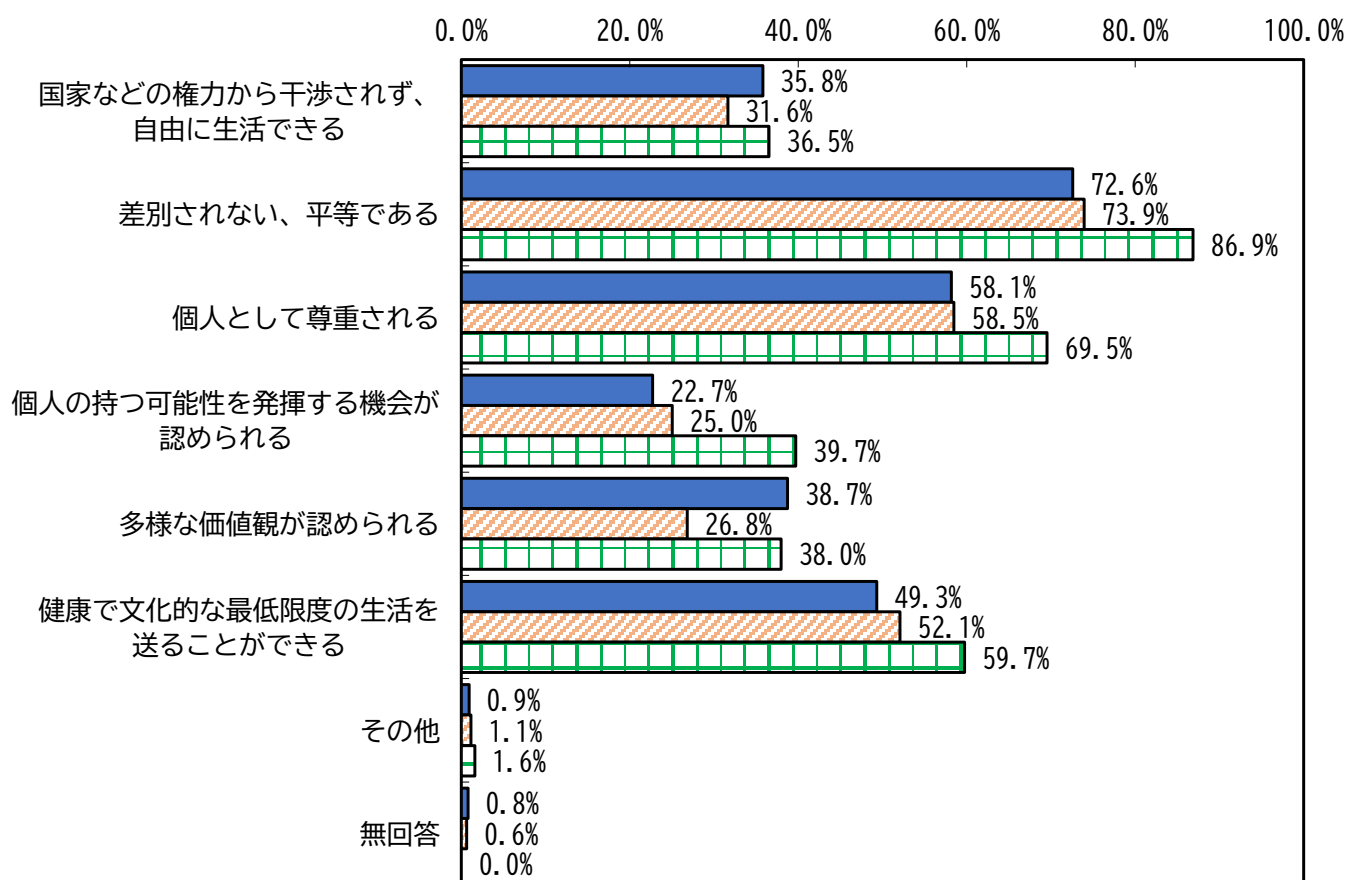


人権についての考え方

●「人権が尊重される」ということについて

問1 「人権が尊重される」ということはどういうことだと思いますか。あなたが特に大切だと思うことを3つまで選んで○をつけてください。

図「人権が尊重される」ということについて



■ 令和3年度(N=1,560) ■ 平成28年度(N=1,575) ■ 平成23年度(N=3,111)

「人権が尊重される」ということについてたずねたところ、「差別されない、平等である」と答えた人の割合が72.6%で最も高くなっている。次いで「個人として尊重される」（58.1%）、「健康で文化的な最低限度の生活を送ることができる」（49.3%）の順となっている。

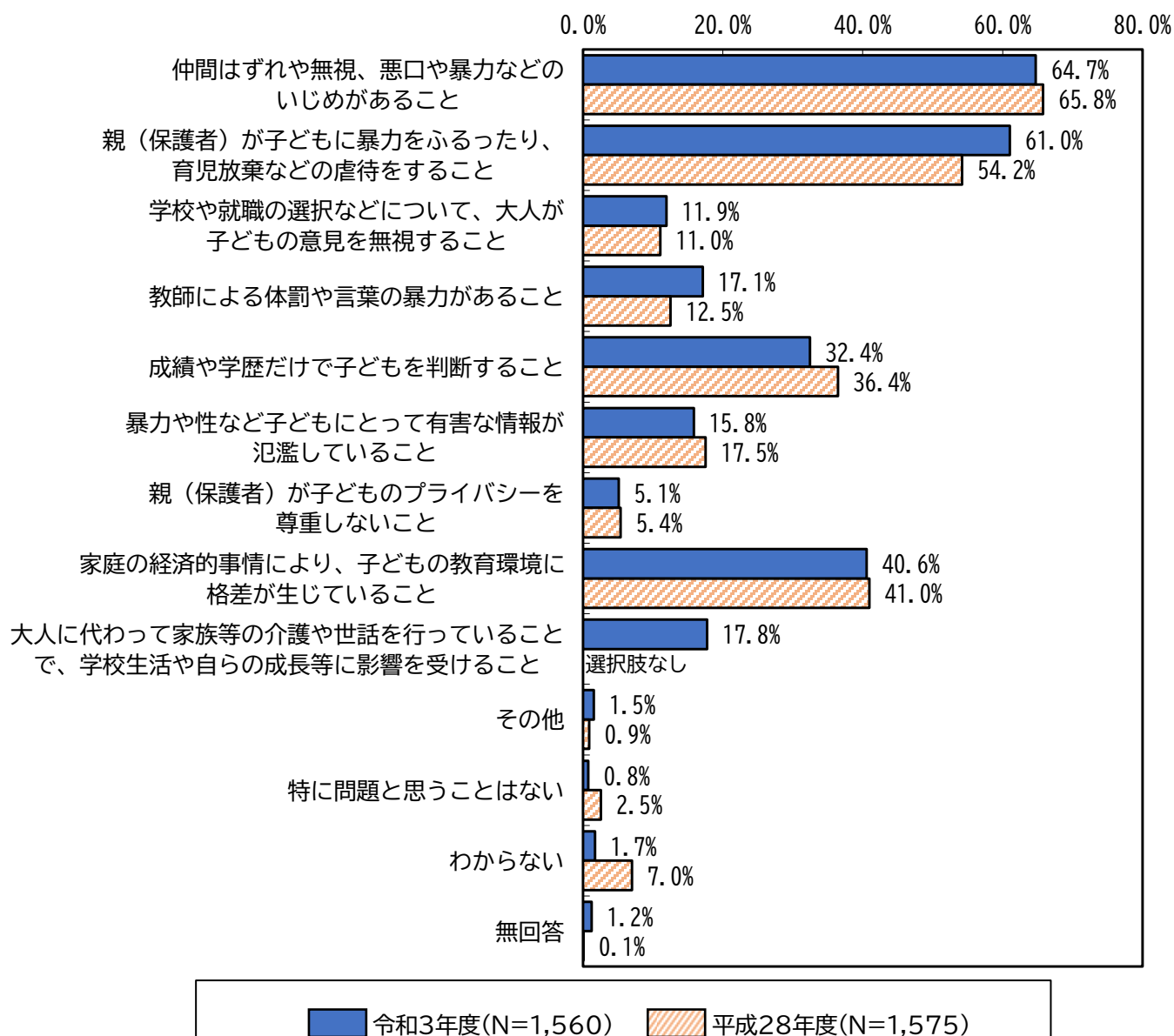
質問形式（今回・前回：3つまで選択、前々回：いくつでも選択可）を変更しているため単純比較はできないが、過去の調査と比較しても同様の傾向を示している。

人権の個別分野ごとの課題

●子どもの人権について

問7 子どもに関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか。以下の中から3つまで選んで○をつけてください。

図 子どもの人権について

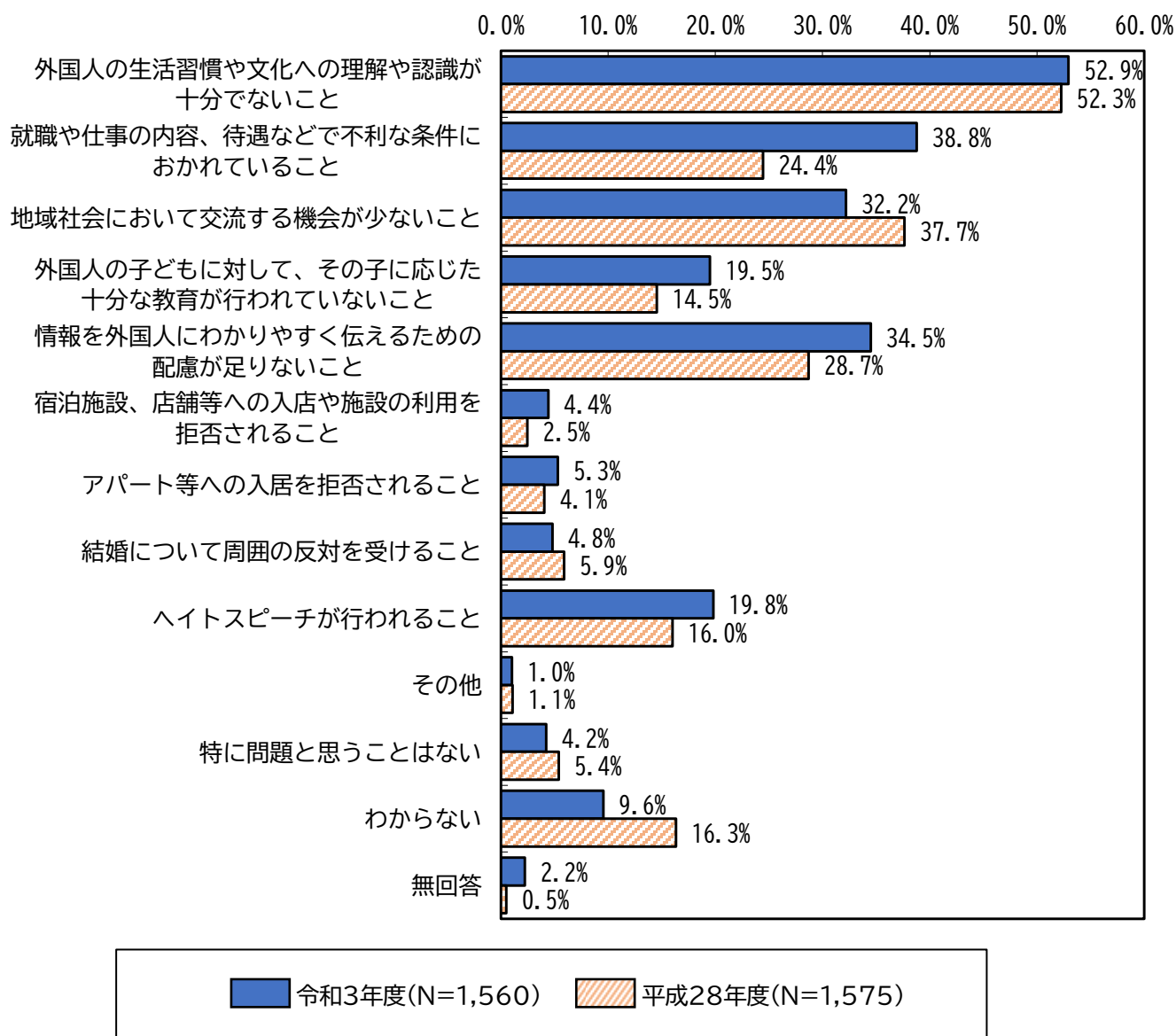


子どもの人権についてたずねたところ、「仲間はずれや無視、悪口や暴力などのいじめがあること」と答えた人の割合が 64.7%で最も高く、次いで「親（保護者）が子どもに暴力をふるったり、育児放棄などの虐待をすること」が 61.0%、「家庭の経済的事情により、子どもの教育環境に格差が生じていること」（40.6%）の順となっている。前回の調査結果と比べると、上位3項目の順位は同じ結果となっている。

●外国人の人権について

問 10(1) 外国人に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか。以下の中から3つまで選んで○をつけてください。

図 外国人の人権について

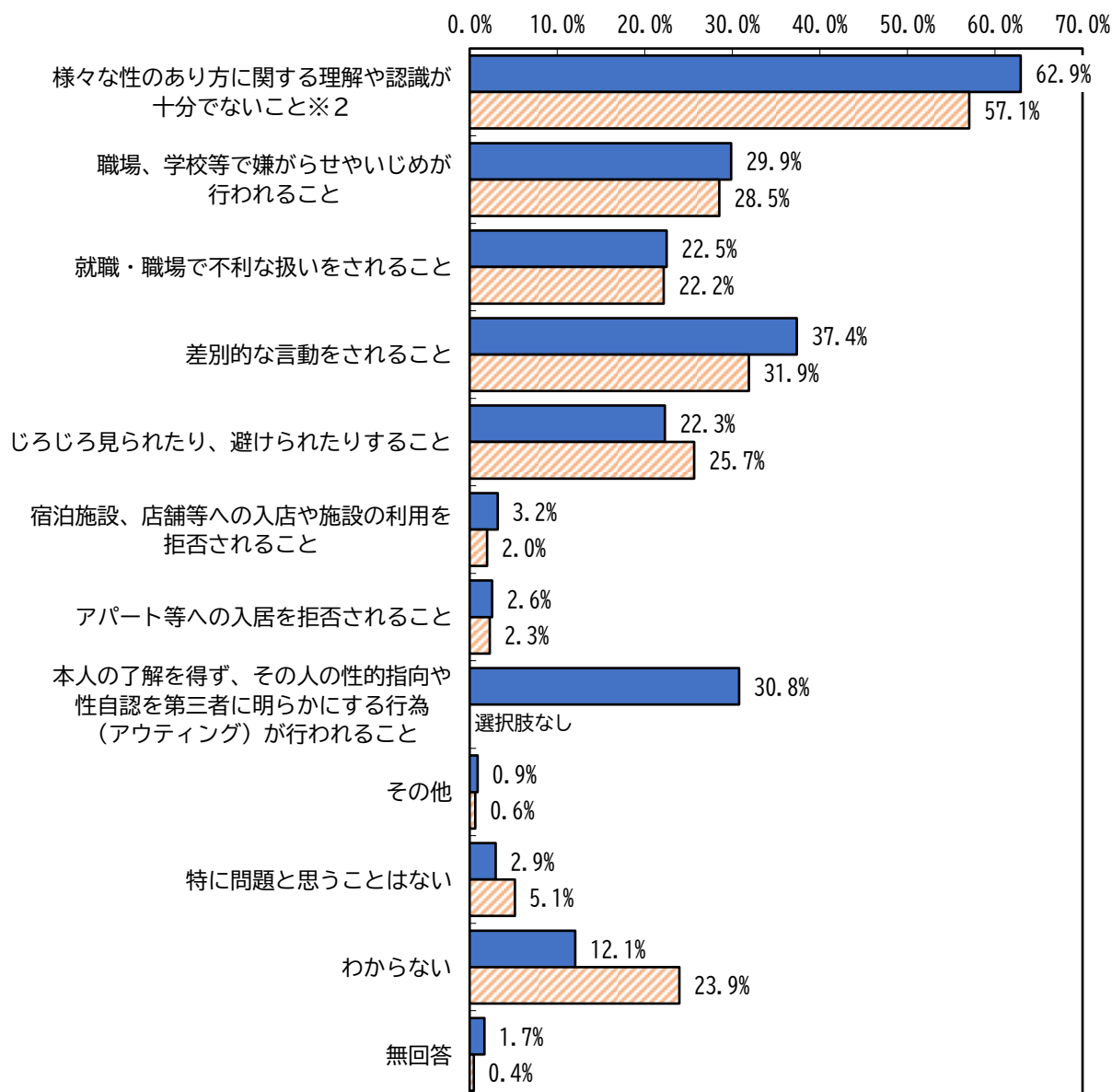


外国人の人権についてたずねたところ、「外国人の生活習慣や文化への理解や認識が十分でないこと」と答えた人の割合が52.9%で最も高く、次いで「就職や仕事の内容、待遇などで不利な条件におかれていること」（38.8%）、「情報を外国人にわかりやすく伝えるための配慮が足りないこと」（34.5%）の順となっている。前回の調査結果と比べると、「就職や仕事の内容、待遇などで不利な条件におかれていること」と答えた人の割合が高くなっている。

●LGBT等の人権について

問 15 L G B T などに関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか。以下の中から3つまで選んで○をつけてください。※ 1

図 L G B T 等の人権について



令和3年度(N=1,560) 平成28年度(N=1,575)

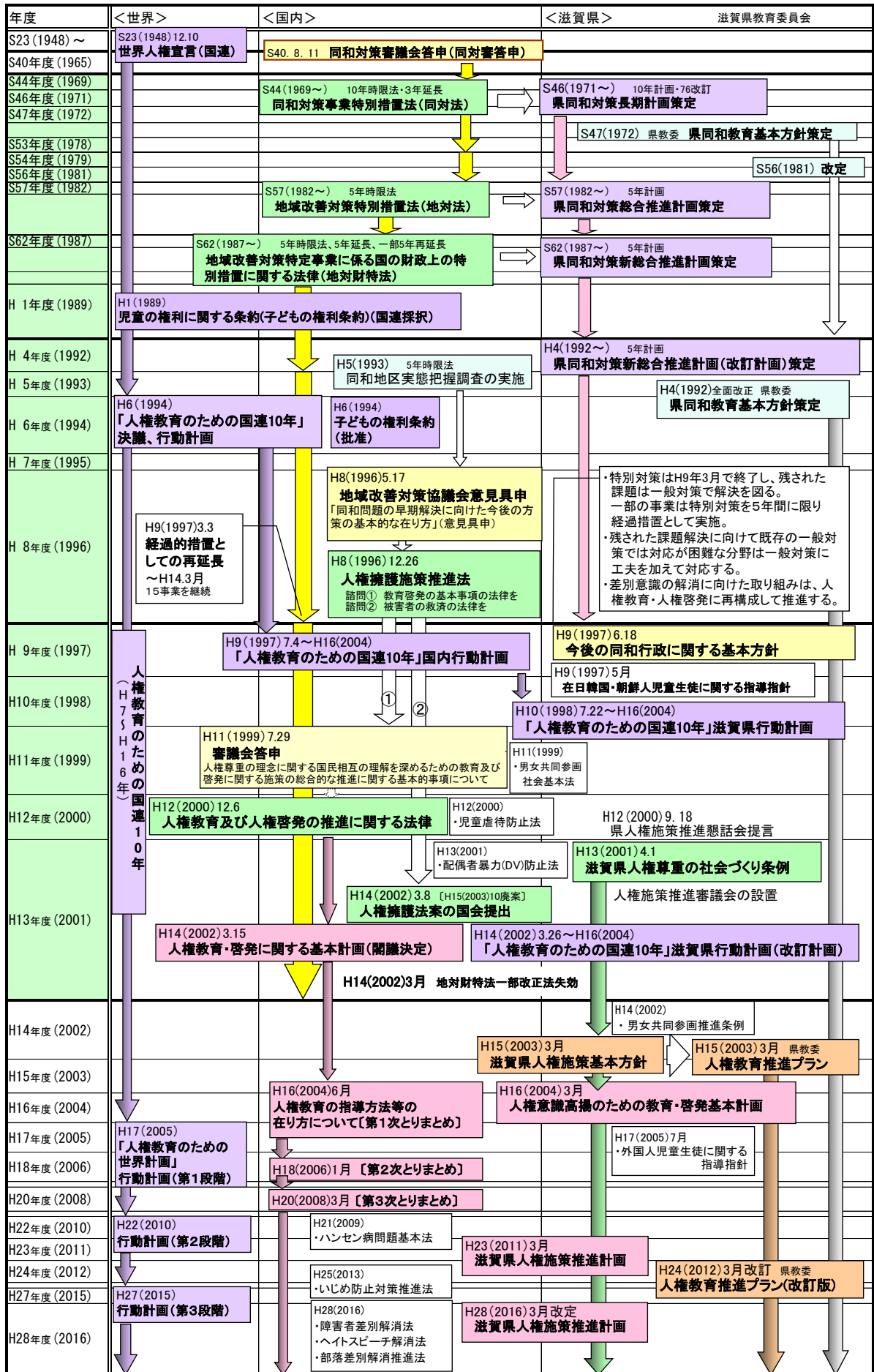
※ 1 平成 28 年度は質問文を「性同一性障害者・同性愛者に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか」としていたが、同一の趣旨ではあるものの令和 3 年度は質問文を変更した。

※ 2 平成 28 年度は選択肢の文章を「性同一性障害者・同性愛者等に関する理解や認識が十分でないこと」としていたが、同一の趣旨ではあるものの令和 3 年度は「様々な性のあり方に関する理解や認識が十分でないこと」と変更した。

LGBT 等の人権についてたずねたところ、「様々な性のあり方に関する理解や認識が十分でないこと」と答えた人の割合が 62.9%で最も高く、次いで「差別的な言動をされること」（37.4%）、「本人の了解を得ず、その人の性的指向や性自認を第三者に明らかにする行為（アウティング）が行われること」（30.8%）の順となっている。

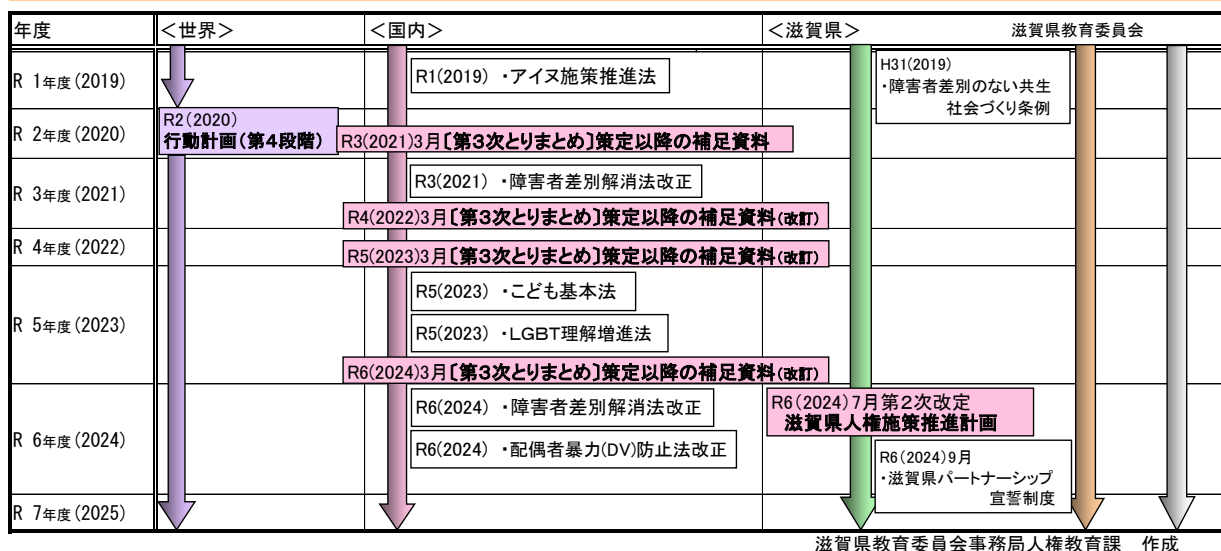
前回の調査結果と比べると、上位 2 項目の順位は同じ結果となっている。

◇同和施策・人権施策の法整備流れ図◇



※次のページに続きます。

◇同和施策・人権施策の法整備流れ図◇



人権教育関係法令等について

次の関係法令等は、県教育委員会人権教育課のホームページより閲覧できます。

◆宣言・条約等◆

- ・世界人権宣言
- ・児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

◆法令・条例等◆

- ・日本国憲法
- ・同和对策審議会答申
- ・滋賀県人権尊重の社会づくり条例
- ・滋賀県男女共同参画推進条例
- ・部落差別解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）
- ・同和对策事業特別措置法
- ・地域改善対策特別措置法
- ・地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
- ・人権擁護施策推進法
- ・男女共同参画社会基本法
- ・児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法/DV防止法）
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）
- ・いじめ防止対策推進法
- ・性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）
- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）
- ・アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）
- ・こども基本法
- ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）

◆計画・指針等◆

- ・滋賀県同和教育基本方針
- ・今後の同和行政に関する基本方針
- ・在日韓国・朝鮮人児童生徒に関する指導指針
- ・滋賀県人権施策基本方針
- ・人権意識の高揚のための教育・啓発基本計画
- ・外国人児童生徒に関する指導指針
- ・滋賀県子ども条例
- ・滋賀県子ども育成大綱
- ・滋賀県人権施策推進計画
- ・人権教育・啓発に関する基本計画
- ・人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕

100年前の人々が願ったこと

「全国水平社宣言に込められた思い」

「人の世に熱あれ、人間に光あれ」 皆さんはこの言葉を聞いたことがありますか？中学校の教科書にも載っているこの言葉は、今から約100年前の大正11年（1922年）に発表された「全国水平社宣言（水平社宣言）」の最後の一節です。この言葉に込められた当時の人々の思いや願いから、今を生きる私たちは何を知り、何を学ぶことができるのでしょうか。

水平社宣言って？

大正11年3月3日、被差別部落の人々の解放を目指して設立された「全国水平社」の創立大会で読み上げられた宣言文が「水平社宣言」です。

宣言の原文は被差別部落出身

水平社宣言（一部要約）

「全国に散在する部落の人々よ、団結せよ。ここにわれわれが人間を尊敬することによって、自らを解放しようとする運動を起こしたのは当然である。われわれは、心から人生の熱と光を求めるものである。水平社はこうして生まれた。人の世に熱あれ、人間に光あれ。」

部落差別（同和問題）とは？

部落差別（同和問題）とは、被差別部落・同和地区などと呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を反対されたり、就職や日常生活の上で様々な差別を受けるという日本固有の人権問題です。



の一人の若者が考えたもので、長い歴史の中で不当な差別を受けてきた人々の痛切な思いが綴られているだけでなく、すべての人があらゆる差別を受けることなく、人間らしく暮らしている社会の実現を願う気持ちが込められています。

部落差別の現状

被差別部落に対する差別意識は、基本的人権の尊重を掲げたに本国憲法の施行後も解消されず、劣悪な生活環境も継続してしまっています。

その後、行政による取り組みの結果住宅や道路などの物的な生活環境は大きく改善されましたが、

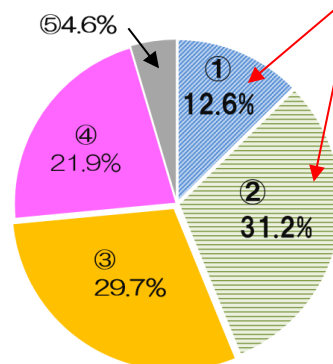


住宅を選ぶ際の意識

あなたは、家を購入したりマンションを借りたりするなど、住宅を選ぶ際に価格や理知条件などが希望にあっても、近隣に同和地区がある場合、避けると思いますか？

- ①避けると思う
- ②どちらかといえば避けると思う
- ③どちらかといえば避けないと思う
- ④避けないと思う
- ⑤無回答

避けると思う+どちらかといえば避けると思う=43.8%



令和3年度人権に関する県民意識調査

差別意識は未だに解消されていません。

こうした実態は、令和3年の『人権に関する県民意識調査』（右図参照）の結果にも表れています。

また、誰で見自由に情報を発信できるインターネット上では、今もなお様々な形で部落差別の書き込みなどが行われており、それが平成28年の「部落差別解消推進法」制定のきっかけともなっています。

今、必要なこと

水平社宣言から約100年後の今は、宣言が目指したあらゆる差別を許さず、誰もが一人の人間として尊重される社会になっているでしょうか？

以前は見過ごされていた、様々なハラスメントが人権問題として認識されるようになったことを考えると、社会のあらゆる場面で人権尊重の意識が高まっていることは確かです。

その一方、インターネットやSNS上での誹謗中傷、ヘイトスピーチ、性のあり方についての差別や偏見、新型コロナウイルスに関する人権侵害など、新たな人権問題が発生しています。こうした状況を見ると、部落差別に限らず、ある日突然、差別的被害者となる可能性は、誰にとってもあるといえます。

どんなときでも、
お互いを尊重する
気持ちを忘れない
でほしいのだー！



水平社宣言の
全文はこちら



今は、100年前とは違い、多くの人が自由に意見を交わせる時代です。こうした時代だからこそ、水平社宣言に込められた当時の人々の願いに思いをさせ、全ての人の人権が尊重される豊かな社会をつくっていくことが必要なのではないでしょうか。

滋賀の水平社運動 差別をなくすために立ち上がった場所「^{ごんじょうじ}厳浄寺」

全国水平社創立大会から2年後の大正13年（1924年）4月18日、今の甲賀市甲南町にある「厳浄寺」で滋賀県水平社の創立大会が開催されました。その大会の様子は新聞で大きく報じられました。

県内外から約380名が集まり、厳浄寺において「滋賀県水平社」が誕生しました。この日の演説会で、大人にまじって少年少女が力と熱を込めて発表しました。15歳の少年の「この世の中に差別があるのは天人の許さぬ不合理である…人間は生まれながらにして一切平等であらねばならぬ。人間よ自然の平等に帰れ」との心の叫びに、厳浄寺は部落解放の熱気に包まれました。



出典：「ここから～滋賀の人権ゆかりの地をたずねて～」
平成20年（2008年）滋賀県人権施策推進課

滋賀県水平社100年における取組

4月18日(木)、19日(金)

滋賀県水平社創立100周年記念事業

滋賀県婦人会館(近江八幡市)



基調講演



記念講演



特別講演

全国水平社創立の二年後の1924年(大正13年)4月18日、滋賀県水

平社・宝ノ木水平社が嚴

浄寺(甲賀市甲南町)で

創立しました。100年

目を迎える2024年4

月18日、19日、しが部落

史研究会により記念事業

が開催され、約80人が参

加しました。

一日目は、滋賀県水平

社についての基調講演、

記念講演、特別講演、二

日目は地域史作成のため

の手法と視点、各地域からの資料調査についての報告がありました。

基調講演を行った武田一夫さん(郷土史家)

は、ふとした時に聞いた地域の高齢者の思い

出話から滋賀県水平社、宝木水平社が存在し

たことを知り、調べるようになったこと、水

平社が地域で忘れられていた存在になったの

は、差別の厳しさと公権力や右翼勢力の運動

への介入があったほか、滋賀県水平社は南梅

吉の影響を強く受けていたため、全国水平社

内の対立により南が離脱した後は歴史の評価

から外れてしまったこと等があるのではないか、

しかし、今、差別に憤り闘った人々を歴史と

して見直す必要があると話しました。

朝治武さん(大阪人権博物館長・全国部落

史研究会代表)は、近代の政治・経済の状況

と滋賀県内の被差別部落と差別の実態、社

会運動の変遷、滋賀県水平社(地方水平社)

の結成過程、滋賀県水平社創立メンバーが

1930年代には姿を消していること、30年

代に犬上郡で起こった差別事件に取り組んだ

水平社の活動家が戦後の部落解放運動に連な

る人になったことなど、県内の融和運動と水

平社運動の歴史について記念講演を行いました。

特別講演では、早川紀久子さん(滋賀県人

権教育推進協議会副会長)が、ご自身の父で

朝鮮半島に出自を持つ朝野温知さん(僧侶・

元部落解放同盟滋賀県連合会副会長)が国同

士の国際関係に翻弄される中で水平社運動と

部落解放運動に尽力したこと、また早川さん

自身も差別に遭いながらも部落解放運動に力

づけられたことについて話しました。

二日目は、研究者から地域史調査のための

参考資料や手法、視点の紹介、県内各地域か

ら資料調査の現況報告が行われ、全日程が終

了しました。

滋賀県水平社について

武田一夫さんに話を伺いました。

滋賀県内でも水平社は創立されています。県内初の水平社は「滋賀県水平社」と「宝木水平社」であり、1924年4月18日に甲賀郡寺庄村（現甲賀市）の厳浄寺で結成されました。

当時の大阪朝日新聞京都附録では、「（省略）堂々大人に交じって可憐な少女増田久恵（13）さんは朱唇に力と熱を籠め、自己が小学校で受けた差別待遇の体験を語り、如何に人間性の尊厳を冒瀆する差別が至純なる処女の魂を傷つけたかを一語は一語より強く叫び満場の共鳴を呼び、さらに谷口秀太郎（15）少年も（省略）」と紹介しています。大人と同様に子どもたちも部落差別という不合理な差別と闘っていたことがわかります。



武田一夫さん

武田一夫さんは、滋賀にまつわる水平社について造詣の深い一人です。滋賀の水平社を調べるきっかけは、歴史は掘り起こさなければ忘れられてしまう

という危機感からです。先に紹介した新聞記事も、武田さんが収集した資料であり、武田さんは、地元の宝木水平社だけではなく、坂田郡（長浜）、犬上（彦根）、豊郷、甲良など現地に赴いたり、資料を調べたりして情報を収集されています。

今回、武田さんに滋賀県水平社にまつわるこれまでとこれからの人権啓発について尋ねました。

Q 滋賀県水平社をわかりやすく教えてください。

A 滋賀の水平社について、子どもたちにもわかりやすく啓発をしようと工夫したものがありません。滋賀県水平社と宝木水平社が創立されるまでの闘いを実話にもとづき山元俊彦さんと監修をして物語にしました。それを「こうかちいきの昔ばなし——人権啓発講演会——」で実演するのに、「まんが日本昔ばなし」の語りと人物の声を担当した常田富士男さんに語っていただきました。滋賀県水平社についてはこれを一読してもらうとわかりやすいと思います。

『ひとびととの闘い（甲南地域）』

苦しかったけど、胸張って生きてきたひとびとの話をしよう。

この村はな、室町の頃、新田の開発に近くの村々からやってきた次男や三男によって開かれたんじや。ところが、川べりであつたためにな、せつかく作つた農地も大水のたびに流されてしまった。そして、貧しさと方々から集まつて来た外者が住んでいる所というだけで、いわれない差別までがやつてきたんじや。

江戸に幕府がひらかれた時代じやが、古老の話では、この村はな、東海道などで荷物を運ぶ仕事などをして暮らしておつたそうじやが、次第に住んでおる人も増えていった。みんなは、親鸞さまの教えを大切にしながら生きてきたそうじや。だけどな、差別は厳しく、こんなことを古老が話しておつた。藩の役人が・「家を建てるのに釘を使つていないか、瓦を使つていないか」・などを調べに来おつた。

また・「隣の村を下駄を履いて通るな、傘を差して通るな」などというような約束事があつたという話なんじや。

それはあんまりじゃないかと、みんな怒りを胸に生きてきたそうじゃ。

明治の世になって、「解放令」というのが出されたんじゃ。

村の人々は、これで差別がなくなると喜んだ。

でもな、そうはいかなんだんじゃ。仕事は奪われるし、生活は苦しく、差別はいつそう厳しくなるばかりじゃった。それでもこの村の人たちは、小さな村じゃったけど自分たちで誇りを持って生きていくと、分村、独立して宝木村をつくった。

自主・自立の精神が強かったんじゃな。

また、この頃は村の神社を作ったり、水口城の角やぐらを買い、総出で運んで厳浄寺（ごんじょうじ）というお寺の本堂を建てたり、それはもう村のみんなの頑張りは大変なもんじゃった。身分差別の厳しかった封建時代のシンボルであった水口城の角やぐらが、後の「水平社」結成、すなわち部落差別を無くす運動の場所となったのは、何とも皮肉なことやなあ…。

あつそうや、差別といえどこんな話があつた。「近くの店に買い物に行くとな、お金は直接受け取ってもらえず、ザルで受け取って洗われた。」など、いっぱいあつたと聞いておる…。

そのような暗闇の中、どうにか生活しているという状況だったが、人間としての生き方を求める力は涸れずにあつたんじゃな。

これは有名な話やが、1922年3月3日、京都の岡崎公会堂で全国水平社の創立大会が開かれたんじゃ。全国の被差別部落の仲間が3000人も集まり、自主的な解放をめざす「全

国水平社」が生まれたのじゃった。

今日ここにきてくださったみなさんは、「人の世に熟あれ、人間に光あれ」という言葉を知っておられるかな。日本の人権宣言と言われている「水平社宣言」は、この時、満場の嵐のような拍手の中で生まれたんじゃ。

ところが、当時この大会に参加するのは大変な苦勞があつたそうじゃ。だけどな、宝木の青年が8名も参加していたんじゃ。今はもう亡くなられているが、その大会に参加した一人は、当時のことを・・・「会場の内外には、大勢の警官がいたが、集まった連中はみな命がけの覚悟をしておったから、警官何者ぞといった気迫がみなぎっておつた。あの時のわしの気持ちは・・・わしの生涯の最高のなんとかやなあ・・・、一口にどうとは簡単に言えへんわ・・・と話してくれたのが忘れられん・・・。まさしくその人にとっては、その日が、厳しい差別に立ち向かう道筋がくつきりと見えた「よき日」であつたんじゃろな。

その後、全国水平社大会に参加した8人を中心に、心をひとつにして、「滋賀県水平社」と「宝木水平社」の創立に向けての闘いがはじまったのじゃった。さまざまな嫌がらせや、公権力の弾圧があつたが、困難を乗り越え、やっと1924年4月18日、滋賀県水平社と宝木水平社の創立大会が開かれた。

宝木では、この大会に向けて、他の村に知らせるビラを張ったり、村中で会場となった厳浄寺の本堂を架けだして広げたり、本当に大変な努力をしたそう。それでもやり通せたのは、

差別を無くしたいという強い思いが支えたんじゃろな。

「人間よ 自然の平等にかえれ 少年少女の火の如き叫び滋賀県水平社の光景」と、大阪朝日新聞社が伝えたそうじゃ。

その後、宝木水平社は、甲賀の地域で部落解放の先頭にたつて闘ったそうじゃが、戦争に向かつていった時代の流れに飲み込まれてしまった。しかしなあ、この「水平社」の精神は、戦後の差別を無くす活動にしっかりと引き継がれ、今も生き続けているんじゃ。

水平社の歴史が、胸張って語られ、まちづくりが進められたとき、すべての差別のない、みんなが住みよい社会になると、わしは思うんじゃが・・・。

こうがちいきの昔ばなし
——人権啓発講演会——

「まんが日本昔ばなし」の声でおなじみの
常田富士男さんが鹿深の地にやってくる

2月4日金 7時から 忍の里プラザ

講演 常田富士男さん
講演 常田富士男さん
講演 常田富士男さん

入場無料

お問い合わせ 05-4020

こうがちいきの昔ばなし チラシ

武田さんは物語を監修するにあたって、できるだけ相手に伝わりやすいものにするようにと考えたそうです。これにより、地元の誇りとなる水平社のことを知ってもらおう一つのきっかけになったと振り返ります。この物語

を読むと、当時の被差別の人々が結集して立ち上がった様子が手に取るようにわかります。今回、これはぜひとも紹介したいと山元さんと武田さんをお願いして原稿を掲載させてもらいました。

武田さん自身も高齢となった今、滋賀県水平社について、地元の方が地元の情報を集積してほしいと話されます。それは、「忘れ去られている事実がその地の新たな歴史となるから」と語ってくれました。

Q) 武田さんの滋賀県水平社に対する思いを聞かせてください

A) この地に水平社が創立された歴史的事実を「甲賀市史」と「宝木の歴史」にきちんと位置付けられました。

出身地を隠して暮らしている人の中には、地域名が表に出ることを恐れる人もいます。ある人から、「滋賀県水平社を表に出すことで複雑な思いを持つ人もいる。その人たちがどのような思いをするか、その方たちに向き合う覚悟はあるのか」と問われたことがあります。私も悩み、随分と考えました。しかし、部落差別を解決するために必要なことは、「滋賀県水平社が堂々と語れる社会にすること」が大事ということでした。胸を張って暮らせる社会にするためにも、滋賀県水平社のことを語っていくことが必要だと思えます。

Q) そもそも武田さんが人権啓発に携わるようになったのはなぜですか？

A) 30数年前、親しい人が結婚差別により辛い経験をしているのを目の当たりにしました。その時に「こんな差別はなくしていいかなあかん！」と痛感したのです。それから、まずは、地元で差別解消の取組をしようと思いました。部落差別問題を学ぶと、様々な人権課題が見えてきます。それから、部落差別問題をはじめとするさまざまな人権啓発をするようになりました。

Q) 水平社創立から100年が経ちますが、先人たちの思いは引き継がれていると思いますか？

A) 部落解放運動を中心に行政や教育が共に啓発をし、差別をなくしていこうという意志は多くの方に引き継がれていると思います。2016年12月には「部落差別解消推進法」も施行され、啓発の後押しとなっています。ただ、宣言の結びにある「人の世に熱あれ、人間に光あれ」というすべての人があらゆる差別を受けることなく、自分らしく暮らせる社会にはまだなっていません。私は、差別がある社会の現状を真摯に受け止め、差別がある限り生涯にわたって差別解消の取組を続けたいと思っています。

Q) 部落差別解消に向けての思いを聞かせてください。

A) もともと町役場の職員で、人権啓発に長

く携わってきました。しかし、自分の生活の中で当事者になってはじめて、きれいごとだけでは人権は語れないということが分かりました。例えば、介護の問題では、私の足かけ9年間の両親の在宅介護から、介護する側の人権も大事だということに気が付きました。このことをわざわざにしているのは、要介護者にとつてのよりよい介護につながらない。また、当事者の「声」を聴くことも重要です。私が民生委員の時、障がいがある子の親から、「この子を置いて死ねへんねん」という切実な声を聞きました。このことから、困っている方々の「声」を施策に反映することが差別解消の糸口につながると思いました。また、どの人権課題もベースにある課題は共通していることから、単独で取り組むのではなくスクラムを組むこと、継続することが大切です。私の人権の取組は「まだまだ、これからや！命が尽きるまで！」と思っています。

武田さんの言葉の一つ一つには力強さがあり、心に強く響くものがありました。

滋賀の水平社を学び、地元の歴史を学ぶことの大切さを改めて感じました。水平社創立100周年を機にぜひとも水平社について学んでいただきたいと思います。何から手を付ければいいかわからないという方は、紙面にも紹介した「こうかちいきの昔ばなし」を読み直したり、「宝木の歴史」「甲賀の市史」を手にとってみたりしてはいかがでしょうか。また新たな学びがあると思います。

宝木水平社
1924年（大正13年）4月18日に滋賀県水平社と宝木水平社が創立しました。宝木水平社は県内では初めての地域の水平社でした。この旧甲賀郡（現在の甲賀市）での動きに続き、同年に千草水平社、1926年に犬上水平社が結成されました。

全国水平社を創立した人々には、資力や教育力があつたことはよく知られています。宝木にも地域に教育力があつたようです。地域の歴史を調べておられる武田一夫さんによれば、宝木には福森松蔵さんという教育者がいて、地域の教育や生活改善に取り組んでいたそうです。

●福森松蔵さん

福森さんは三重県阿山村（現在の伊賀市）

滋賀県の部落解放の先駆者

第3回

ふくもり
福森しょうぞう
松蔵さん

寺庄尋常小学校教員

で生まれました。1909年（明治42年）に寺庄尋常小学校訓導※として赴任されました。福森さんは1912年（大正元年）に木下幸太郎さん（後の宝木水平社委員長）の離れ座敷に居住することになりました。宝木に移ってから、昼は学校で教えて夜は住民と話し合いをしたり、地区の社会教育や家庭教育に取り組みだりました。

●福森松蔵さんの活動

福森さんのことは文字の記録ではなく、古老が地域の青年や子どもたちに語り継いだ形として残っています。哲学を学んでいた福森さんは、「同じ人間でありながら差別があるのは許し難い。日本に厳存する差別観を完全に解消すべき」と訴えながら、地域のために力を注ぎました。

地区内の青年や女性に対して勉強の必要性を説きつつ、識字教育を組織化して実施し次世代の育成にあたりました。また、農作物の栽培方法を教え、作物を販売して収益金の積立を行う仕組みを作りました。貯蓄の大切さを実践によって伝える方法は、宝木の生活設計に大きな影響を与えたそうです。

これらの活動は1912年に滋賀県教育会によって、また1920年には県知事の堀田義次郎によって表彰されています。

表彰状

甲賀郡寺庄小学校 福森 松蔵
一視平等ノ聖旨ヲ奉体シ 部落指導子弟教養ノコトニ
任シ 成績見ルベキモノアル
依ッテ茲ニ奨励金五十四円ヲ授与シ 益々努力ヲ望ム
大正九年二月十一日
滋賀県知事正五位勲四等 堀田義次郎

県知事から贈られた
表彰状

●地域に残したもの

福森さんは結婚のため三重県に帰ることにありますが、教え子との交流は戦後も続き、1954年にはかつての生徒が寺庄小学校で謝恩喜寿祝賀会を開いています。

滋賀県が同和対策として識字教育を行おうとした時、宝木はほとんどの人が読み書きできて極端に少なかったという結果が出ました。福森さんが蒔いた種が数十年後に実を結んだといえます。

福森さんが実践した教育と福祉の取組には人を尊重する理念が根底にありました。人権を中心に置いた活動が人を勇気づけてその人がもともと持つ力を発揮させ、そうした取組が宝木水平社創立に繋がっていったことを示しています。



謝恩喜寿祝賀会・福森さんは前列中央の和服姿

※訓導……旧制小学校の正規の免状を持つ教員。

写真提供 宝木区史編集委員会

参考資料

『寶木の歴史』宝木区史編集委員会 2004年
武田一夫「忘れられていた水平社 滋賀県水平社の闘い」『部落解放研究』第46回全国集会報告書

674号 2013年

滋賀県人権尊重の社会づくり条例

平成13年3月28日

滋賀県条例 第27号

すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳および権利について平等である。

すなわち、私たち一人ひとは、様々な個性をもったかけがえのない存在であり、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、年齢、障害、疾病等により人権の享有を妨げられることなく、個人として尊重されなければならない。そして一人ひとりの多様性が認められ、それぞれのもつあらゆる可能性が発揮される機会が与えられなくてはならない。

同時に、私たちはこのような自由と権利を行使するに際しては、他者の自由や権利を認め合い、相互に尊重しなければならないという義務を負っている。

こうした認識に基づいて、現在および将来の世代にわたり、豊かな自然に恵まれ環境を大切にする滋賀に、人間としての尊厳が保障され、すべての人の人権が尊重される社会をつくりあげることは、私たちみんなの願いであり、また責務である。

私たち滋賀県民は、21世紀の初頭に当たり、人権が尊重される社会づくりを進めるために不断の努力を続けていくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権が尊重される社会づくりに関し、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりを推進するための基本となる事項を定めることにより、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権意識の高揚を図るための施策その他の人権が尊重される社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するものとする。

- 2 県は、人権施策の推進に当たっては、国および市町村との適切な役割分担を踏まえて、これを行うとともに、必要な調整に努めるものとする。

(県民および事業者の責務)

第3条 県民および事業者は、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において、人権が尊重される社会づくりに寄与するように努めなければならない。

(人権施策基本方針)

第4条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

- 2 人権施策基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権が尊重される社会づくりの基本理念
- (2) 人権意識の高揚を図るための施策に関すること。

- (3) 相談支援体制の整備に関すること。
- (4) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
- (5) その他人権施策を推進するために必要な事項

- 3 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ滋賀県人権施策推進審議会の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、人権施策基本方針を定めたときは、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、人権施策基本方針を変更する場合について準用する。
- 6 知事は、人権施策基本方針に関する施策の実施状況について、毎年度、滋賀県人権施策推進審議会に報告するものとする。

(人権施策基本方針との整合)

第5条 県は、県行政のあらゆる分野における施策の策定および実施に当たっては、人権施策基本方針との整合に努めるものとする。

(滋賀県人権施策推進審議会の設置)

- 第6条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
- 2 審議会は、人権施策基本方針に関する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、人権が尊重される社会づくりに関する事項について調査審議する。
 - 3 審議会は、人権が尊重される社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

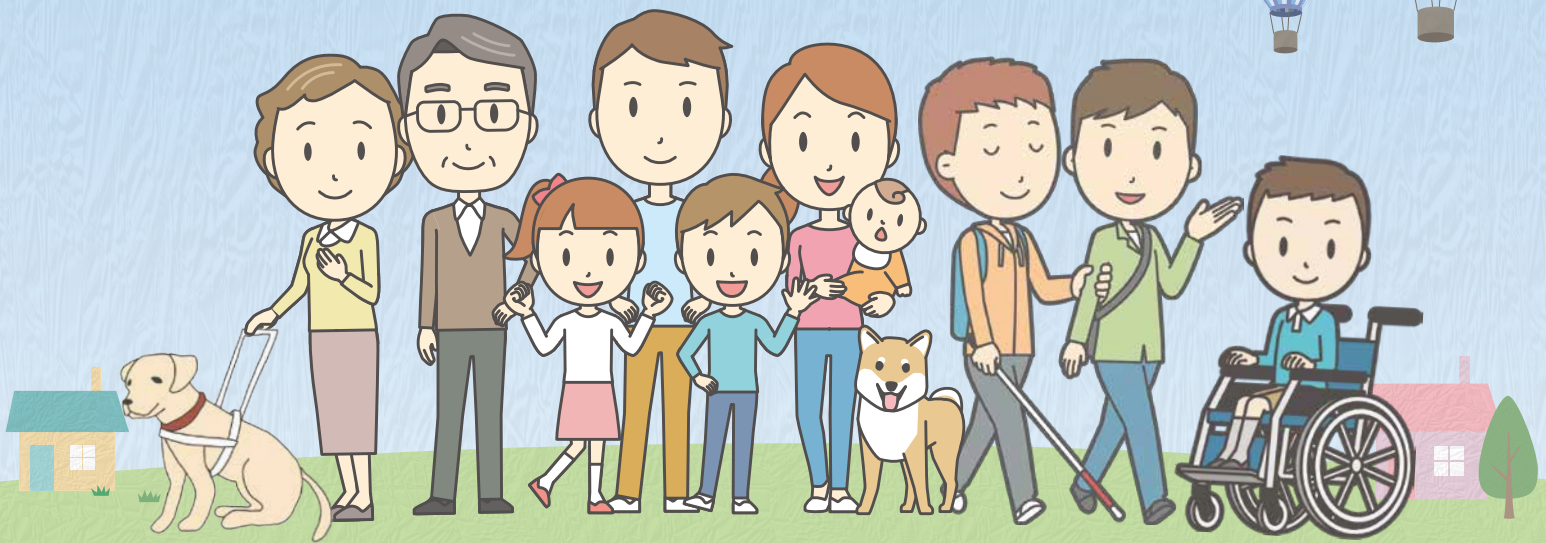
(審議会の組織等)

- 第7条 審議会は、委員 18 人以内で組織する。
- 2 委員は、人権に関し学識経験を有する者および県民から公募した者のうちから知事が任命する。
 - 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、再任されることを妨げない。
 - 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
 - 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成 13 年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和 28 年滋賀県条例第 10 号)の一部を次のように改正する。
 - 第1条中第 19 号の 10 を第 19 号の 11 とし、第 19 号の9を第 19 号の 10 とし、第 19 号の8を第 19 号の9とし、第 19 号の7の次に次の1号を加える。
 - (19)の8滋賀県人権施策推進審議会の委員

しが けん しょう がい しゃ さ べつ 滋賀県障害者差別のない きょう せい しゃ かい 共生社会づくり条例 じょう れい



ねん がつ にち ぜんめん し こう
2019年10月1日全面施行

この条例は、障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら共に
生きる社会（共生社会）の実現を目指して制定されました。

障害の有無に関わらず、誰もが暮らしやすい社会を築いていきましょう。



しが けん
滋賀県

1 条例の目的



この条例は、障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現を目指しています。

2 対象となる「障害者」とは？

この条例に書いてある「障害者」とは、障害者手帳を持っている人のことだけではありません。



身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病などにより心身の

機能の障害がある人で、障害および社会の中にあるバリア（社会的障壁）によって、継続的または断続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。



この条例における「障害者」の定義は、「障害の社会モデル」の考え方に基づいています。

3 「障害の社会モデル」とは？

「障害の社会モデル」とは、障害のある人が日常生活や社会生活において受ける制限は、心身の機能障害のみによって生じるものではなく、社会の中にあるバリア（社会的障壁）によって生じるものであるという考え方です。



例えば、「障害の社会モデル」の考え方に立つと、左の図のように、車いすを使用している人が段差を上げられないのは、身体に障害があるからではなく、段差があるという建物の状況（社会の中にあるバリア）に原因があると考えます。



この場合、スロープやエレベーターを設置することで段差を上げられないという「障害」はなくなります。こうした社会の中にあるバリアを社会全体で取り除いていきましょう。

4 シャカいてきしょうへき 社会的障壁とは？

しょうがい ひと にちじょうせいいかつ シャカいてきしょうへき おく
障害がある人にとって、日常生活や社会生活を送るうえでバリア
(社会的障壁) となるようなものをいい、例えば次のようなものがあります。



ぶつりてき 物理的なバリア

こうきょうこうつうきかん どうろ たてもの
公共交通機関、道路、建物などにおいて、
りようしゃ いどうめん こんなん
利用者に移動面で困難をもたらす物理的なバリアのことを言います。

せいどてき 制度的なバリア

シャカいてき せいど しょうがい ひと
社会のルール、制度によって、障害のある人が
のうりよくいぜん だんかい きかい きんとう うば
能力以前の段階で機会の均等を奪われているバリアのことを言います。

ぶんか じょうほうめん 文化・情報面でのバリア

じょうほう つた かた ふじゅうぶん ひつよう
情報の伝え方が不十分であるために必要な
じょうほう びやうどう え
情報が平等に得られないバリアのことを言います。

いしきじょう 意識上のバリア

しゅうい こころな ことば さべつ むかんしん しょうがい
周囲から心無い言葉、差別、無関心など、障害のある人を受け入れられないバリアのことを言います。
しょうがい たい あやま にんしき う
障害に対する誤った認識から生まれます。

5 しょうがい りゆう さべつ かいしょう 障害を理由とする差別を解消するために

じょうれい しょうがい りゆう さべつ かいしょう けんみん
条例では、障害を理由とする差別を解消するため、すべての県民、
じぎょうしゃ しょうがい ひと たい さべつ きんし ぐうりてきはいりよ
事業者には、障害のある人に対する差別を禁止するとともに、合理的配慮
ていきょう もと
の提供を求めています。



	しょうがい りゆう さべつ きんし 障害を理由とする差別の禁止	ぐうりてきはいりよ ていきょう 合理的配慮の提供
ぎょうせいきかん 行政機関	してはいけません (ほうりつじょう ぎむ) (法律上の義務)	してはいけません (ほうりつじょう ぎむ) (法律上の義務)
じぎょうしゃ 事業者	してはいけません (ほうりつじょう ぎむ) (法律上の義務)	してはいけません (じょうれいじょう ぎむ) (<u>条例上の義務</u>) (※)
こじん 個人	してはいけません (じょうれいじょう ぎむ) (<u>条例上の義務</u>)	してはいけません (じょうれいじょう ぎむ) (<u>条例上の義務</u>)

しょうがい りゆう さべつ 障害を理由とする差別とは？

せいとう りゆう しょうがい りゆう ていきょう きよひ
正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、
せいげん しょうけん つ
制限したり、条件を付けたりすることです。

しょうれい しょうがい ひと せいかつ かか ぶんや ぐたいてき
条例では、障害のある人の生活に関わる11の分野について具体的に
さべつ ないよう しめ ぶんやいがい こうい た ほうかつてき きんし
差別の内容を示すとともに、11の分野以外の行為についても「その他」として包括的に禁止し
ています。



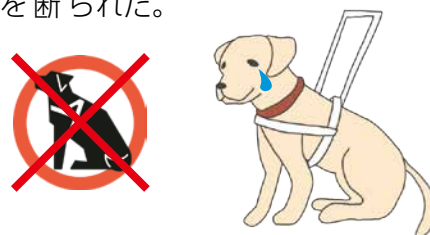
- ①きょういくぶんや ②ろうどう こようぶんや ③しょうひん はんばい ていきょうぶんや ④ふくしぶんや
⑤しょうがいふくしぶんや ⑥いりようぶんや ⑦たても の こうきょうこうつうぶんや ⑧ふどうさんとりひきぶんや
⑨ちい きかつどうぶんや ⑩じょうほう ていきょうぶんや ⑪いし ひょうじ じゅりようぶんや
①教育分野 ②労働・雇用分野 ③商品の販売またはサービスの提供分野 ④福祉分野
⑤障害福祉分野 ⑥医療分野 ⑦建物・公共交通分野 ⑧不動産取引分野
⑨地域活動分野 ⑩情報の提供分野 ⑪意思表示の受領分野

ぐ たい れい 具体例

アパートを借りるときにしょうがいがあることを伝えると、それを理由に貸してくれなかった。



もうどうけん いっしょ いんしょくてん
盲導犬と一緒に飲食店に入ろうとしたら
入店を断られた。



しょうがい ひと ほごしゃ かいじょしゃ いっしょ
障害のある人は保護者や介助者が一緒
でないと窓口対応しないとされた。



ほんにん む し ほごしゃ かいじょしゃ
本人を無視して保護者や介助者
だけに話しかけた。



合理的配慮の提供とは？

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、負担が重くない範囲で配慮を行うことです。重い負担がないのに「合理的配慮をしないこと」は差別に当たります。「お互いの事情」を分かり合い、共に「何ができるか」アイデアを出し、建設的な対話によって、その時々でできる配慮を導き出すのが合理的配慮です。できないと判断する前に、どうすれば対応できるのかを考えることが重要です。

具体例

窓口で聴覚障害のある人からの申出に応じて、手話や筆談で対応した。



申出に応じて、資料にフリガナをつけたり、わかりやすい表現で説明した。



駅で視覚障害のある人からの申出に応じて、券売機の操作を手伝った。



「人の多い待合室は周囲が気になって落ち着かず、順番を待つのが難しい」との申出に応じて、別のスペースを確保した。



6 障害者の自立および社会参加に向けた取組に関する施策

条例では、障害のある人の自立および社会参加に向けた取組に関する施策の基本となる事項を定めています。

- 普及啓発等・・・障害や障害の社会モデル等に対する理解促進
- 学校教育における理解の促進等
- 就業の機会の確保等
- 住環境の整備
- 文化芸術活動等の推進
- 災害時における支援
- 選挙等における配慮
- 意思疎通等の手段の利用促進等・・・障害のある人の意思疎通および情報の取得などの機会の確保



7 しょうがいしゃさべつかいしょうそうだんいん せっち 障害者差別解消相談員の設置

しょうれい さいふ う ごうりてき はいりよ
条例では、差別を受けたり、合理的な配慮がされなかったなどの
そうだん おう ひつよう じよげん ちようさ ちようせい おこな さべつかいしょう
相談に応じ、必要な助言や調査、調整などを行うため、差別解消に
かん せんもんせい も ちゅうりつ たちば そうだん おう しょうがいしゃさべつかいしょうそうだんいん せっち
関する専門性を持って中立の立場で相談に応じる「障害者差別解消相談員」を設置してい
ます。

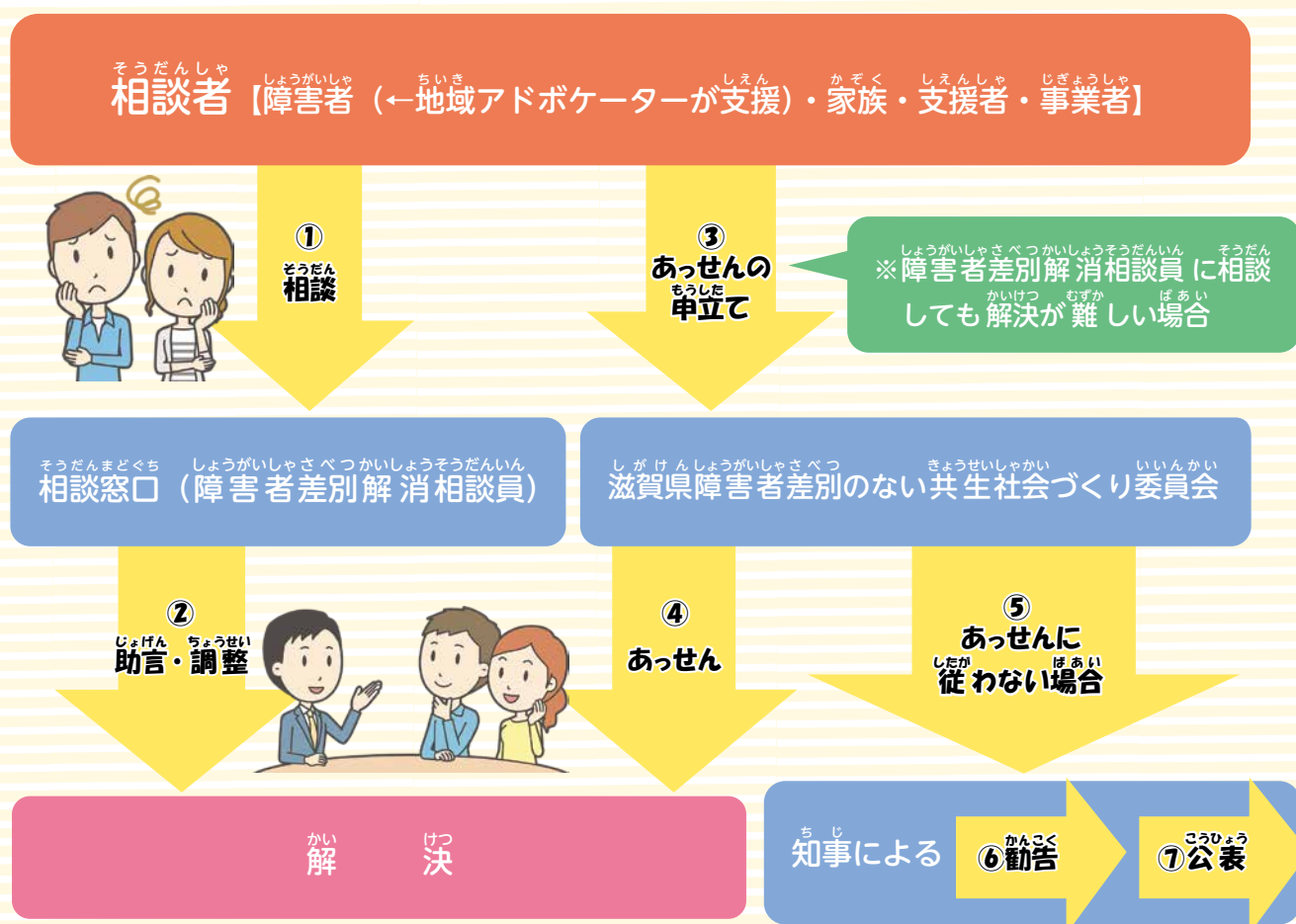


8 ちいき せっち 地域アドボケートの設置

じしん そうだん むずか しょうがいしゃ よ そ そうだんないよう だいべん
自身で相談することが難しい障害者に寄り添い、相談内容を代弁
することなどにより、しょうがいしゃ けんり ようご しょうがいしゃさべつかいしょうそうだん
障害者の権利を擁護し、障害者差別解消相談
いんにつなぐやくわり にな ちいき せっち
員につなぐ役割を担う「地域アドボケート」を設置しています。



9 そうだん かいけつ なか 相談と解決の流れ



10 障害を理由とする差別や合理的配慮などについての相談窓口

障害を理由に差別を受けたり、合理的な配慮がされなかったときは、こちらの窓口にご相談してください。また、会社やお店など事業者や県民の方から、合理的な配慮の提供に関する相談なども受け付けています。

【障害者差別解消相談員】

滋賀県健康医療福祉部 障害福祉課内
滋賀県障害者権利擁護センター



時間／月～金曜日（土・日・祝日・年末年始除く） 9時～17時
電話 077-521-1175 FAX 077-528-4853
メール ec0006@pref.shiga.lg.jp

【地域アドボケーター】

滋賀県ホームページをご覧ください。

滋賀県 アドボケーター 一覧 検索

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/syougai Fukushi/303112.html>

【条例についてのお問い合わせ】

滋賀県健康医療福祉部 障害福祉課

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

電話 077-528-3541 FAX 077-528-4853
メール ec0006@pref.shiga.lg.jp

【その他の相談窓口】

お住まいの市町の障害福祉担当部署などにも相談窓口が設置されています。

条例に関するQ & A

しょうがい ひと かんけい
Q1：障害のない人にも関係がありますか？

A1：障害に対する理解不足などから、障害のある人に対して無意識のうちに差別的な対応をしてしまうケースは少なくありません。障害のある人にとって何がバリア（社会的障壁）になっているのかを周囲の人が理解し、配慮することで「障害」はなくすることができます。県民の皆さん一人ひとりがこの「障害の社会モデル」の考え方を理解し、「社会」のあり方を変えようと努力し続けること、そして、障害について、すべての人が自らのこと、社会のこととしてとらえることが重要だと考えます。

しょうがいしゃしゅうかん
平成30年度 障害者週間のポスター
さいゆうしゅうしょう
最優秀賞
ないかくそうりだいじんしょう
(内閣総理大臣賞)



さべつ う
Q2：差別を受けたとされる障害者しか相談できないのですか？

A2：障害者差別に関してあらゆる相談に応じることとしています。例えば「合理的配慮を求められたがどう対応したらよいかわからない…」など、事業者がお悩みの場合にも相談に応じます。

ばつそく ばっしん
Q3：罰則や罰金はあるのですか？

A3：ありません。県では、お互いの建設的な話し合いを通じて、円満に解決を図ってもらえるよう相談によるサポートを行います。

しがけんりつくさつようごがっこう ちゅうぐくぶ ねん
滋賀県立草津養護学校中学部3年

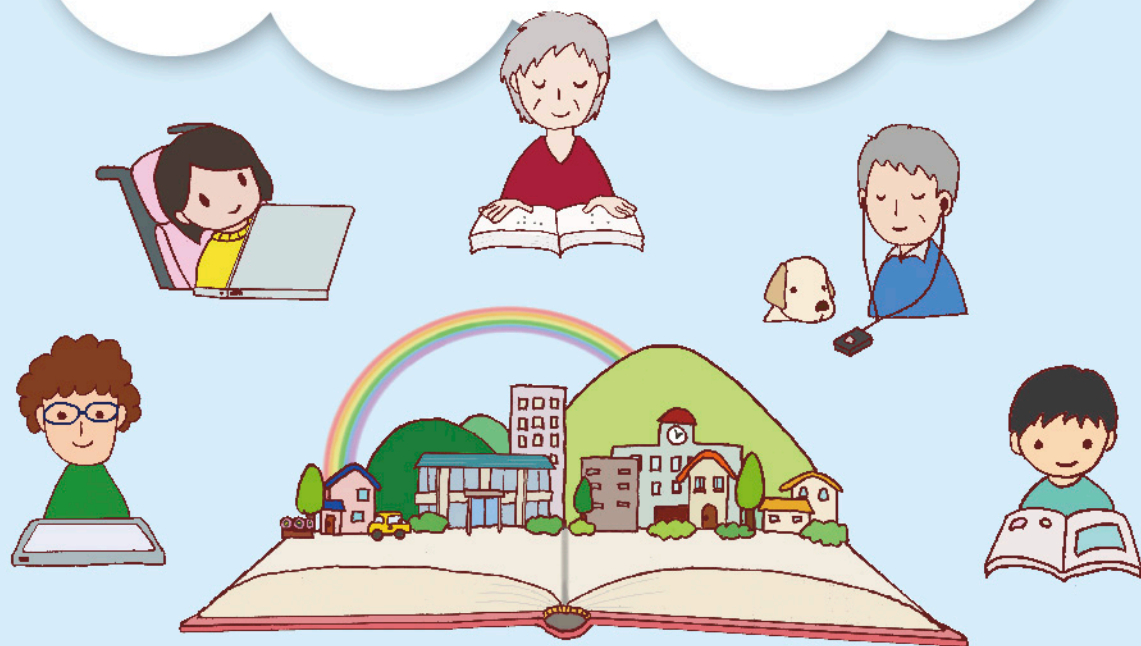
ふとう さき さくひん
布藤咲喜さんの作品

わたし
「私のきもち」

パンフレットの「音声版」、^{おんせいばん}「点字版」^{てんじばん}も作成しています。^{さくせい}ご希望の方は、^{きぼう}相談窓口^{かた}までご連絡ください。^{そうだんまどぐち}
^{れんらく}

どくしょ さわる 読書 きく 読書 どくしょ よむ 読書

みんな^{ひろ}で広げる^{どくしょ}読書バリアフリー



し が けん ~滋賀県は、だれもが自分^{じぶん}にあった読書^{どくしょ}に出会えるよう応援^{おうえん}します~

かつ じ ほん 活字の本がよみづらいなど 読書^{どくしょ}をあきらめていませんか？

読書^{どくしょ}にはいろいろなかたちがあります。

ほん せ かい 本の世界をもっと楽しめるように、

自分^{じぶん}にあった読書^{どくしょ}のかたちを探^{さが}してみましよう。

し が けん ぎょう いく いん かい
滋賀県教育委員会

問合わせ先

しがけんぎょういくいんかいじむきょくしょうがいがくしゅうか 滋賀県教育委員会事務局生涯学習課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
TEL: 077-528-4652 FAX: 077-528-4962 MAIL: ma06@pref.shiga.lg.jp



こちらの二次元コードを読み込むと、県^{けん}のホームページ内^{ない}にある
「読書^{どくしょ}バリアフリー」のページ^{ひょうじ}が表示^{ひょうじ}されます。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/katei/dokuba/>

しがけんどくしょ けいかく とうじしゃ かんけいしゃ がくしきけいけんしゃ
滋賀県読書バリアフリー計画は、当事者や関係者、学識経験者から
 いけん いっしょ
ご意見をいただきながら、一緒につくりあげました。

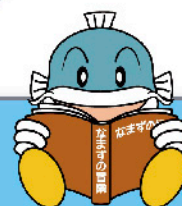
としょかん がっこう
 としょかん しょうがい
 とくせい りかい たいおう
 図書館や学校
 図書館で、障害の
 特性を理解した対応
 をしてもらえると
 いいな。

とうじしゃ してん
 とうじしゃ ふく
 当事者の視点で、
 当事者も含めてつな
 がりあえるようになる
 といいな。

しょうがい かた
 しょうがい かん かんけいしゃ
 もっと読書や図書館を身近
 に感じられるように関係者で
 意見交換できる場があった
 らいいね。

どくしょ
 「読書バリア
 フリー」をもっと
 ひろく しま
 広く知ってもらい
 たい。

しがけんどくしょ けいかく
滋賀県読書バリアフリー計画



めざ すがた
目指す姿

しょうがい う む だくしょ つう ゆた じんせい おく し が
 障害の有無にかかわらず読書を通じて豊かな人生を送れる滋賀

き ほんほうしん
基本方針

だくしょ つう
 ～読書を通じたネットワークでつながりあう～

- I そろえる 「読みたい、選びたい」がかなうよう書籍等を充実させます
- II とどける どこに住んでいても利用できるよう書籍等を提供します
- III ささえる 自分にあった読書ができるよう書籍等の活用を支援します



に じげん よ こ けん
 こちらの二次元コードを読み込むと、県のホームページ内にある
 「滋賀県読書バリアフリー計画」のページが表示されます。
<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/katei/dokuba/321017.html>

だくしょ かん くに とりくみ
読書バリアフリーに関する国の取組

しかくしょうがいしゃとう だくしょかんきょう せい び だくしょ
視覚障害者等の読書環境の整備（読書バリアフリー）について



もん ぶ か がくしょう
文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1421441.htm



こうせいろうどうしょう
厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/sanka/bunka_00003.html



に じげん よ こ もん ぶ か がくしょう こうせいろうどうしょう
 こちらの二次元コードを読み込むと、文部科学省・厚生労働省の
 「読書バリアフリー」のページが表示されます。

よむ ささえる 読書バリアフリーへのメッセージ

アスリートの自伝や外国を旅した紀行が特に好きで、よく読んでいます。読書によって自分の中の引き出しが増えることはいうまでもありませんが、好奇心も刺激されるので、次の目標をみつけやすくなるとも思っています。

読書と実体験とを組み合わせ、これから世界を広げていきたいです。



きょうえいにほんだいいょう
パラ競泳日本代表
きむら けいち
木村 敬一さん
(とうきょう しよぞく
栗東市出身)

私の息子はこだわりが強く、好きなものしか興味を示さず、言葉も、意味との一致が難しい子でした。時間があれば、見つけた虫や乗り物の図鑑で一つ一つ調べるのが楽しみでした。図書館の職員さんも見守り、一緒に探してくださるようになり、絵本、小説、趣味の本、発達障害の本も自分で読むようになりました。

図書館は、これからもボランティアの場、出来ることを増やすために調べる場、自分らしい幸福を感じる場であって欲しいです。

おかやま あつこ とくてい ひえい りかつどうほうじん
岡山 厚子さん (特定非営利活動法人
JDDnet 滋賀 トムソーヤ)

「読書バリアフリー」は点字では
・・・・・ ・・・・・ ・・・・・ ・・・・・ となります。

このように本の文字を点字データにするボランティアをしています。私たちの点訳した図書が、利用する方の必要な本であり、読みたい本であり、お気に入りの本になったらいいなと願いつつ点訳しています。

てんやく
点訳ボランティアさん
ながはまし ざいじゅう
(長浜市在住)

「音訳」とは、視覚障害者の方が希望される様々な印刷物を読み、録音してお届けするものです。音訳した録音物を聴いてくださった利用者さんが喜び楽しんでくださることが、私たちボランティアの喜びです。

おんやく
音訳ボランティアさん
ひこね しざいじゅう
(彦根市在住)



さわる読書 きく読書 よむ読書

発行：令和5年3月

発行者：滋賀県教育委員会事務局生涯学習課

さまざまな書籍 (アクセシブルな書籍等)



さわる読書



きく読書

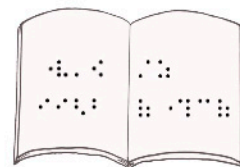


よむ読書

点字図書



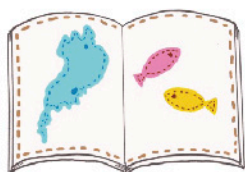
活字を点字に、ほん訳（点訳）した本です。点を使って図や絵を表した点図と点字をはりつけた「点字絵本」もあります。



さわる絵本・布絵本



布・革・毛糸などを使って作られた絵本です。さわって絵の形が分かるようになっています。



ＬＬブック



ピクトグラム（絵文字）や写真・図を使って、わかりやすいことばで書かれた本です。「ＬＬ」とはスウェーデン語の「Lattlast（わかりやすく読みやすい）」の略です。



読書をサポートする道具やサービス

拡大読書器



文字を拡大したり、白黒反転させたりして、モニターに写すことができます。

リーディングトラッカー



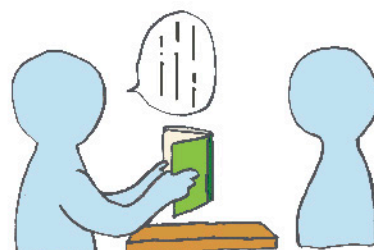
読みたい行のまわりをかくすことで、読んでいる行に集中して読み進めることができます。

対面朗読・対面音訳



図書館の本や利用者が希望する印刷物などを、朗読者・音訳者が直接読み上げます。

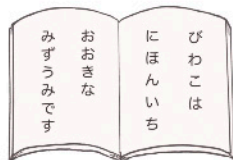
※拡大読書器の利用・対面朗読・郵送貸出ができる市町の図書館もあります。お住まいの市町の図書館にご確認ください。



かくだい としよ 拡大図書



だいかつじ ほん
大活字本など、目の見えにく
い人にも読みやすいように、
おおきな もじ で書
かれた本です。



オーディオブック



ほん ろうどく ひつよう おう こう か おん
本を朗読し、必要に応じて効果音などをつ
けることで、聴くことにより読書ができる
電子音声コンテンツです。朗
読CDやダウンロードファイ
ルなどの形があります。



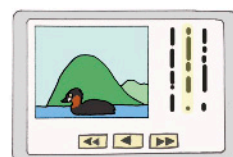
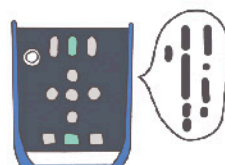
デイジー図書

※デイジー (DAISY) は「Digital Accessible Information SYstem」の略です。



デジタル録音図書の国際標準規格にしたがった電子図書です。音声で記録
した「音声デイジー」や、文字や画像を音声と一緒に読める「マルチメディ
アデイジー」があります。目次から、読みたいページに移動することがで
きます。

専用の再生機器か、再生用ソフトをインストールしたパソコンや、スマー
トフォンやタブレットの再生用アプリで使えます。



インターネットによるサービス

サピエ図書館



点字データや音声データなどを提供するインターネット上の
電子図書館です。

データをダウンロードして、パソコンやスマートフォン、専
用機器などで使えます。点字図書やデイジー図書の貸出を依
頼することも出来ます。



サピエ図書館

<https://www.sapie.or.jp/>

※正式名称は「視覚障害者
情報総合ネットワーク」です。

国立国会図書館



国立国会図書館や全国の図書館が製作したデイジー図書や点
字データなどを、インターネットを通じて利用できます。



国立国会図書館

視覚障害者等用

データ送信サービス

<https://www.ndl.go.jp/jp/support/send.html>

二次元コードを読み込むと、それぞれの
施設などのホームページが表示されます。

しがけんりつしかくしょうがいしゃ
滋賀県立視覚障害者センター

けんない し かくとう しょうがい かた てん じ と しょ ろくおん と しょ かしだし
県内の視覚等に障害がある方に、点字図書や録音図書の貸出をし
ています。また、家庭社会生活に役立つように、点字・歩行訓練、
しょうがいきょうしつ き き りよう し えん おこな
生涯教室、パソコンなどの IT 機器の利用支援などを行っています。

○点字・音声情報の提供 ○IT利用の支援

○点字図書、デジター図書等の貸出・閲覧・製作

じゅうしょ ひこねしまつばらいちちようめ
住所：〒522-0002 彦根市松原一丁目12-17

でんわ
電話：0749-22-7901



滋賀県立視覚
障害者センター

<https://shigashisho.com/>

し が けんりつと しょ かん
滋賀県立図書館

かつ じ よ こんなん かた どくしょ し えん
活字を読むことに困難がある方の読書を支援するため、さまざま
な書籍や、読書をサポートする機器を揃えています。

○大活字本、朗読CD、デジター図書、ししブックなどの貸出

○拡大読書器などの整備 ○対面朗読 ○郵送貸出

じゅうしょ おおつし せ た みなみおおがやちよう
住所：〒520-2122 大津市瀬田南大萱町1740-1

でんわ
電話：077-548-9691

けんりつと しょ かん ほん し ちよう と しょ かん つう か す し ちよう
県立図書館の本は市町の図書館を通じて借りられます。お住まいの市町
の図書館にご相談ください。

※県内市町の図書館は県立図書館のホームページから
確認いただけます。こちらから↓

<https://www.shiga-pref-library.jp/public-lib/list/>



滋賀県立図書館
図書館の利用に障害の
ある方へ

<https://www.shiga-pref-library.jp/handicap/>

し が けんふくし しょう ぐ ふくし しょう ぐ そうだん
滋賀県福祉用具センター（福祉用具相談プラザ）

ふくし しょう ぐ しょうがい かた こうれい かた ふくし しょう ぐ
福祉用具センターでは、障害がある方や高齢の方が、福祉用具
(介護用ベッドや歩行支援用具等) を使って暮らしやすくなるよ
うに福祉用具の展示や相談等を行っています。障害者手帳や介護
認定の有無は関係なく、誰でも利用できます。

まずは電話などでお問い合わせください。

じゅうしょ くさつしかさやまななちようめ し が けんりつちようじゅうしゃかいふくし ない でんわ
住所：〒525-0072 草津市笠山七丁目8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター内 電話：077-567-3907



滋賀県福祉用具センター

<https://www.shigashakyo.jp/yogu/>

にちじようせいかつようぐきゅうふとうじぎょう
日常生活用具給付等事業について

しょうがい かた なんびやうとう かた にちじようせいかつ おく
障害のある方や難病等の方が日常生活を送りやすくなるように、日常生活用具の給付等
を行う市町の事業です。対象などは市町がそれぞれ決めていますので、詳しいことは、お
す まいの市町の福祉担当課に確認してください。

フツーにアイドルが好き

まあ、勉強もがんばりたい

で、
家ではお姉ちゃんのお世話もしてる

ヤングケアラーって、 実はけっこう身近なのかも

フツーにサッカー好きだし

けっこうアニヲタ

あと、家族のために
バイトしてるんだ

相談されたときにフツーに話せるように ヤングケアラーについて知っておきませんか？

いま中高生の約17人に1人が、ヤングケアラーとして学校生活を送っています。あなたの目の前にいる友達も、もしかしたら。わかってくれる人がいるだけで、心が軽くなる人がいます。



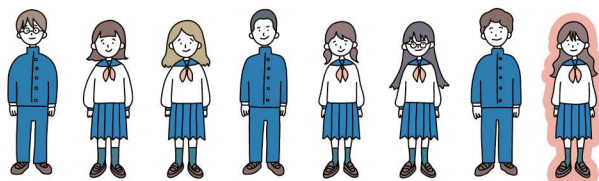
こどもまんなか
こども家庭庁

ヤングケアラーのこと 🔍

※令和2年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業におけるヤングケアラーの実態に関する調査研究より 世話をしている家族が「いる」と回答したのは中学2年生で5.7%、高校2年生で4.1%

意外と多い？中高生の約17人に1人がヤングケアラー

ヤングケアラーとは、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者」のこと。「お手伝い」との違いはその負担や責任の重さ。自分の時間を持てずに、友人関係や学校生活、進路などに影響が出てきてしまいます。幼いころからケアしている人、ある日突然ケアすることになった人、きっかけは人それぞれです。



約17人に1人



CHECK | クラスに1~2人はいるかもしれないってことだね

”ケアするのが当たり前”と思っていることも

中高生のうち自分がヤングケアラーだと自覚している人は、[※]2%程度。家族を手助けすることは「フツウのこと」や「ガマンすること」だと思っていることが多いそうです。「だれかに頼ってもいい」「自分は一人じゃない」と気づき、支援につながりやすくなるためにも、みんなでヤングケアラーについて知り、いつでも気軽に話せる状態がフツウになるといいですね。



家事・手伝いで遅刻や早退



成績に影響がでたり…



からだに不調がでたり…



授業に集中できなくなったり…



こころの不調、悩みごとがふえる

CHECK | 学校生活に影響が出たり、こころやからだに不調が出始めたら無理をしているサインかも

※「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」(令和3年3月)三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

当事者インタビュー



「楽しい時間を過ごす」ことが 友達からのありがたい サポートのひとつ

高橋唯さん

高次脳機能障害、片麻痺、
アルコール依存症のお母さんの
ケアを幼少期から続けている。

どんなケアをしていたの？

基本的には母の家事のやり直しです。母は自分なりに家事をしてくれましたが、肉が生でも気がつかずに食卓に並べたり、掃除をしようとして余計に汚してしまったりと、上手にできないことも多く、毎回やり直す必要がありました。

ヤングケアラーだと気づいたきっかけは？

大学3年生の時に言葉を知りましたが、自分のこととは思いませんでした。その後、母が家の中で怪我をしたため、週末ごとに一人暮らしの家から実家に通う生活になった時に、「これはケアなのかも」と気が付きました。

学生時代に助けになったものは？

塾の存在です。家でのケアからも学校からも離れ、塾で過ごす時間があつたからこそ、「世界は学校と家だけじゃない」と思うことができました。

高橋さんにとって友達はどうな存在だった？

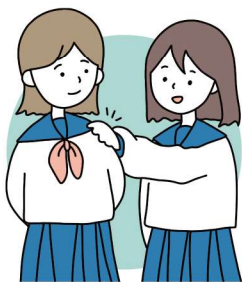
ずっと普通の友達で居続けてくれたのが嬉しかったです。好きなものについてのおしゃべりなど日々の友達との思い出が、今もケアの励みになっています。直接ケアの負担を取り除くことは難しいですが、「楽しい時間を一緒に過ごす」ということも大切なサポートだと思います。

家族を支えていることもたちにメッセージを

ぜひ周りの人に今の状況や、自分のやりたいことを伝えてくれたら嬉しいです。なかには「自分はそれほど大変じゃない」「自分はヤングケアラーだと言いたくない」という人もいると思います。無理に認める必要はないですが、ヤングケアラーという言葉頼ってみると、メリットになることもあるかもしれません。自分に得がありそうな時にはうまく活用してみてください。

もしも友達に「ヤングケアラーなのかも」と相談されたら

その友達の気持ちを想像しながら、あなたができることをやってみてください



寄り添って 話を聞いてみる

むりに悩みを聞きだそうとしなくても、「大丈夫？」の一言だけで、きっと心は軽くなります。



信頼できる大人に 一緒に相談に行く

勇気を出して、大人を頼ってみてください。力になりたいと思っている大人は、身の回りに必ずいます。



相談窓口を 一緒に探してみる

頼り先として「相談窓口」という選択肢も。その友達の状況にあった適切な相談先があります。

CHECK | いつも通りフツーに友達として接することが大切だよ

ヤングケアラーとは？

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話など日常的に行っている子ども・若者のこと

障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。



CHECK

令和6年6月、「ヤングケアラーは国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象」として、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と子ども・若者育成支援推進法に明記されたよ

相談できる場所が増えています

学校（先生やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）や、都道府県の窓口、市区町村の子ども家庭センター、地域のヤングケアラー支援団体などに相談できます



困ったときに話を聞いてくれる大人は必ずいます。いろいろな相談場所があるので、勇気を持って話してほしいな。



SNS相談



電話相談



学校で相談



オンラインコミュニティ

※お住まいの地域によって窓口などの開設状況は異なります。

CHECK

子どもたちが子どもたちらしい時間を過ごせるよう、社会全体で守っていくよ

<https://kodomoshien.cfa.go.jp/young-carer/>

ヤングケアラーのこと



こどもまんなか
こども家庭庁

滋賀県子ども基本条例について

制定までのプロセス

令和4年12月に滋賀県子ども若者審議会へ諮問し、新たに設置した条例検討部会において8回にわたり議論を行いました。条例検討部会には高校生や大学生が委員として参画したほか、県内の1万人を超える子どもから回答いただいた「子どもWEBアンケート」の結果も踏まえ、令和6年6月に子どもの権利を守ることを中心に据えた答申を取りまとめました。

これを受けて、子どもの権利が守られ、全ての子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができる社会の実現に寄与することを目的とした本条例が令和7年3月に制定されました。

子どもの権利とは？

子どもは生まれながらに権利をもっていて、それは、何かをしたらもらえるものではなく、また、何かをしないとなくなるものでもありません。子どもを権利の主体として捉え、子どもの権利を世界中で守るためのルールが、『子どもの権利条約』です。

この条約では、生きる権利や成長する権利、暴力から守られる権利、遊ぶ権利、参加する権利など様々な権利が定められており、基本的な考え方は次の4つで表されます。

差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

命が守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

意見を表明し参加できること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

「子ども」とは？

この条例では、心と身体の成長の途中にある人を「子ども」としています。

18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがなくならないよう、それぞれの状況に応じて幸せに暮らしていけるように支えます。

■ 滋賀県子ども基本条例の概要

1. 目的

- ・子どもの権利が守られ、全ての子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができる社会の実現に寄与することを目的とすることとします。

2. 基本理念

子どもの権利が守られる社会づくりは、以下の考え方を大切にして推進します。

- ① 子どもは個人として尊重され、差別を受けない権利をもっています。
- ② 子どもは大切に育てられる権利をもっています。
- ③ 子どもは自由に意見を表明することができる権利をもっています。
- ④ 子どもは自身の意見が尊重され、最も幸せなこと（最善の利益）は何かを一番に考えられます。
- ⑤ 子どもは主体的に社会の形成に参画することができます。
- ⑥ 子どもへの支援は、年齢や一人ひとりの状況に応じて切れ目なく行います。
- ⑦ 社会全体で連携・協力します。



3. 関係者の責務

- ・滋賀県は、子どもの権利を守ることを旨として子ども施策を総合的に策定・実施するほか、関係者と役割分担し、相互に連携・協力しながら子どもへの支援を行います。
- ・保護者は、子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができるよう育みます。
- ・学校等は、子ども一人ひとりが抱える悩みに向き合い、子どもの成長につながるように支援します。また、子どもが意見を表明できる環境や、子どもが安心して楽しく過ごすことができる魅力ある環境づくりをします。
- ・事業者は、保護者をはじめとするその雇用する労働者の仕事と家庭生活のバランスがとれる環境をつくります。
- ・県民は、子どもの権利に対する関心と理解を深め、それぞれの立場で子どもの権利が守られる社会づくりの取組をします。



4. 子どもの意見の尊重

- ・子どもの意見を聴き、その意見を尊重することを社会全体で推進します。
- ・子どもから意見を聴くとき、次の9つのことに留意します。
 - ① 子どもにとって十分でわかりやすい情報を伝えること。
 - ② 意見の表明を強要されないこと。
 - ③ 表明された子どもの意見が尊重されること。
 - ④ なぜ自分に意見が聞かれているのかわかるように説明すること。
 - ⑤ 子どもが意見を表明しやすい環境をつくること。
 - ⑥ すべての子どもに平等に意見を聴くこと。
 - ⑦ 子どもの意見の表明を効果的に促進するための準備等を行うこと。
 - ⑧ 誰が言った意見かわからないようにするなど子どもの安全を考えること。
 - ⑨ 子どもの意見に対して適切に応答すること。
- ・子どもの意思をくみ取り、子どもの意見を必要に応じて代弁するよう努めます。
- ・滋賀県は、子ども施策の策定・実施・評価に当たっては、子どもの意見を反映させるための取組を行います。



5. 子どもの社会的活動への参画促進

- ・滋賀県は、子どもの社会的活動への参画が学校や地域等で促進されるよう、必要な取組を行います。



6. 子どもの権利の救済

- ・子どもを権利侵害から守る個別救済などを行う『滋賀県子どもの権利委員会』を知事の附属機関として設置します。(令和7年10月1日設置)
- ・滋賀県子どもの権利委員会は、当事者と関係する機関や個人との間に入り、解決に向けた調査または調整を行い、必要に応じて、知事に対し必要な措置を講ずることや、関係者に対し必要な意見を述べるよう求めます。



7. 県民の関心・理解の増進、社会的気運の醸成

- ・滋賀県は、社会全体で子どもの権利が守られる取組が行われるように、この条例や子どもの権利条約の内容などについて、県民のみなさんに広く伝えていきます。

8. 基本計画の策定

- ・滋賀県は、子ども施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画を策定します。
- ・基本計画には、子ども施策の基本的な考え方や具体的な施策、目標等を定め、策定に当たっては、子どもをはじめとする県民その他の関係者の意見を反映します。

9. その他

- ・この条例は、令和7年4月1日に施行します。
- ・「6. 子どもの権利の救済」の取組は、令和7年10月1日に施行します。



淡海子ども・若者プラン

～子ども・若者が笑顔で幸せに暮らせる滋賀を目指して～



I 計画の策定について

1 プラン次期計画策定の趣旨

- ・本県では、滋賀で生まれ、育つ子ども一人ひとりが、心身共に健やかに成長し、社会の主役として育ててほしいと考え、本県における子ども政策の総合的な計画として、令和2年3月に「淡海子ども・若者プラン」を改定し、令和6年度までの5年間に計画期間として事業を実施しています。
- ・国においては、令和5年4月のこども家庭庁の設置、こども基本法の施行等のほか、12月にはこども大綱の策定がなされ、こども基本法では国が定めるこども大綱を勘案した都道府県こども計画の策定が努力義務とされました。
- ・本県においても子ども若者部を創設し、「子ども・子ども・子ども」を県政の柱として、子どもの意見の反映や子どもを中心に置いた施策の構築なども含め、子ども政策の一層の拡大を図っています。
- ・これらの状況をふまえ、新たな計画の策定を行うものです。

2 計画の位置付け

- 本県における子ども・若者育成支援施策を総合的に推進するための計画です。
- 「滋賀県基本構想」等、県の関係計画との整合性を図ります。
- 令和7年4月に施行する(予定)滋賀県子ども基本条例に基づく計画として策定します。
- 次の7つの法律等に基づく計画に位置づけます。
 - ・「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」(子ども・子育て支援法)
 - ・「都道府県子ども・若者計画」(子ども・若者育成支援推進法)
 - ・「自立促進計画」(母子及び父子並びに寡婦福祉法)
 - ・「都道府県行動計画」(次世代育成支援対策推進法)
 - ・「都道府県子どもの貧困対策計画」(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律)
 - ・「都道府県こども計画」(こども基本法)
- ・成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針に基づく計画

3 計画期間 5年 令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)

4 「子ども・若者」の定義

本計画においては、「子ども」はおおむね18歳未満の者を対象とし、また「若者」はおおむね18歳以降からおおむね30歳未満を対象としますが、施策によっては40歳未満のポスト青年期の者も対象とします。(個別の規定がある場合は各法令等の規定による)

なお、特定の年齢で必要なサポートが途切れないよう配慮します。

II 子ども・若者を取り巻く主な現状

<子どもの権利が守られる社会づくり>⇒子どもの意見を聴くことが重要であると認識されている。

- 子どもたちの権利を守るために、大人にやってほしいこと、自分たちでできること (県) R5 子どもの意見を聴く・尊重する: 39.6% (滋賀県子ども基本条例に係るWebアンケート)
- 子どもが自分の意見をいう機会を設けることについて、「必要である」「どちらかといえば必要である」と答えた割合 (県) R5 家庭内の大事な物事やルール: 95.7%、学校の行事や部活動の企画運営: 92.5%

(R5子育てに関する県民意識調査)

<子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための取組>⇒理想とする数の子どもを持てていない状況にある。

- 理想とする子どもの数 ○実際の子ども数
- (県) R5 1人 1.8% R5 1人 11.5%
- 2人 46.5% 2人 56.0%
- 3人 46.5% 3人 21.2%
- 4人以上 5.2% 4人以上 2.1%

(R5子育てに関する県民意識調査)

<きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援>⇒不登校等の困難な状況にある子どもが増加している。

- 不登校の状態にある児童生徒数 (県) 小学校 H30: 620件 → R4: 1,270件
- 中学校 H30: 1,394件 → R4: 2,194件
- 高等学校 H30: 948件 → R4: 1,086件

(滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課調べ)

- 「子ども若者ケアラー」と思われる児童生徒の有無について、いとと答えた学校の割合 (県) R3: 49.8%

(R3滋賀県包括的・重層的支援体制整備推進事業委託「子ども若者ケアラー実態調査報告書」)

<社会的養育の推進>⇒児童虐待相談件数は増加傾向にある。

- 児童虐待相談件数 (県) H30: 7,263件 → R5: 8,568件

(子ども家庭相談センターおよび9市町に寄せられた児童虐待に関する相談件数)

<子どもの貧困の解消に向けた対策の推進>⇒貧困の状況にある子どもが健やかに育つことのできる環境を整備することが必要である。

- 児童・生徒の生活保護(教育扶助)と就学援助の受給割合 (県) R1: 12.5% → R5: 11.8%

(滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課、滋賀県教育委員会事務局調べ)

<ひとり親家庭への支援の推進>⇒暮らし向きに対する意識では「大変苦しい」の割合が増加している。

- ひとり親世帯数 (県) H30: 14,560世帯 → R5: 12,734世帯

(R5滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査)

- 母子家庭の暮らし向きに対する意識または回答した割合

- (県) 「たいへん苦しい」 H30: 18.4% → R5: 22.4%、「苦しい」 H30: 46.8% → R5: 44.6%

(R5滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査)

<安心・安全な子育て環境の整備>⇒平均初婚年齢が高止まりしているほか、10人に1人が低出生体重児の状況である。また保育所等利用児童数が増加しており、保育人材の確保が課題である。

- 平均初婚年齢 (県) H30 夫: 30.8歳 妻: 29.2歳 → R4 夫: 30.4歳 妻: 29.0歳

(厚生労働省 人口動態統計)

- 低出生体重児の割合 (県) H30: 9.2% → R4: 9.1%

(厚生労働省 人口動態統計)

- 保育所等利用児童数 (県) H31: 32,841人 → R5: 33,602人

(滋賀県子ども若者部子育て支援課調べ「保育所等現況調」)

- 県内企業における男性の育児休業取得率の推移 (県) H30: 4.1% → R5: 34.8%

(滋賀県 労働条件実態調査)

<子ども・若者を取り巻く社会環境の整備>⇒合計特殊出生率が低下している。また子どもと一緒に外出する際に負担を感じる人の割合が大きい。

- 合計特殊出生率 (県) H30 1.55 → R4 1.43

(厚生労働省 人口動態統計)

- 子どもと一緒に外出する際に、負担を感じることがある割合 (県) 77.1%

(R5子ども・子育てにやさしい社会づくりに関するアンケート調査)

Ⅲ 基本理念・Ⅳ 基本施策

Ⅲ 基本理念

子ども・若者が笑顔で幸せに暮らせる滋賀

子ども・若者が笑顔で幸せに暮らせる滋賀の実現のため、子どもの権利が守られ、誰もが夢や希望を持てる社会づくりに向け「子ども・若者」「父母その他の保護者・子どもに関わる大人」「地域・社会」それぞれについて「目指す姿」を定めます。

総合目標

指標：子ども・若者が感じる幸せの度合い

子ども・若者

【プランが目指す姿】
子ども・若者が個人として尊重され、
どのような環境にあっても遊び、学び、
体験することを通して、健やかに育つと
ともに夢や希望を持つことができる

Ⅳ 基本施策

1 子どもの権利が守られる社会づくり

2 子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための取組

3 きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援

4 社会的養育の推進

5 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進

子ども・若者

父母その他の保護者・子どもに関わる大人
地域・社会

父母その他の保護者・子どもに関わる大人

【プランが目指す姿】
父母その他の保護者や子どもに関わる
大人が安心して子育てができる

5 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進(再掲)

6 ひとり親家庭への支援の推進

7 安心・安全な子育て環境の整備

地域・社会

【プランが目指す姿】
みんなが思いやり、助け合い、社
会全体で子ども・若者を応援する

8 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備

※「基本理念」や「プランが目指す姿」は子ども・若者を対象としたアンケートの結果を反映

3

Ⅳ 基本施策

※新規項目のうち主な取組について、矢印で取組内容の説明を記載しています。

1 子どもの権利が守られる社会づくり

子ども・若者

【図(1)子どもの権利が守られる社会づくり【重点】

- 子どもの権利に関する周知啓発・気運醸成
⇒子どもの権利に関する広報活動の充実 等
- 子どもの意見表明・応答・反映の推進
⇒子どもが自由に意見を表明できる環境の整備 等
- 子どもの権利侵害の救済
⇒子どもの権利侵害の救済を図るための第三者機関の設置 等

政策目標

指標：子どもの権利が守られていると感じる人の割合

2 子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための取組

子ども・若者

(1)多様な遊びや体験の機会の確保・社会参画活動の活性化【重点】

- 多様な遊びや体験の機会の確保
⇒健やかな成長の原点である多様な遊びや体験の機会の充実 等
- 子ども・若者の社会参画活動の活性化

(2)夢と生きる力を育む学校教育の充実

- 知・徳・体を育む
- 多様な学びの機会をつくる
- 主体的に社会に参画できる資質能力を育む
- 教職員を支え、教育力を高める

(3)子ども・若者の居場所づくり

- 地域における多様な居場所づくりの推進

(4)若者の希望を叶えるための取組【重点】

- 高等教育機関等との連携による若者の社会参画
- 若者の就労支援の充実
- 若者の結婚・出産・子育ての希望を叶えるための取組
⇒結婚を希望する若者を社会全体で応援する取組 等

(5)子ども・若者の健全な育成環境の整備等

- 健全な育成環境の整備
- 安心・安全なインターネット利用

政策目標

指標：子どもの教育環境が整っていると感じる人の割合

指標：一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力が発揮できる社会(共生社会)になっていると感じる若者の割合

4

3 きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援

子ども・若者

(1) 社会生活を営む上で困難な状況にある子ども・若者に対する支援【重点】

- 困難な状況にある子ども・若者の声の施策への反映
- 社会生活を円滑に営む上で困難な状況にある子ども・若者への支援体制
⇒関係機関や専門人材との連携によるいじめ防止、
不登校の子ども、ヤングケアラーへの支援 等

(2) 非行少年等への対応

- 学校等との連携
- 関係機関との連携
- 非行少年等の立ち直り支援の充実

政策目標

指標：困りごとや不安があるときに先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合

4 社会的養育の推進

子ども・若者

(1) 妊娠前、妊娠期からの虐待予防・未然防止対策の強化【重点】

- 児童虐待防止に向けた県民意識の醸成
- 子どもへの正しい知識の普及等による虐待予防の推進
⇒プレコンセプションケアによる正しい知識の普及 等

- 妊娠前から子育て期における切れ目のない支援の実施

(2) 児童虐待の早期発見・早期対応

- 妊娠前から子育て期における切れ目のない支援の実施【再掲】
- 配偶者からの暴力(DV)による子どもへの心理的虐待の予防、早期発見・早期対応

(3) 子どもの保護・ケア

- 里親委託等の推進および里親への包括的な支援
⇒里親支援センターや市町との連携による里親制度の普及啓発や新規里親の開拓 等
- 特別養子縁組の推進
- 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化および高機能化・多機能化
- 子どもの権利擁護の推進
- 一時保護所における子どものケア
- ⇒子どもが意見表明しやすい体制や仕組みの検討 等

(4) 親子関係の再構築支援、子どもの自立支援の強化

- 親子関係再構築支援の推進
- 子どもの自立支援の強化

(5) 子ども家庭相談センターの機能強化と市町の取組支援・関係機関との連携の強化

- 子ども家庭相談センターの機能強化
- 市町の子ども家庭相談支援体制の構築等に向けた支援
- 関係機関との連携強化

政策目標

指標：里親のもとや児童養護施設等において、「安心して暮らすことができている。」と感じている子どもの割合

※プレコンセプションケア…男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すこと

5 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進

子ども・若者

父母その他の保護者・子どもに関わる大人

(1) 子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための育ちと学びの支援

- 就学前教育・保育における支援
- 就学・修学支援の充実
- 学校と福祉関係機関等との連携強化
- 生活困窮世帯等への学習支援

(2) 貧困の状況にある子どもが社会的に孤立しないための生活支援【重点】

- 子どもの生活支援
⇒地域における居場所の提供、体験学習・活動機会の充実 等
- 保護者の生活支援
- 関係機関との連携等
- その他の生活支援

(3) 一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援

- 保護者に対する就労の支援
- 子どもの就労支援

(4) 世帯の生活を支えるための経済的支援

- 生活保護世帯に対する支援

政策目標

指標：生活保護(教育扶助)や就学援助を必要とする児童・生徒の割合

6 ひとり親家庭への支援の推進

父母その他の保護者・子どもに関わる大人

(1) 生活の安定と自立のための経済的支援

- 生活基盤となる住宅の確保のための支援
- 生活の安定を図るための経済的支援

(2) 自立のための就労支援

- ニーズに対応した就業相談の充実
- 自立を目指した能力開発の支援
- ひとり親が働きやすい職場環境づくり

(3) 安心・安全な子育て・子育てのための生活支援【重点】

- 仕事と子育ての両立を図る子育て・生活支援の充実
- 子どもの学習・居場所づくりをサポートする支援
- 面会交流の普及・啓発
- 養育費確保のための支援

(4) きめ細かな相談体制・情報提供および広報・啓発

- 支援が届きにくい家庭への対応強化
⇒関係機関との連携による支援対象者の心身の健康状態や思いに沿った情報提供 等
- ひとり親家庭への情報提供の充実
⇒相談につながりにくい人にも届くよう、SNS等を活用した積極的な情報発信 等
- ひとり親家庭への理解を促進するための広報・啓発

政策目標

指標：母子家庭の暮らし向きに対する意識、父子家庭の暮らし向きに対する意識

7 安心・安全な子育て環境の整備

父母その他の保護者・
子どもに関わる大人

(1) 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり【重点】

- 子どもを生み育てる気運の醸成
- 安心・安全な妊娠・出産の確保
⇒プレコンセプションケアの教育、普及啓発による安全な妊娠や出産等に関する意識づくり 等
- 子どもの健康・医療の充実

(2) 全ての子育て家庭の多様なニーズに対する支援の充実

- 子育て家庭の教育力の向上
- 子育て・子育てを支える地域の子育て支援の充実
⇒子ども誰でも通園制度の推進による孤立感や不安感を抱える保護者の負担軽減 等
- 障害のある子どもとその家族への支援

(3) 子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実【重点】

- 就学前の教育・保育の提供
⇒幼児期教育センターにおける幼児教育および幼保小接続の更なる充実に向けた取組の推進 等
- 認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育の場の充実
- 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の確保および資質の向上
⇒働きやすい職場環境づくりによる保育士等の人材確保 等
- 認定こども園、保育所および幼稚園等における教育・保育の質の向上
- 障害のある乳幼児への支援

政策目標

指標：子どもを生み育てる環境が整っていると感じる人の割合
指標：保育所等待機児童数

(4) 子どもが安心して暮らせる・子育てにやさしいまちづくり

- 地域における安全の確保
⇒保育所等や放課後児童クラブの活動中等における子どもの安全の確保 等
- 子どもを事故や災害から守るための取組
- 安心して暮らせるまちづくりの取組

(5) 仕事と子育ての両立支援

- ワーク・ライフ・バランスの実現のための取組
- 企業における子育て支援の取組の推進

8 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備

地域・社会

(1) 社会全体で子育てを支える環境づくりの推進【重点】

- 地域、企業等の連携による子ども・若者の育ちや学びへの支援

(2) 共生社会に向けた多様なニーズへの支援

- 障害や病気がある子ども・若者に対する支援
- 日本語指導が必要な子ども等への支援

政策目標

指標：子どもを生み育てる環境が整っていると感じる人の割合
指標：一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力が発揮できる社会(共生社会)になっていると感じる人の割合

7

V 基本理念の実現に向けた大切な視点

基本理念の実現に向け、以下の視点により施策を推進します。

- 1 子どもに関わる全ての施策を子どもの権利を守ることを旨として実施します。
- 2 「すまいる・あくしょん」の考え方を継承し、子ども・若者施策の展開にあたっては当事者である子ども・若者の意見を聴取し、応答、反映します。
※すまいる・あくしょん…コロナ禍において子ども・若者の声を聴いて策定した子どもの笑顔を増やすための行動様式
- 3 子ども・若者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、部局間の連携強化により分野の隙間にある課題解決に取り組みます。

VI プランの推進

1 行政、家庭、学校、県民等それぞれが果たす役割

- ・計画を実行性のあるものとするため、行政はもとより、家庭、学校・園、企業をはじめ、県民一人ひとりがそれぞれの立場で役割と責任を果たし、お互いに連携・協力しながら、積極的かつ主体的に取り組んでいくことが必要です。

2 計画の推進体制

- ・県では関係部局が相互に連携し、行政分野をまたぐ課題への対応等、総合的な取組を進めます。
- ・企業や民間団体等の専門性や機動性を活かした取組が各地域で積極的に展開されるよう協力・連携します。
- ・国に対してよりよい政策づくりに向けた提案を行うほか、市町に対しては情報の共有や広域的観点からの調整、技術的・専門的な助言や支援、子育て支援等に関わる人材の育成や資質向上等を推進します。

3 点検評価・進行管理・計画の見直し

- ・PDCAサイクルの考えに基づき、毎年度、施策の点検評価と進行管理を行います。必要に応じて見直しを検討する場合には、当事者である子ども・若者の意見を踏まえることとします。

8

れいわ ねんど ねんど
令和7年度(2025年度)

こなんしりつこうせいちゅうがっこう やかんがっきゅう せいとぼしゅうあんない
湖南市立甲西中学校 夜間学級 生徒募集案内

こなんし しょう ちゅうがっこう べんきょう まな なお ひと
湖南市では、小・中学校の勉強を学び直したい人のために、

れいわ ねん がつ こうせいちゅうがっこう やかんがっきゅう やかんちゅうがく かいせつ
令和7年4月、甲西中学校に夜間学級(夜間中学)を開設します。



にゅうがく ひと
1. 入学できる人

つぎ ひと こんん しきょういくいんかい みと ひと
次の1～3にすべてあてはまる人のうち、湖南市教育委員会が認めた人

しがけん す ひと こんん し はたら ひと
1. 滋賀県に住んでいる人、または湖南市で働いている人

ちゅうがっこう そつぎょう ねんれい まん さい す ひと
2. 中学校を卒業する年齢(満15歳)を過ぎた人

ちゅうがっこう そつぎょう ひと ふとうこう りゆう
3. 中学校を卒業していない人、または不登校などさまざまな理由により

じゅうぶん まな ひと
十分に学ぶことができなかった人

2. 内容

- 授業は平日（月曜日～金曜日）の17時30分ごろから始まります。
- 中学校のすべての教育課程（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術・家庭，英語，道徳，総合的な学習の時間，特別活動など）を学びます。
- 就学期間は3年間です。入学時の学力や経歴などを考慮して在学期間を短縮したり、延長したりする場合があります。
- 授業は1回40分で、1日に4回あります。



● 時間割（例）

	月	火	水	木	金
登校・はじめの会（17:30 ごろ）					
1 時間目	社会	国語	音楽/美術	英語	学/道/総
2 時間目	国語	理科	音楽/美術	社会	英語
休憩					
3 時間目	数学	数学	数学	理科	保体/技家
4 時間目	英語	数学	国語	国語	保体/技家
終わりの会・下校（21:00 ごろ）					

※この時間割はイメージです

- 授業は日本語で行いますが、日本語に不安がある人には日本語の授業も行います。また、必要な人には小学校の内容も教えます。
- 入学式や卒業式、校外学習などの学校行事があります。また、夏休みや冬休みなどの長期休業もあります。
- 学校の制服はありません。普段着や仕事着でもかまいません。
- 給食はありません。軽食を持ってきて休憩時間に食べることができます。
- 通学は徒歩や電車・バスを使いますが、事情がある場合は、自転車やバイク、自動車で通学することができます。ただし、学校の許可が必要です。
- 全課程を修了すると卒業証書が与えられ、高等学校の受験資格が得られます。また、必要な人には受験の相談や指導も行います。

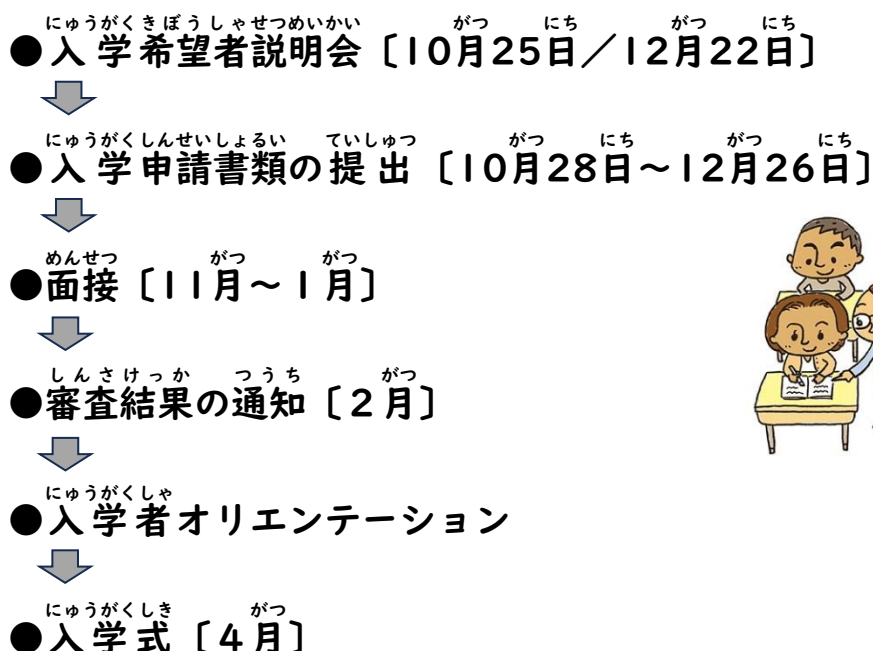
3. 費用

- 授業料や教科書は無料です。
- 授業に必要なその他の費用はその都度お知らせします。
- 交通費、食事、筆記用具などの学用品は自己負担です。



4. 入学方法

(1) 申し込みから入学までの流れ



(2) 入学申請書類： ① 入学希望届 ② 面接希望調書 ③ 住民票

(3) 受付期間： 令和6年10月28日～令和6年12月26日

月曜日から金曜日（祝日を除く）の9:00～17:00

※これ以降も申請できますが審査が遅れる場合があります。

(4) 提出先： 湖南省教育委員会学校教育課（湖南省石部中央1丁目1-1）

※学校では受け付けていません。

(5) 面接： 入学申請書類を提出した人に面接の日を電話で連絡します。

面接では入学の理由、経歴、通学手段などを確認します。

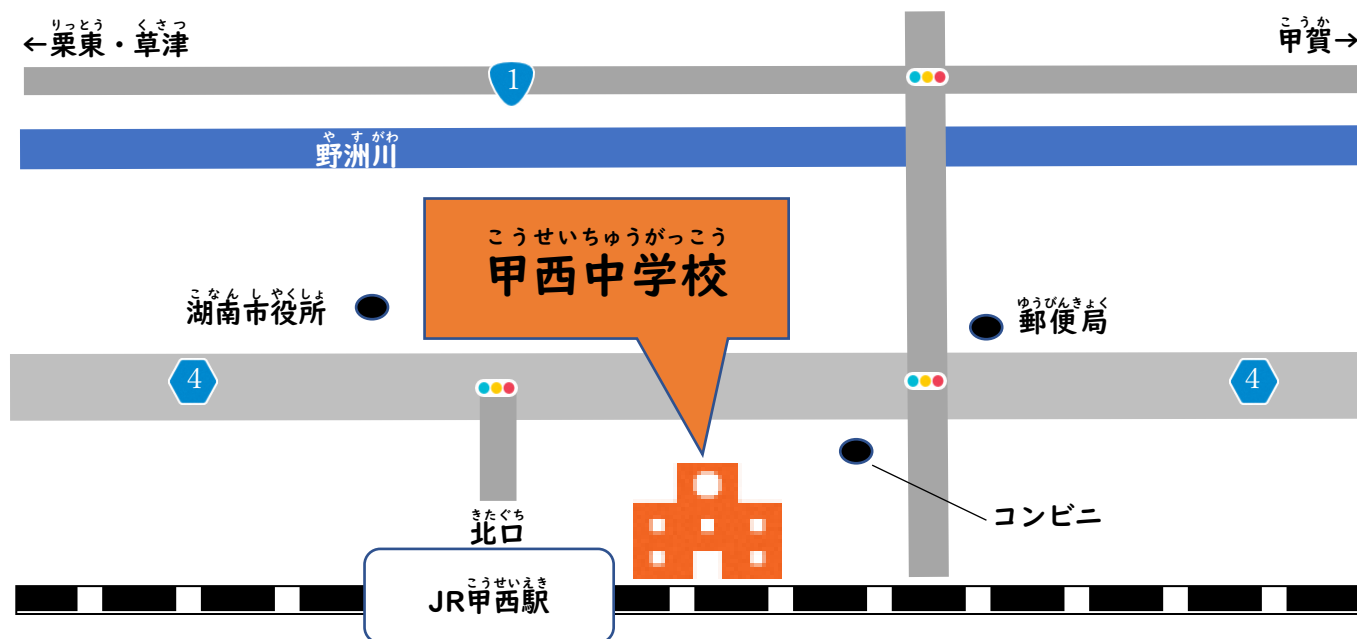
日本語が不安な人は、通訳の人を同行できます。

(6) 審査結果の通知：

申請書類と面接の結果を 2月にお知らせします。入学が許可された場合は、
入学者オリエンテーションに参加してください。(日時未定)

5. 学校の所在地

【所在地】〒520-3231 湖南省針284番地



JR草津線 甲西駅 北口から約200メートル (徒歩3分)

※4月まで学校には担当職員がいませんので、お問い合わせは下記の湖南省教育
委員会事務局 学校教育課へ連絡してください。



問い合わせ： 湖南省教育委員会事務局 学校教育課

住所： 〒520-3106 湖南省石部中央一丁目1番1号
湖南省役所西庁舎

電話番号： 0748-77-7011

ファックス： 0748-77-4101



人権 DVD ビデオ

について考える 教材

貸出無料

を貸出しています

教材を選ぶ・貸出予約する手順

教材を選ぶ

インターネットで検索して選ぶ

ホームページ「におねっと」上で、教材の検索・貸出予約ができます。

手順

- 1 「におねっと」トップページの、【視聴覚教材を探す】をクリックします。(右図①)
- 2 「検索」ページで、【■分類による検索、■キーワードによる検索】の結果から、教材を選んでください。
- 3 予約期間を指定し、必要事項を記入して予約を完了してください。

窓口で教材を直接見る・視聴・相談して選ぶ

滋賀県生涯学習課までお越しください。

教材の受取・返却方法

受取・返却方法を選ぶ

配達で受取・返却する

着払(1,000円程度)で配達します。
宅急便等で返却してください。

窓口で受取・返却する

滋賀県生涯学習課までお越しください。

滋賀県学習情報提供システム

におねっと

<https://www.nionet.jp/>



教材貸出条件

貸出無料

教材の種類：DVD、ビデオなど

貸出本数：3本以内

貸出期間：14日以内(郵送期間を含む)

貸出対象：県内に在住、在勤、又は在学の方

機材の貸出

貸出無料

貸出機材：プロジェクター、スクリーンなどの機材

貸出方法：事前に電話予約をして、滋賀県生涯学習課まで受取に来てください。

貸出窓口・問合せ

滋賀県教育委員会事務局生涯学習課
(滋賀県庁新館6階)

〒520-8577

滋賀県大津市京町4丁目1-1

電話 077-528-4652 FAX 077-528-4962

メール info@nionet.jp

受付時間

月曜～金曜日 9時～17時

(祝日、夏季集中休暇、年末年始除く)

アクセス

・JR大津駅から東へ400m

・京阪電車 島ノ関駅から南南西へ400m

「しが生涯学習スクエア」保有 人権関係DVD・ビデオ教材リスト（平成25～令和6年度）

令和7年3月作成

No	種別	対象	作品名	メディア	時間 (分)	内容
1	人権教育	小・中・ 高校生・ 一般	あなたは大丈夫？ 考えよう！デートDV 【令和6年度 新規登録】	DVD	29	パートナーにされた・してしまったことはありませんか？ 身体的な暴力（殴る・たたく・蹴る等）や精神的な暴力（大声で怒鳴る・無視する等）、経済的な暴力（借りたお金を返さない・貯金を勝手に使う等）や私的な暴力（性的行為を強要する・中絶を強要する等）… それ、「デートDV」かもしれません。デートDVを防ぐにはどうしたらいい？一緒に、考えてみましょう。こどもの生命にかかわる重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき喫緊の課題です。このようなことを取り巻く深刻な状況を改善するため、児童虐待防止に関する正しい知識を身に付けるための動画を製作しました。
2	人権教育	一般	今企業に求められる「ビジネスと人権」への対応 【令和6年度 新規登録】	DVD	49	今、企業は自社事業に関わる全ての従業員はもちろん、ステークホルダーと呼ばれる取引先の従業員や顧客、消費者、地域住民など、事業に関わる全ての人の人権を尊重することが求められています。 本DVDでは、法務省人権擁護局と公益財団法人人権啓発推進センターが制作した「ビジネスと人権に関する調査研究」報告書に基づき、企業が「ビジネスと人権」に関する取組を進めるに当たり、参考となる情報をドラマやCG、ナビゲータによる解説などで分かりやすく紹介しています。
3	人権教育	小・中・ 高校生・ 一般	あなたは大丈夫？ 考えよう！いじめ ～一人で悩まず相談しよう～ 【令和6年度 新規登録】	DVD	28	このDVDは小学生編と中学生編、2つのストーリーがあります。現在では小中学生の多くがスマートフォンを持っていることから、メッセージアプリやSNSを使いたいじめなどのトラブルが多く起きています。 いじめをなくすためにはどうしたらよいか、周囲の大人へのSOSの出し方や悩んだ時の相談窓口について、事例をもとに学んでいきます。
4	人権教育	小・中・ 高校生・ 一般	あなたは大丈夫？ 考えよう！児童虐待 【令和6年度 新規登録】	DVD	32	近年、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、令和4年度には約22万件と過去最多になっています。 こどもの生命にかかわる重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき喫緊の課題です。 このようなことを取り巻く深刻な状況を改善するため、児童虐待防止に関する正しい知識を身に付けるための動画を製作しました。
5	人権教育	小・中・ 高校生・ 一般	映画「破戒」	DVD	119	島崎藤村の長編小説「破戒」（1905年起稿）を映画化した作品です。 本作品は、原作を尊重しつつ再構成されており、当時の厳しい差別の実態を正確に描写するため、あえて差別用語を使用されている場面があります。舞台は、明治37年（1904年）の信州飯山部。部落出身という出自を隠し小学校の教壇に立つ教師の苦悩と決断を通して、部落差別の不合理を感じ、より良い生き方を考え、話し合うきっかけとして役立つ作品です。
6	人権教育	小・中・ 高校生・ 一般	言葉があるから… ～無自覚の差別 「マイクロアグレッション」～	DVD	31	建築会社で働く千花は、両親が経営する花屋での接客等を通して広がる出会いの中で、あからさまな差別表現ではないが、無自覚に相手の尊厳を傷つけてしまう言動が、日常の中に多くあることに気づく。親しい関係性という思いから、相手を一人の人間として尊重する意識がおろそかになってしまう事例や、職場や家庭内で自覚なく加害者になる事例があること等に基づき、日頃の言動を振り返り、話し合うきっかけとして役立つ作品です。
7	人権教育	小・中・ 高校生・ 一般	18歳が知るべきこと 成人になる人が知るべき 注意点と心構え	DVD	13	約140年ぶりに成人の定義が見直され、成人年齢が2022年4月から18歳に引き下げられたことで、何が変わったのかを端的に紹介しています。誰もが正しく理解しておきたい契約に関する社会的なルールや、消費者トラブルとなりやすい事例等を交え、法に基づく解説を通して学ぶことができます。様々な契約の場で、トラブルにならないための行動を考えるきっかけとして役立つ作品です。
8	人権教育	小・中・ 高校生・ 一般	はじめてのマインドフルネス	DVD	72	こころを健康に保つことにより、心身の健康を保つことを目指すトレーニングを紹介しています。集中力が高まる、ストレスが軽減される、脳疲労が解消されるなどの効果が期待され、初めての方でもすぐに始められる「マインドフルネストレーニング」が学べます。日常生活で、手軽に実行できるエクササイズが収録されているため、生活習慣改善事業、健康教室、介護予防事業等でも活用できる教材です。
9	人権教育	小・中・ 高校生・ 一般	夕焼け	DVD	35	令和3年度の国の調査によると中学2年の5.7%が、高校2年生の4.1%がヤングケアラーに該当するという結果でした。この物語の主人公は「家族のことは家族であるのが当たり前」という思い込みから、気持ちを押し殺して生活しているヤングケアラーです。身近な大人と関わりの中で、お互いを気にかけて、人と人がつながっていくことが、ケアラーとその家族が抱える問題解決の糸口になる様子を描いています。

「しが生涯学習スクエア」保有 人権関係DVD・ビデオ教材リスト（平成25～令和6年度）

令和7年3月作成

No	種別	対象	作品名	メディア	時間 (分)	内容
10	人権教育	小・中・ 高校生・ 一般	サラーマット ～あなたの言葉で～	DVD	36	主人公の珠美は、新しく職場に来たフィリピン人のミランダとの日常を通して、自分とは異なる文化や考え方に触れます。様々な対立や交流を重ね、珠美は新たな視点に気づかれ、「違い」は様々な問題解決の糸口になることも学んでいきます。外国人は「受け入れてあげる存在」ではなく、「違い」への気づきが自分自身を成長させ、地域を豊かにするそんな多文化共生社会に向かって、人の心と心がつながっていく様子を描いている作品です。
11	人権教育	小・中・ 高校生・ 一般	スマホは情報モラルが大切 1巻 ～ネットいじめをしない！SNSでの出会いに気を付けよう！～	DVD	25	SNSはコミュニケーションツールとして大変便利で、上手に使用えば人生を豊かにし、社会を良い方向に変える力を持たせてくれます。しかし、正しく利用しないと相手を傷つけてしまうことや、自分の身に危害が及ぶことになってしまうことが心配されます。本作品では、「ネットいじめ」「SNSでの出会い」をテーマに、それぞれドラマ編と解説編で構成されており、ドラマの中の出来事を自分事として考えることで、情報モラルが身につく作品です。
12	人権教育	小・中・ 高校生・ 一般	スマホは情報モラルが大切 2巻 ～もう一度よく考えよう！写真や動画の投稿～	DVD	18	SNSはコミュニケーションツールとして大変便利で、上手に使用えば人生を豊かにし、社会を良い方向に変える力を持たせてくれます。しかし、正しく利用しないと相手を傷つけてしまうことや、自分の身に危害が及ぶことになってしまうことが心配されます。本作品では、「個人情報流出」「炎上」をテーマに、それぞれドラマ編と解説編で構成されており、ドラマの中の出来事を自分事として考えることで、情報モラルが身につく作品です。
13	人権教育	一般	お互いを活かし合うための 人権シリーズ② ハラスメント・しない、させない ための双方向コミュニケーション	DVD	26	いま、企業にとってハラスメントを防止することは、とても大きな課題になっています。人は、一人一人感じ方や考え方が違います。ハラスメントを防止するためには、双方向のコミュニケーションが大切です。ハラスメントをしないためには、相手の立場を尊重した上で自分の意思をきちんと伝えることが大切ですが、ハラスメントをさせないコミュニケーションの可能性もこの作品では描いています。
14	人権教育	一般	LGBTシリーズ トランスジェンダー ～未悠・彩・歩夢～	DVD	32	ここ10年で急速に可視化したLGBT。しかし、知識だけでは本当の理解に届きません。当事者と出会い、向き合うことが求められています。未悠（アパレル会社）・彩（大学教員）・歩夢（運送会社）3人三様の本音トークとドキュメントで構成した本作品は、我々の隣で普通に暮らすトランスジェンダーたちの真の姿と共に、それぞれの家族や友人たちの思いも描いています。
15	人権教育	一般	気づいて一歩ふみだすための 人権シリーズ⑤ お互いの本当が伝わる時-障害者-	DVD	24	「障害のある人をどう手助けすればいいのかわからない」という声をよく耳にします。今作「お互いの本当が伝わる時」では、障害のある人が、どんな場面で困っているのか、どんな「バリア」があるのかなどの具体例を挙げ、それをどう取り除いていけばいいのかが、また障害のある人から発信することの重要性も示しています。「障害のあるなしに関わらず皆で共生していくためにはどうすればいいのか」を考えることができる作品です。
16	同和問題	一般	そんなの気にしない -同和問題-	DVD	17	この作品は、二人の友だち同士が主人公です。タイトルの「そんなの気にしない」は、親友に自分が同和地区出身だということを告白したときに返ってきた言葉です。告白したほうは、相手にもっと知って欲しかった。告白されたほうは相手が、そのままの相手でも変わらないことを伝えたかった。しかし、その一言がきっかけで二人はすれ違っていきます。プラスのイメージを持っていることに、人は「気にしない」とは言いません。「気にしない」という言葉の底には、そのことをマイナスに見る意識があるのかもしれない。私たちが普段なにげなく使う言葉や態度のなかには、相手を傷つけるものがあるかもしれない。そして、壁を乗り越えるのもまた、相手を信じる力だということ伝えることができる作品です。
17	アニメーション	小学生（高学年向け）	毎日がつらい気持ち わかりますか ゆるせない！ネットいじめ	DVD	18	いじめを苦にした子供の自殺が、後を絶ちません。なかでも最近、インターネットや携帯電話を使った「ネットいじめ」が問題になっています。学校裏サイトで悪口を書かれたり、携帯電話で中傷メールや脅迫メールを送られたりして、傷ついている子供が沢山います。インターネット上にあふれる暴力的な言葉。それは相手の顔が見えない、相手の気持ちや感情をくみ取ることができない、一方的なコミュニケーションなのです。そこで、本作品は、子供たちにもわかりやすいアニメーションで「ネットいじめは、絶対してはいけない」ということを描き、様々ないじめ対策、そして「心が通じるコミュニケーション」とは、どうすれば身につくのかを考えさせる内容になっています。

「しが生涯学習スクエア」保有 人権関係DVD・ビデオ教材リスト（平成25～令和6年度）

令和7年3月作成

No	種別	対象	作品名	メディア	時間 (分)	内容
18	人権教育	一般	多様性入門	DVD	27	企業では、いま、多様性を尊重することへの重要性がますます高まっています。企業内には以前と比べて多様な価値観、多様な属性を持った働き手が増えており、また、均一な商品・サービスではフォローしきれない多様なニーズが社会に生まれています。多様性とは、外国人、障害者、高齢者などの多様な価値を私たちが受け入れることと認識されています。しかし、この教材は、その思い込みに対して一石を投じるものとなっています。この教材では、多様性とは、ある集団が、多様な人を受け入れるという認識ではなく、集団に属するすべての個人がそれぞれに個性を持ち、それぞれの違いをお互い認め、活かすことだということをテーマに据えています。このテーマについて、身近で誰もが経験しうる事例を丁寧に解説されています。
19	人権教育	小学生 (中・高学年向け)	いじめ 心の声に気づく力	DVD	19	小学校・高学年向けの、いじめ防止教材のドラマです。一見ふざけ合いや遊びに見える行為も、相手が苦痛を感じていれば、それはいじめです。本作品では、子供たちがドラマに登場するいじめの被害者・加害者。傍観者の立場に自分を置き換えて視聴することで、いじめ行為を受けたクラスメイトの本当の気持ちに気づく力を養い、いじめの傍観者にならず、解決のために何か行動しようとする意識を持つことをねらいとしています。小学校では平成30年度から「特別の教科道徳」が始まり、「考え、議論する道徳」の授業が求められています。いじめ防止のために、子供たちが考え、議論するための教材としても、活用できる作品です。
20	同和問題	一般	ともに生きる私たちの未来 「部落差別解消推進法」がめざすもの	DVD	38	2016年に部落差別解消推進法が施行されたが、いまだインターネット等において部落差別があります。そこで、部落差別撤廃に向け活動する若者たちの姿をとらえたこの作品は、これからの社会を担う子どもたちにとって、勇気づけられるものであると考えます。
21	人権教育	一般	君が、いるから	DVD	13	「子どもや若者の人権」について考えるだけでなく、児童虐待やいじめ等の発生予防となる、子育て支援への地域の関わりについても考えることができる作品です。母親からの心理的虐待に悩む主人公が、人との出会いを通して成長していく姿を描いています。
22	人権教育	一般	ハラスメントを生まないコミュニケーション ～グレーゾーン事例から考える～	DVD	25	一見、コミュニケーションが良好に見える職場にも、ハラスメントの落とし穴はひそんでいます。ハラスメントを生まないために、どのようなことを意識すれば良いのでしょうか。様々な事例をもとに、それぞれの立場の考え方や、気づきのポイントを示し、職場でのコミュニケーションのあり方を考えていきます。
23	同和問題	一般	部落の心を伝えたいシリーズ 第19巻「差別を許さない自分づくり」	DVD	26	”寝た子を起すな”の風潮が根強く残る新潟市で、30年にわたり解放運動をリードしてきた長谷川サナエさんの生き方から、「部落差別」を他人事ではなく、自分のこととして考えることのできる作品です。
24	人権教育	一般	わからないから、確かめ合う ーコミュニケーションー	DVD	29	昨今、長時間労働による過労死、セクハラやパワハラなどのハラスメント、不当な差別など、様々な「人権問題」がメディア等で大きく取り上げられています。本作品では、ハラスメントや差別的取扱いなど、直面する可能性が高いテーマを中心に取り上げ、それらに共通する解決策として、「コミュニケーション」を提示しています。誰もが暮らしやすい社会を目指して、一歩ふみだしましょう。
25	人権教育	一般	ウエルカム！ ー外国人の人権ー	DVD	16	日本で暮らし働く外国人が増えています。外国人と働くには、多様性を尊重し、その文化を受け入れると同時に、私たちに日本の文化や習慣も尊重してもらうことが必要です。この作品は、企業の広報担当者を主人公に、異文化の壁をむしろ扉としてとらえ、開いていくことを描いた教材です。
26	人権教育	一般	いのちに寄り添う ～ターミナルケアと人権～	DVD	35	もしも、あなたの身近な人が、重い病になったとしたら。この作品では、2組の「いのちに寄り添う」人々に密着取材しています。2人に1人が、がんになる時代。現在に生きる全ての人が学ぶべき命の教材です。
27	アニメーション	幼児・小学生	やさしいオオカミ	DVD	15	悪の代表、暴力の代名詞にされているオオカミ。実は優しい心を持ち、本当の強さを持っていたのです。「いじめ」られ続けた弱気なオオカミが見せたやさしさ・・・本当の強さとは・・・。
28	幼稚園・小学校教材	小学生(低学年向け)	おはよう！ ゴミありませんか？ こころを育てる映像教材集 第1巻	DVD	14	清花さんは、団地に住む小学2年生。ある朝、ゴミ出し途中で疲れて階段に座り込んだ、上の階に住む高齢の原田さんを見つけます。おうちの人の勧めもあって、原田さんに代わってゴミを出してあげることになった清花さん。でも、1ヶ月、2ヶ月と経ち、だんだん面倒くさくなってきて、原田さんの家に寄らなくなってしまう姿をおうちのの人にみられてしまいます。「そっか、原田さん嬉しそうだったけどな・・・。」というおうちの人の言葉を聞いて、清花さんは原田さんの家の呼び鈴を押します。すると・・・。

「しが生涯学習スクエア」保有 人権関係DVD・ビデオ教材リスト（平成25～令和6年度）

令和7年3月作成

No	種別	対象	作品名	メディア	時間 (分)	内容
29	幼稚園・小学校 教材	小学生（高 学年向け）	明日への一步 ～義足がくれた もの～ こころを育てる映像教材集 第 3巻	DVD	15	義足装具士の臼井さんが作った、陸上クラブ「ヘルスエンジェルス」には、病氣やけがで足を失った人たちが、今日も元気に集まります。足を失ったことで、一度は生きる自信を失った方々が、臼井さんの作った義足によって、再び「生きる喜び」を取り戻していった姿を通じて、視聴者によりよく生きようとする人間の強さや気高さを伝えるドキュメンタリー教材です。
30	人権教育	一般	認知症と向き合う	DVD	30	高齢化の進展に伴い、認知症の人が、今後さらに増加することが予測されています。本作品は、認知症に多くみられる症状、認知症の人の思いと家族の気持ちの変化、介護者の交流の大切さ等を描いたドラマ教材です。認知症について正しい知識を持ち、認知症の人の視点に立つて認知症への理解を深めることを目的に作成されています。認知症の人も、その周囲の人も、よりよく生きていけるように。
31	人権教育	一般	はやわかりハラスメント対策 ～セクハラ・マタハラ防止最前 線～	DVD	27	ますます複雑化する職場の人間関係……。ハラスメントはどこでも起こりうる深刻な問題です。本作品では、セクシャルハラスメントやいわゆるマタニティハラスメントの事例をもとに、すぐ分かる、よく分かるハラスメント防止の新常識を提供しています。新入社員から管理職まで、幅広い層を対象とした研修教材としてご活用ください。
32	人権教育	小学生以上	桃色のクレヨン	DVD	28	美奈子は8年ぶりに外国から帰ってくるいとこの雪ちゃんをクラスメートに自慢します。でも「何か変や…。」父から、雪には知的障害があると知らされます。戸惑った美奈子はクラスみんなに嘘をついてしまいました。ピンクのクレヨンを探雪。「ピンクと桃色は違う」といつて受け取らない雪。それは美奈子が忘れてしまった幼い頃の雪との思い出に隠されていました…。「かけがえのない命」の大切さを感じ、「思いやりの心」を大事にする、そんな大切なことに気づいていく美奈子。本作品は、あなたに大切なことをいっぱい気づかせてくれるはずです。
33	人権教育	中学生以上	見上げた青い空	DVD	34	本作品は、巧妙かつ残酷ないじめの現実、そして、いじめられる側もいじめる側も苦しんでいる「いじめ」の本質を直視していただき、あらためて「いじめ」について考えていただくきっかけになることを企図して作成されています。ご覧になった方一人一人が、「いじめ」を人ごとではなく、自らの問題としてとらえ、新たな「気付き」があることを願っています。
34	人権教育	一般	風の匂い	DVD	34	スーパーマーケットで働く2人の青年が主人公の作品です。その1人には知的障害がありますが、子どもの頃は共に遊び、共に学ぶ「大切な友だち」でした。しかし、大人になった2人を隔てる健常者と障害者という壁。2人の成長と職場での人間模様を通して、社会的な課題でもある『合理的配慮』についても触れ、見る方々が自分自身の問題として考えるきっかけとなるドラマ教材です。
35	人権教育	一般	人権啓発は企業に どんな力をもたらすのか	DVD	25	いま、企業は利潤追求という価値観だけでなく、社会にとって責任ある存在であるという立場が求められています。そのために、企業内で人権啓発の必要性が高まっています。この作品では、企業に働く人が人権の視点を取り入れて仕事にかかわっていくことが企業にどんな力をもたらすかということを、ドラマ形式で事例をとりあげながら考えていきます。
36	人権教育	一般	誰もがその人らしく ーLGBTー	DVD	20	LGBT（性的少数者）の人たちに対する社会の偏見はまだ強く、存在していてもなかなか見えない、その存在を見出しにくいのが現状です。しかし、各種の統計からも明らかのように、LGBTの人たちは確かに存在し、偏見や差別に苦しんでいます。この作品では、主人公の周りにいたけれども見えなかったLGBTの人たちが見えてくるストーリーで、見る方々がLGBTについて考えるきっかけとなる教材です。
37	人権教育	一般	LGBTを知ろう 考えよう！ハラスメントvol.2	DVD	20	LGBTを含むセクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の人たちは、3%～10%存在するといわれています。LGBTをめぐる社会の動きは今、大きく変わりつつあります。まず私たちが多様な性のあり方を正しく理解し、認め合っていく社会にしていく大切さについて考えることができる教材です。
38	人権教育	一般	障害者は困っています！ ～合理的配慮へのポイント①～ （肢体不自由、視覚障害、聴覚 障害）	DVD	20	様々な障害別（肢体不自由、視覚障害、聴覚障害）に障害者の実態と日常での困り事を具体的に示しながら、主に自治体や企業、商店など、障害者と接する機会が多い人たちはどのように対応していけば良いか、合理的配慮の観点から描いています。「合理的配慮」が私たちの日常に当たり前のこととして浸透し、自然にお互いを支えあう社会の実現を目指していくことを考えることができる教材です。
39	人権教育	一般	障害者は困っています！ ～合理的配慮へのポイント②～ （発達障害、知的障害、精神障 害）	DVD	20	様々な障害別（発達障害、知的障害、精神障害）に障害者の実態と日常での困り事を具体的に示しながら、主に自治体や企業、商店など、障害者と接する機会が多い人たちはどのように対応していけば良いか、合理的配慮の観点から描いています。「合理的配慮」が私たちの日常に当たり前のこととして浸透し、自然にお互いを支えあう社会の実現を目指していくことを考えることができる教材です。

「しが生涯学習スクエア」保有 人権関係DVD・ビデオ教材リスト（平成25～令和6年度）

令和7年3月作成

No	種別	対象	作品名	メディア	時間 (分)	内容
40	人権教育	小・中学生 以上	渋染一揆を闘いぬいた人々 シリーズ映像でみる 人権の歴史 第5巻	DVD	18	江戸時代、今の岡山県で発生した「渋染一揆」について、地元の方々の協力を得て現地を取材し、原典資料を詳細に分析し、一揆の経過を丁寧に追いかけた教材です。「小学生版」と「中学生以上版」の2タイトルを収録するとともに、指導の手引や資料類も充実しています。
41	人権教育	小・中学生 以上	日本国憲法と部落差別 シリーズ映像でみる 人権の歴史 第6巻	DVD	17	第2次世界大戦後、「大日本帝国憲法」が廃止され、新たな憲法が制定されました。どのような経過を経て「日本国憲法」が制定されたのかを検証している教材です。「小学生版」と「中学生以上版」の2タイトルを収録するとともに、指導の手引や資料類も充実しています。
42	人権教育	幼児・ 小学生	むしむし村の仲間たち みんないいところなんだよ	DVD	13	外見や能力が異なるむしむし村の昆虫たち。時には、それぞれの違いが原因で相手を傷つけたり、自分なんてダメなんだと悩んだりもします。でも、誰でも苦手なこともあれば得意なこともあります。大切なのはお互いの違いを認め、相手の気持ちを思いやること。そして仲間と助け合っていくこと。そんなことを、子どもたちが楽しく学んでいけるアニメーション作品です。
43	人権教育	小学生以上	プレゼント	DVD	15	この作品は、子どもたちに、身近な問題であるいじめについて考えてもらうことにより、自分の人権の大切さに気づき、さらに自分と同様に他の人の人権も大切であることに気づいてもらうために作られました。お互いの異なる点を個性として尊重する人権意識を養うことができるアニメーション教材です。
44	人権教育	小学生以上	新ちゃんがないた！	DVD	15	四肢性マヒという障害がありながらも、上級生・下級生からのさまざまないやがらせにもめげず、強く生きようとする新一と、そんな新一をかわばう幼なじみのツヨシ。困難を克服して生きる新一の姿に人間の勇気、人と人との真のつながりとは何かを問うアニメーション教材です。
45	アニメーション	小学生以上	渋染一揆 (30分版 字幕版)	DVD	30	この作品は、江戸時代に今の岡山県で発生した「渋染一揆」をアニメーション化したものです。身分制度の中で、服装などまで加えられようとした差別政策に対して、人々が団結して立ち上がり、犠牲を払いながらも、人間としての誇りをかけて立ち上がった物語です。
46	アニメーション	幼児・ 小学生	みんな友だち	DVD	15	自分のことをペンギンと知らない主人公プウの心の成長を描いたアニメーション作品です。空を飛ばうと懸命に練習をし、悩み疲れたペンギンが気づいた自分の可能性……。イジメ、そして友情。ペンギン、カモメ、カラス、ウミガメ、そして神様が織りなす生きる力の物語です。
47	幼稚園・小学校 教材	小学生（中 学年向け）	同級生は外国人 こころを育てる映像教材集 第 2巻	DVD	12	クラスに転校してきた外国人は、サッカーが上手ですぐに人気者に。しかし、クラスメイトとの関わりの中で徐々に溝ができてしまった。主人公とその外国人とが互いの文化の違いを知り、誤解を解いていくことを通して、自分と異なる立場や考え方を大切にすることを学ぶことができる教材です。
48	人権教育	一般	出産・育児への理解がない ～職場のマタニティ・ハラスメントを防ぐ～	DVD	26	働く女性が妊娠・出産を理由に解雇されたり、雇用を拒否されたり、妊娠・出産にあたって職場で受ける「マタニティ・ハラスメント（マタハラ）」のこの作品は、ドラマを通じて女性が、安心して妊娠・出産、子育てしながら働き続けられる社会とは何か、考える内容となっています。
49	人権教育	一般	わっかカフェへようこそ ～ココロまじわるヨリドコロ～	DVD	35	インターネットによる人権侵害、高齢者の人権、外国人の人権、について「わっかカフェ」に集う人々をめぐる3つのドラマから考えます。また、それぞれのドラマには専門家によるわかりやすい解説もあり、幅広い場面で活用していただけます。
50	人権教育	一般	自他尊重のコミュニケーション と 職場の人権	DVD	23	この教材では、職場で体験しがちな身近な4つのエピソードを切り取り、それぞれの異なる立場の登場人物にスポットをあて、お互いを尊重するコミュニケーションの大切さを考えていきます。
51	人権教育	一般	ここから歩き始める	DVD	34	この作品は、「認知症を共に生きる」をテーマに、高齢者問題を人の幸せと尊厳を守るという人権の視点から捉える。認知症の親を持つ主人公とその家族の中で繰り広げられる介護をめぐる葛藤ときずなの紡ぎなおしを描くことで、高齢者が人間として誇りを持って生きていく上で大切なことについて、家族や地域の視点を通して考える。

「しが生涯学習スクエア」保有 人権関係DVD・ビデオ教材リスト（平成25～令和6年度）

令和7年3月作成

No	種別	対象	作品名	メディア	時間 (分)	内容
52	人権教育	小・中学生 以上	明治維新と賤民廃止令 シリーズ映像でみる 人権の歴史 第4巻	DVD	18	このDVDでは最新の研究をもとに、明治政府が、差別をなくすため でなく、地租改正により税を取る目的で「賤民廃止令」を出したこ と、また、壬申戸籍に差別的な記載をすることも政府自身が許可した ことなどを、公文書をもとに明らかにし、近代社会においても「部落 差別」が存続した構造を浮かび上がらせています。
53	人権教育	小・中学生 以上	近代医学の基礎を築いた人々 シリーズ映像でみる 人権の歴史 第3巻	DVD	17	江戸時代、山脇東洋が日本初の医学解剖を実施し、そののち杉田玄 白は「ターヘル・アナトミア」を手に解剖を行い「解体新書」を世に 出しました。しかし、実際に臓器を解剖したのは差別を受けていた 人々でした。その歴史的背景を紹介しています。
54	人権教育	小・中・ 高校生・ 一般	悩まずアタック！ 脱・いじめのスパイラル	DVD	33	この作品は、法務省が主催する全国中学生人権作文コンテストの中 で、法務大臣政務官賞を受賞した「いじめのスパイラル」をドラマで 映像化したものです。この作文は、実際にいじめにあって悩み苦しん だ、ある女子中学生が、なんとか周囲の人々に悩みを告白するきっか けをつかみ、いじめ問題を解決していく、一つの手がかりを提示する 内容です。
55	人権教育	中学生・ 高校生・ 一般	光射す空へ	DVD	46	同和問題、若年性認知症、LGBTをテーマに、「正しい知識と理 解」、「多様性の受容と尊重」の大切さを描いたアニメーションで す。登場人物の大学生たちの悩みと学びを通じて、誰もが人権を尊重 され自分らしく生きていける社会について考える教材です。
56	人権教育	一般	ひとりぼっちは いやだね ～みんなでなくそう いじめ～	DVD	20	いじめをなくすために、いじめを疑似体験する「ロールプレイ」 や、子どもが仲裁役となって問題を解決をする「ピア・メディエー ション」を道徳の授業で取り組んでいる様子を描いている
57	人権教育	一般	減らそう！セクシャル・ハラス メント ～職場の風土を変えよう～	DVD	26	ある男性社員が、自分がセクハラ加害者であると指摘されたことを きっかけに、徐々にセクハラについての認識を改めていくドラマで す。ストーリーを通して、セクハラに対して、企業としてどのような 意識を持ち、どう的確に処置していくべきか学べる内容となっていま す。
58	人権教育	一般	裁判から学ぶパワーハラスメン ト判例集 職場のパワハラをエスカレート させないために	DVD	27	パワーハラスメントが社会問題として取り上げられるようになり、 裁判にまで発展するケースが多くなっています。なぜ問題がこじれ て、会社や上司を訴える事態にまで発展してしまうのか。これまでに 起こされた象徴的なパワハラ裁判を検証して、争われたポイント、有 罪となった根拠について解説します。
59	人権教育	一般	合理的配慮の実践法 ～障害のある者、ない者が共に 学ぶ～	DVD	20	学校教育の中での「合理的配慮」について、教職員・保護者向け に、人権・差別の観点からわかりやすく解説した作品です。様々な特 性・症状を持った障害児たちが生き生きと学校生活を送るために、ど のような配慮をすれば良いか、具体例を挙げて紹介しています。
60	人権教育	一般	ハンセン病問題 ～過去からの証言、未来への提 言～ 家族で考えるハンセン病	DVD	56	本教材は、ハンセン病問題に焦点を当て、国や地方公共団体、企業 等の人権教育・啓発に携わる職員等が身に付けておくべきハンセン病 問題に関する歴史的経緯、当時の社会情勢、問題の本質等について、 関係者の貴重な証言や解説等を中心に分かりやすく簡潔にまとめてい ます。また、広く一般市民を対象とした啓発現場においても使用でき る有効なツールとなる映像も併せて制作し、次世代へ伝承しようとし るものです。
61	人権教育	一般	ワークショップをやってみよう	DVD	18	平成26年度に作成された「ワークショップをはじめようー参加型 の人権教室ー」に続き、今回新たにワークショップで活用できる参加 者向けの視聴覚教材と、人権擁護委員等がワークショップを企画する 際の参考となる実践例を充実させた、より実践的なガイドブックが作 成されました。人権教室をはじめ、人権教育・啓発の場においてワ ークショップを導入する際にお役立ていただけます。
62	人権教育	一般	「部落の心を伝えたい28」 夢のために ～闘い続ける家族・中山末男～	DVD	28	九州の久留米に生まれ育った中山末男さん。父は解放運動の先駆者 として地元をはじめ全国を飛び回っており、母が38年間、廃品回収で 家計を支えました。少年時代の生々しい差別体験、結婚差別、そして、 長男に降りかかった差別事件。そのような差別との闘いの日々を熱く 語っています。
63	人権教育	一般	「部落の心を伝えたい27」 出会いから学ぶ ～しなやかな新世代・高田美樹～	DVD	29	高田さんが経験した出会いや差別の実体験とおして、同和教育・ 人権教育で大切にしたいことを伝えている教材です。暗く、重 く、辛い話題になりがちなテーマについて、明るく、軽く、楽しく伝 える話しぶりはこれまでになく、若者にも伝わりやすい内容になって います。

「しが生涯学習スクエア」保有 人権関係DVD・ビデオ教材リスト（平成25～令和6年度）

令和7年3月作成

No	種別	対象	作品名	メディア	時間 (分)	内容
64	アニメーション	小・中学生 以上	ハードル	DVD	84	小学生から中学生へと、成長する主人公にふりかかる「いじめ」。しかし彼は、傷つきながらも、自分の心の壁（ハードル）を乗り越え、また自分が生きていくために勇気を奮い起こし立ち上がっていきます。本作品は子どもたちに思いやりの心と勇気を与えるメッセージであるとともに、両親や教員など、子どもたちを見守る大人の方々にもご覧いただけます。
65	人権教育	一般	あなたに伝えたいこと	DVD	36	この作品のテーマは「インターネット時代における同和問題」です。インターネットには、その利便性とともに、匿名性に関する誤った理解に基づく差別的な書き込みなど陰の部分があります。その危険性に私たちがどのように向き合っていけばよいかを問い直します。作品の中の主人公の女性の結婚話を中心に、同和問題やすべての差別をなくしていくために重要であることを、明るい希望とともに伝えていきます。
66	人権教育	一般	家庭の中の人権 カラフル	DVD	31	本作品は、子どもの就職や結婚といった家庭の中にある人権問題をはじめ、LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー）に対する思い込みの視点を取り上げ、多様性を認めるカラフルな社会になるよう、一人ひとりが「人権」に対する意識と知識を高められる作品です。家庭内で話し合うきっかけとしてお役立てください。
67	人権教育	中学生以上	imagination（イマジネーション） 想う つながる 一歩ふみだす	DVD	34	本作品は、「人権」を自分の問題として、また、日常の問題として考える機会となるように制作されたものです。子どもの人権～いじめ問題～、同和問題～結婚差別～、障害者の人権～発達障害～の3つのエピソードが収録されており、幅広い場面で活用していただけます。プリントアウトして活用できる紙資料用データも含まれています。
68	人権教育	一般	「部落の心を伝えたい25」 芸能と差別～ひとり芝居・中西和久～	DVD	23	2015年2月に行われた、第22回部落解放研究滋賀県集会における人権トークとシンポジウム「いま語る『しのだづま考』」の中で、演劇界を揺るがす差別発言事件について、その時のことを振り返りながら語ってくださった中西和久さん。ひとり芝居に込める思いが伝わってくる作品です。
69	人権教育	一般	無関心ではいけない！障害者の人権 障害者差別解消法を理解する	DVD	24	国連の「障害者権利条約」批准の要件であった「障害者差別解消法」への理解を深めてもらうための作品です。具体的に、視覚障害者、聴覚障害者、車いすの方の日常を通して、障害を理由にした直接差別、障害を理由にしない間接差別、合理的配慮を怠った場合の差別について考えます。
70	人権教育	一般	新・人権入門	DVD	25	企業の人権担当者から取材した、実際の出来事を16のショートドラマとして構成。視聴者が今見たドラマには一体どんな人権課題が含まれていたのか？もしくは含まれていないのか？自分がそのシーンに遭遇したらどうするのか？視聴者とドラマの出演者が一緒に学び、悩み、考えることのできる教材です。
71	人権教育	小・中学生 以上	東山文化を支えた「差別された人々」 シリーズ映像でみる 人権の歴史 第1巻	DVD	16	差別を受けていた「河原者」。しかし、差別を受けながらも、世界遺産である銀閣寺や龍安寺の庭園などをつくった偉大な芸術家であったという事実を丁寧に描いています。小学生版と中学生以上版の2タイトルを収録するとともに、指導の手引や資料類も充実しています。
72	人権教育	小・中学生 以上	江戸時代の身分制度と差別された人々 シリーズ映像でみる 人権の歴史 第2巻	DVD	15	中世に始まったすべての身分が、江戸時代に「制度化」されたことをわかりやすく解説し、かつての「士農工商えた非人」の図式に代え、新しい図式を提示しています。また、部落差別の学習を通して「いじめ」の問題を考える学習に発展させることもできる教材です。
73	人権教育	高校生以上	セクシュアル・マイノリティ理解のために ～子どもたちの学校生活とこころを守る～	DVD	56	最近テレビ等で見聞きすることもあるLGBTI（レズビアン／ゲイ／バイセクシュアル／トランスジェンダー／インターセックス）、人口の5％、学校でいうと教室に1人はいると言われています。そのことについてもっと知るため、学校でのケアについて考えるため、教育関係者や支援者の方に御活用いただける内容です。
74	アニメーション	小学生以上	みんながHappyになる方法 ～関係をよくする3つの理論～	DVD	24	DVDの3つの短編アニメは、対立を建設的に非暴力で解決するスキルを伝えようというもので、小中学生をメインに大人も楽しめる内容になっています。ブックレットには、大人向けに理論やアニメの授業実践などが紹介されています。【ブックレット】
75	人権教育	中学生以上	あなたが あなたらしく 生きるために	DVD	30	本教材では、性的マイノリティについて正しい理解を持ち、さらに、誰もが自分らしく毎日を過ごすため、立場の異なる一人ひとりが何をすべきか、また社会全体がどんな取り組みをすべきなのかを分かりやすく解説しています。性的マイノリティ理解の入門編として御活用ください。

「しが生涯学習スクエア」保有 人権関係DVD・ビデオ教材リスト（平成25～令和6年度）

令和7年3月作成

No	種別	対象	作品名	メディア	時間 (分)	内容
76	人権教育	中学生以上	未来を拓く5つの扉	DVD	46	全国中学生人権作文コンテストでは、次代を担う中学生が、身の周りで起きたいろいろな出来事や自分の体験などから、人権について考えています。この教材では、入賞作品の中から5編の作文を朗読して、アニメーションやイラストで紹介しています。
77	小学校教材	小学生	ココロ屋	DVD	25	小学生ひろさがココロ屋を通して「やさしいココロ」「すなおなココロ」「あたたかいココロ」というふうには極端なココロの持ちようでは生活をするが、どうしてもうまくいかない。そして最後に見つけたものは何であったのでしょうか？ココロの不思議と大切さを知るようになるお話です。道徳、総合的な学習の時間等でも使用可能です。このDVDは自分のココロを立ち止まって考えてみる良い機会になります。
78	成人教育	一般	秋桜（コスモス）の咲く日	DVD	34	「目に見えにくい違い」の一つである発達障害（アスペルガー症候群）のある介護士直也の生きづらさや痛みを真摯に伝えるとともに、「違い」が生み出すプラスのエネルギーを美しく群生するコスモスの花々と重ね、「ともに生きることの喜びを」を伝えるための教材として制作されています。
79	教育方法	一般	ワークショップをはじめよう	DVD	54	自分が誰かの権利を侵害しないためにも人権について学び、正しくコミュニケーションをとることが必要です。このDVDは、参加者の理解と共感を引き出すためにどうすればよいかということにポイントを置き、参加者自身が自分と向き合い、考えや思いを引き出すことのできるワークショップの実施例及びアクティビティ事例集を多く収録しています。
80	同和問題	一般	同和問題 ～過去からの証言、未来への提言～ 同和問題未来に向けて	DVD	80	我が国固有の人権問題である同和教育に焦点を当て、国や地方公共団体、企業等さまざまな団体における人権教育・啓発に携わる職員等が身に付けておくべき同和問題に関する歴史的経緯、当時の社会情勢、問題の本質等について、関係者の貴重な証言や解説等を中心に分かりやすく簡潔にまとめられています。人権教育・啓発担当者向けと一般向けの二つに分かれて収録。
81	成人教育	一般	Coming Out Story カミングアウトストーリー	DVD	60	“ComingOutStory”は、2010年度の日本映画学校の卒業制作として作られ、その年の最優秀監督に贈られる「今村昌平賞」を受賞した。梅沢監督は映画の持つ「問い」に未だ、確固たる回答を出していないと感じ、卒業後、ひとり再編集を開始しました。完成した本作品は「第20回東京国際レズビアン&ゲイ映画祭」で上映されるなど、多くの反響を呼んだ作品です。
82	人権教育	一般	ヒーロー	DVD	34	近年、社会から孤立する人が増えてきており、孤独死などが大きな社会問題となっています。つまり血縁や地縁、社縁の希薄化によって引き起こされる問題です。こうした「無縁社会」と呼ばれる社会状況に対し、一人ひとりが何ができるかを、主人公行男の行動を通して新たな地域のつながりを結んでいく大切さを提起しています。
83	人権教育	中学生以上・一般	人権は小さな気づきから 身近な人権問題	DVD	34	人権学習を8つの観点（「いじめ問題」「子どもの人権」「障がい者の人権」「風評被害の問題」「虐待問題」「女性の人権」「高齢者の人権」「病気を患った人の人権」）から、その気づきをわかりやすく紹介しています。
84	人権教育	小学生以上	いじめと戦おう！ 小学生篇 ～私たちにできること～	DVD	21	いじめはどのようにして起こり、どうすれば防げるのかを知っておくことは、現代に生きる小学生児童にとって必要な事です。本教材は鑑賞した児童がいじめの・当事者、加害者、傍観者の立場を理解し、考えることができるドラマ形式の教材です。大多数の傍観者が如何にして「いじめの構図」を崩せるかという視点を中心に、いじめ問題全般について話し合う場面で活用できます。
85	同和問題	一般	「部落の心を伝えたい22」 心の窓を拓いて －明石一郎－	DVD	30	明石一郎氏は小学校教師、全国同和教育研究協議会、大阪府教育委員会等を通じ人権教育に深く携わっています。「読み書き計算・ボケ・ツツコミ」「ぐっすり・しっかり・すっきり」と言うように明快さが信条です。そして人権力を育むのは「好感・共感・親近感」と言っています。差別解消の見通しを具体的に示す講演は学校・家庭・地域コミュニケーション・職場に元気と勇気を与えています。
86	人権教育	一般	わたしたちの声 3人の物語	DVD	45	このビデオは、「全国中学生人権作文コンテスト」入賞作品の作者の中学生が、日常生活の中で「人権」について理解を深めていったく「気づき」のプロセスを描いています。「いじめ」、「風評による偏見や差別」「震災と人権」、「お互いをリスペクト（尊重）すること」をテーマにした3篇のドラマを通して、視聴者に、身近なところから「人権とは何か」「人権尊重とはどういうことか」といった、人権への「気づき」を促すことを目的としています。

「しが生涯学習スクエア」保有 人権関係DVD・ビデオ教材リスト（平成25～令和6年度）

令和7年3月作成

No	種別	対象	作品名	メディア	時間 (分)	内容
87	人権教育	企業 一般	職場の日常から考える パワーハラスメント	DVD	28	ある会社で起こる様々な出来事を一本のドラマで描き、多様化する「職場のパワーハラスメント」の問題に切り込んだ作品です。本ドラマでは、暴力や暴言といった従来型のパワハラは取り上げていません。むしろパワハラなのかそうではないのか、線引きが難しい事例を中心に描いています。より働きやすい職場をつくるために、働く人がそれぞれの立場から、「職場のパワーハラスメント」をなくすためにどうすればいいのか、学んでいただける内容です。
88	人権教育	企業 一般	どう守る女性の人権	DVD	24	未だに職場に根強く残る女性への権利侵害の現状を再現ドラマで描き、2007年時の男女雇用機会均等法の改正点を紹介していくことによって、なぜ法があっても女性への権利侵害が起こるのか、その原因と対処法を具体的に説明していきます。（※文部科学省選定作品）
89	人権教育	企業 一般	それぞれの立場それぞれのきもち	DVD	28	職場では多様な人々が働き、年代・役職・家庭環境など社会的立場も様々です。それぞれの立場ゆえにすれ違うこともあります。相手の気持ちを考えることで乗り越えていき、多様な仲間を受け入れていく過程をドラマで描きます。【2012年教育映像祭優秀作品賞】
90	人権教育	中学生 以上・ 一般	いじめと戦おう！ 中学生篇 ～もしもあの日に戻れたら～	DVD	23	いじめはどのように起こり、どうすれば防げるのかは保護者や教員にとって大きなテーマともいえます。本教材は、鑑賞した生徒がいじめのメカニズムや対策を自分の身に置き換えて考えることができるドラマ形式の教材です。いじめられっ子の立場だけでなく、傍観してしまっている生徒たちがいかにして、クラスの「いじめの構図」を崩せるかという視点を中心に、いじめ問題全体について話し合うために活用できます。
91	人権教育	一般	ほんとの空	DVD	36	誤解や偏見に気づき人と深く向き合うこと、他者の気持ちを我がこととして思うこと、すべての人権課題を自分に関わることとしてとらえ、日常の行動につなげてもらうために、このドラマを制作しました。～パンフレットより抜粋～
92	人権教育	一般	家庭の中の人権 生まれ来る子へ	DVD	25	このドラマでは、「家庭の中の人権」に目を向け、祖父母と孫夫婦の会話を通して、私たちの身の回りにおける人権問題をクローズアップしました。家庭の中で人権の尊さについて語り合い、伝えていくことは、すべての「いのち」を大切にすることでもあり、気づくこと、そして行動することの大切さを描きます。
93	人権教育	中学生・ 高校生・ 青年・ 一般	ふたりがよりよい関係をつくる ために ～デートDVってなに？～	DVD	23	このDVDは、DV防止の意識啓発のみならず、相手を思いやる気持ちと自立の意識を育み、互いに尊重する関係を築くことを学習する教材です。特に若年層の男女交際の問題を取り上げることで、より多くの若い世代が、DVを理解し、また、対等な人間関係を築いていくことの大切さを学習できるよう作成されています。より効果的な学習ができるように「指導のてびき」もあります。
94	人権教育	一般	虐待防止シリーズ	DVD	26	このビデオは、「児童虐待」「高齢者虐待」「ドメスティック・バイオレンス（DV）」を取り上げ、子どもや高齢者、配偶者に対する虐待の事例をドラマで描くとともに、問題点や第三者としての関わり方について専門家のコメントを紹介しています。ドラマを通して、虐待を他人事ではなく、身近な問題として捉え、虐待の防止・解決について考えていくことを目的としています。



人権啓発資材 貸し出します！



滋賀県人権啓発キャラクター
ジンケンダー

「人権」をテーマにした各種研修やイベントを予定されている皆様必見!!

県では、人権啓発を実施するため、様々な啓発資材を制作しています。これらの啓発資材は、**無料**で貸し出していますので、「人権」をテーマにした研修会やイベントなど、様々な機会でご活用ください。

貸出し期間は、原則7日以内ですが、貸出し状況によってご相談に応じます。

また、貸出資材以外にも啓発教材（パンフレット等）も多数用意していますので、お気軽にお問い合わせください。

活用いただいた方の感想

着ぐるみ
&
パペット



子どもをはじめ多数の人に、親しみと興味関心を持って接してもらい、効果的に啓発をすることができました。

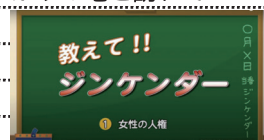
紙芝居



園児たちに、なかま・ともだちの大切さについて理解を深めてもらうことができました。

貸出資材の一覧

ジンケンダー クイズ等	・ ジンケンダー着ぐるみ
	・ ジンケンダーおよびモラルン パペット
	・ ジンケンダーボード
	・ 「人権に関する県民意識調査」啓発パネル〔A1サイズ 12枚〕
	・ 滋賀県政 150 周年記念じんけん啓発パネル〔A1 サイズ 13枚〕
	・ 「SDGsと人権」パネル〔A1 サイズ 2枚〕
	・ 人権メッセージ（著名人サイン）パネル
紙芝居	・ 人権クイズ A〔3問〕
	・ 人権クイズ B〔5問〕
	・ 人権クイズ C〔3問〕
	・ 人権クイズラリー〔5問〕
	・ ジンケンダーの間違いさがし〔5種類〕
	・ ジンケンダーパズル〔5種類〕
	・ ジンケンダーとくだもの村
	・ ジンケンダーと にこにこ ともちゃん
	・ みんなともだち
	・ あらたいへん！ きみはどうするかな？
DVD 等	・ ジンケンダーのおながくて ヘーンしん
	・ ペットは家族 命を大切に
	・ 楽しい運動会
	・ ぼくスマホが欲しい！
	・ 響け大地に、人の心に
	・ 湖国ふれあい紀行 ～滋賀じんけんゆかりの地を訪ねて～
	・ 教えて!!ジンケンダー
DVD 等	・ テレビスポット広告
	・ ジンケンダーの絵描き歌
	・ ジンケンダー体操



インターネット（しがネット受付サービス）でも貸出申請ができます！

▼貸出申請は
こちら

▼資材の詳しい情報は
こちら（県ホームページ）



滋賀 人権啓発資材

検索



一人ひとりの人権を
大切にすることについて、
みんなと一緒に考えるのダー！

【お問い合わせ先】

滋賀県 総合企画部 人権施策推進課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

電話 077-528-3533 ファクシミリ 077-528-4852

E-mail cf00@pref.shiga.lg.jp



【送付先】 滋賀県庁 人権施策推進課 あて

ファクシミリ 077-528-4852 / E-mail cf00@pref.shiga.lg.jp
(郵送も受け付けています。)

様式第 1 号

人権啓発資材貸出申請書

年 月 日

滋賀県人権施策推進課長

(申請者)

住 所 〒

団 体 名

代表者名

担当者名

電話番号

下記のとおり人権啓発資材の貸出しを申込みます。人権啓発資材の借受け、使用にあたっては、県が定める滋賀県人権啓発資材貸出要領を遵守します。

記

使 用 資 材 名	
貸 出 希 望 期 間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
使 用 目 的 および使用予定日	
貸 出 方 法	・ 持ち帰り ・ 郵送 (着払)
返 却 方 法	・ 来庁 ・ 郵送
備 考	

※ 資材の貸出期間は原則として7日以内です。
※ 郵送による貸出・返却は、一部資材のみとします。

ひとりで悩んで いませんか？

いじめやセクハラ、パワハラなど、
人権に関する問題で悩んでいませんか？
ひとりで悩まずに、専門の機関に相談してください。
秘密はかたく守ります。安心してご相談ください。

あなたのお話を
お聞きします。

どの機関にご相談いただいても
必要な専門窓口をご紹介します。

.....
「誰もが幸せに暮らしたい」

これは、私たち
みんなの願いです。



滋賀県人権相談ネットワーク協議会

滋賀県では、さまざまな人権に関する悩みに対して、的確に対応できるよう、国や県などの専門の相談機関が「滋賀県人権相談ネットワーク協議会」を組織して、連携を図っています。

滋賀 人権相談

検索

県ホームページでもご覧いただけます。



人権に関する相談窓口

(令和6年5月現在)

ひとりで悩まずに相談してください。

秘密はかたく守ります。安心してご相談ください。

区分	相談内容		相談先名	電話番号	FAX番号	受付時間等
人権全般(部落差別、LGBT等含む)	人権全般に関する相談		大津地方法務局人権擁護課	0570-003-110 (全国共通) (最寄りの法務局 又は支局につな がります)		月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15 ※インターネットでも 受け付けています。 「法務省インターネット 人権相談受付窓口」 ※LINEでも受け付けて います。 「LINEじんけん相談」
			大津地方法務局甲賀支局			
			大津地方法務局彦根支局			
			大津地方法務局長浜支局			
			人権相談室 ((公財) 滋賀県人権センター) ※新型コロナウイルス感染症に関する人権 侵害の相談も受け付けています。	077-527-3885	077-527-3885	月、火、水、金(祝日、年末年始等を除く) 9:00～12:00 13:00～17:00 ※メール相談も受け 付けています。 jinken-soudan@dream.jp
えせ同和行為に関する相談		滋賀県人権施策推進課	077-528-3531	077-528-4852	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15	
女 性	性別問わず相談可	女性に対する暴力等に 関する相談	女性の権利ホットライン (大津地方法務局人権擁護課内)	0570-070-810 (全国共通)		月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
		性別による差別、 夫婦・家族間の 問題等に関する相談	滋賀県立男女共同参画センター (配偶者暴力相談支援センター)	0748-37-8739		火、水、金、土、日 9:00～12:00、13:00～17:00 木9:00～12:00 (祝日の翌日・年末年始・施設点検 日等を除く) ※LINE相談も受け付けています。 「こころのサポートしが」 毎日16:00～22:00
		思いがけない妊娠に 関する相談	滋賀県子育て支援課 (にんしんSOS滋賀)	090-8810-2499		月、水、金 18:00～20:00 日 14:00～16:00 (祝日、年末年始を除く) ※メール、LINEでも相談 を受け付けています。
		職場でのセクシュアル・ハ ラスメント等に関する相談	雇用環境・均等室(滋賀労働局)	077-523-1190	077-527-3277	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	夫婦、家族間の問題等	中央子ども家庭相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	077-564-7867		祝日、年末年始を含む毎日 8:30～22:00	
		彦根子ども家庭相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	0749-24-3741		月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15	
	いじめ等子どもに関する相談		こどもの権利110番 (大津地方法務局人権擁護課内)	0120-007-110 (全国共通)		月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
育児、虐待、いじめ等 あらゆる相談		子ども・子育て応援センター (こころんだいやる)	077-524-2030	077-528-4855	祝日を含む毎日9:00～21:00 (12/29～1/3を除く)	
いじめ等の悩み24時間 電話相談		24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310 (全国共通)		祝日を含む毎日24時間 ※9:00～21:00に県内からかけた場合は上 記の「こころんだいやる」につながります。	
子 ど も	養育上の悩み、非行・虐待 等に関する相談	中央子ども家庭相談センター	077-562-1121	077-565-7235	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15	
		彦根子ども家庭相談センター	0749-24-3741	0749-24-7464		
		大津・高島子ども家庭相談センター	077-548-7768	077-548-7769		
		日野子ども家庭相談センター	0748-36-1201	0748-36-1202		
	児童虐待の通告	虐待ホットライン (中央子ども家庭相談センター内)	077-562-8996	077-562-8996	祝日、年末年始を含む毎日24時間	
		オペレーターまたは最寄りの子ども 家庭相談センターへつながります	189 (児童相談所虐待 対応ダイヤル)			
	子どもとその家庭に 関する相談	東近江子ども家庭相談室 (健康福祉事務所(東近江保健所))	0748-22-1300	0748-22-1617	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:15～16:00	
		湖東子ども家庭相談室 (健康福祉事務所(彦根保健所))	0749-21-0281	0749-26-7540		
	・子ども若者総合相談窓口 ・思春期精神保健福祉に 関する相談(摂食障害や 症状に関するご心配)		滋賀県立精神保健福祉センター	077-567-5058	077-566-5370	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～16:00
	不登校に関する相談		滋賀県心の教育相談センター	077-586-8125		月～金(祝日、年末年始等を除く) 10:30～12:30、13:30～16:30 (来所相談の予約は9:30～17:00)

区分	相談内容	相談先名	電話番号	FAX番号	受付時間等
子ども	特別支援教育相談	滋賀県総合教育センター (教育相談専用電話)	077-588-2505	077-586-0011	月～金(祝日、年末年始等を除く) 9:00～12:30、13:30～16:30
	子どもの問題行動等に関する相談	大津少年サポートセンター 米原少年サポートセンター	077-521-5735 0749-52-0114		月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	ひとり親家庭等の相談	滋賀県ひとり親家庭 総合サポートセンター	077-526-8801	077-521-5082	月～金および毎月第1・3土曜日 (祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00 ※メール相談も受け付けています。 support@nozomi-kai.com
高齢者	介護や虐待・権利擁護に関する相談	各市町地域包括支援センター	地域包括支援センター一覧(県ホームページ)をご覧ください。 		
障害者	権利擁護に関する相談	障害者110番	077-566-0110	077-566-3581	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～12:00 13:00～16:00
	障害者差別・虐待に関する 通報・相談	滋賀県障害者権利擁護センター	077-521-1175	077-528-4853	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00
	身体に障害のある方の 相談(補装具・更生医療)	滋賀県立リハビリテーション センター更生相談係	077-567-7221	077-567-7222	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15 ※メール相談も受け付けています。 eg3002@pref.shiga.lg.jp
	知的発達に障害のある方 の相談	知的障害者更生相談所 (滋賀県立精神保健福祉センター)	077-563-8448	077-562-4334	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～16:00
	身体障害者補助犬に 関すること	身体障害者補助犬苦情・相談 窓口(滋賀県障害福祉課)	077-528-3540	077-528-4853	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
外国人	外国人のための人権相談	外国人権利相談ダイヤル (大津地方法務局人権擁護課内)	0570-090911 (この電話は民間の多 言語電話通訳サービ ス提供事業者に接続 の上、最寄りの法務局 につながります。)		月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00 対応言語は英語、中国語、韓国語、フィリピン 語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、 スペイン語、インドネシア語およびタイ語
	外国人の生活相談	しが外国人相談センター (公財) 滋賀県国際協会	077-523-5646	077-510-0601	月～金(祝日、年末年始を除く) 10:00～17:00 ポルトガル語、スペイン語、英語、タガ ログ語、ベトナム語を含む12言語で対 応(コールセンターによる通訳を含む) ※メールでも受け付けています。 mimitaro@s-i-a.or.jp
患者等	エイズに関する相談	HIV相談専用電話 (滋賀県健康危機管理課)	077-524-0051	077-528-4866	月、水(祝日、年末年始等を除く) 9:00～12:00
	ハンセン病に関する相談	滋賀県健康しが推進課	077-528-3655	077-528-4857	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	がんに関する相談	・各がん診療連携拠点病院 ・地域がん診療病院 ・がん診療連携支援病院	がん相談支援センター・がん相談窓口一覧(県ホームページ)をご覧ください。 https://www.pref.shiga.lg.jp/ganjoho/live/live/		
	医療に関する患者や家族 の相談	医療安全相談室 (滋賀県医療政策課)	077-528-4980		月～金(祝日、年末年始、開庁日を除く) 9:00～12:00、13:00～16:00
		大津市医療安全支援センター (大津市保健所保健総務課内)	077-511-9671	077-525-6161	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～12:00、13:00～17:00
	・精神保健福祉に関する 相談(依存症、自殺未遂 の相談を含む) ・こころのケア関連 (PTSD等)	滋賀県立精神保健福祉センター	077-567-5010	077-566-5370	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～16:00
	障害が特定していないなど、 どこに相談してよいかかわ からない場合の相談	医療福祉相談モール ワンストップ相談受付 (滋賀県立精神保健福祉センター内)	077-569-5955		月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～16:00
	・精神保健福祉に関する相 談(ひきこもり、依存症、 自殺未遂の相談を含む) ・難病患者の方の生活や 介護に関する相談	南部健康福祉事務所 (草津保健所)	077-562-3534	077-562-3533	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～16:00
		甲賀健康福祉事務所 (甲賀保健所)	0748-63-6148	0748-63-6142	
		東近江健康福祉事務所 (東近江保健所)	0748-22-1300	0748-22-1617	
		湖東健康福祉事務所 (彦根保健所)	0749-21-0281	0749-26-7540	
		湖北健康福祉事務所 (長浜保健所)	0749-65-6610	0749-63-2989	
		高島健康福祉事務所 (高島保健所)	0740-22-2419	0740-22-5693	
		大津市保健所	077-522-6766	077-525-6161	

区分	相談内容	相談先名	電話番号	FAX番号	受付時間等
患者等	難病患者の方の生活や就労に関する相談	滋賀県難病相談支援センター	077-526-0171	077-526-0172	月～金（祝日、年末年始を除く） 10:00～16:00 ※メール相談も受け付けています。 sigananbyo@ex.biwa.ne.jp
	難病患者の方の医療や療養生活に関する相談	滋賀県難病医療連携協議会 （滋賀医科大学医学部附属病院内）	077-548-3674	077-548-2815	月～金（祝日、年末年始を除く） 9:30～15:30 ※メール相談も受け付けています。 nanbyo@belle.shiga-med.ac.jp
	こころの悩みについての相談	こころの電話相談	077-567-5560		月～金（祝日、年末年始を除く） 10:00～12:00、13:00～21:00
	精神科救急医療に関する相談	精神科救急医療電話相談	077-566-1190		月～金 17:15～21:30 土・日・祝 9:30～12:00、 13:00～21:30
ひきこもり	ひきこもりに関する相談	滋賀県ひきこもり支援センター （滋賀県立精神保健福祉センター）	077-567-5058 077-567-5010	077-566-5370	月～金（祝日、年末年始を除く） 9:00～16:00
		ひきこもり電話相談 （滋賀県社会福祉協議会）	077-526-7031	077-567-5160	毎週木曜（祝日、年末年始を除く） 13:00～17:00
犯罪被害者等	犯罪被害等に関する相談	警察総合相談電話 「県民の声110番」	077-525-0110 （短縮ダイヤル#9110）		月～金（祝日、年末年始を除く） 8:30～16:30
		性暴力被害者総合ケアワンストップ びわ湖（SATOCO）	090-2599-3105 （全国共通短縮番号 #8891）		24時間365日 ※メール相談も受け付けています。 satoco3105biwako@gmail.com
		滋賀県犯罪被害者総合窓口 おうみ犯罪被害者支援センター	077-525-8103 077-521-8341	077-525-8103	月～金（祝日、年末年始を除く） 10:00～16:00 ※ホームページに相談 フォームがあります 
消費生活	消費生活に関する相談	滋賀県消費生活センター	0749-23-0999	0749-23-9030	月～金（祝日、年末年始を除く） 9:15～16:00 ※インターネットでも 受け付けています。 「滋賀県インター ネット消費生活相談」 
		消費者ホットライン （最寄りの市町消費生活相談窓口または滋 賀県消費生活センターにつながります）	188 （全国共通）		各窓口の受付時間となります。
労働	労働に関する相談 （職場でのいじめ、嫌がらせを含む）	滋賀労働局 総合労働相談コーナー	077-522-6648	077-527-3277	月～金（祝日、年末年始を除く） 8:30～17:15
	労働に関する疑問、 トラブル	滋賀県労働相談所	0120-967164 （通話料無料、県 内固定電話からの み利用可能） 077-511-1402 （通話料有料）		月～金（平日）12:00～16:00 年末年始を除く

市町人権相談ネットワーク協議会担当窓口

市町名	部・課名	電話番号	FAX番号	市町名	部・課名	電話番号	FAX番号
大津市	政策調整部 人権・男女共同参画課	077-528-2791	077-527-6288	湖南市	総務部人権擁護課	0748-71-2322	0748-72-3788
	保健所保健総務課	077-522-6756	077-525-6161	高島市	市民生活部人権施策課	0740-25-8524	0740-25-8102
彦根市	企画振興部人権政策課	0749-30-6115	0749-24-8577	東近江市	市民部 人権・男女共同参画課	0748-24-5620	0748-24-0217
長浜市	市民協働部 人権施策推進課	0749-65-6560	0749-65-6571	米原市	総務部人権政策課	0749-53-5167	0749-53-5148
近江八幡市	市民部 人権・市民生活課	0748-36-5881	0748-36-5882	日野町	企画振興課	0748-52-6552	0748-52-2043
草津市	草津市立人権センター	077-563-1660	077-563-7070	竜王町	未来創造課	0748-58-3701	0748-58-1388
守山市	総合政策部人権政策課	077-582-1116	077-582-0539	愛荘町	人権政策課	0749-42-7696	0749-42-7698
栗東市	市民部人権擁護課	077-551-0108	077-552-5544	豊郷町	人権政策課	0749-35-8113	0749-35-4575
甲賀市	市民環境部人権推進課	0748-69-2148	0748-63-4554	甲良町	住民人権課	0749-38-5063	0749-38-5072
野洲市	人権センター	077-587-4533	077-518-1860	多賀町	総務課	0749-48-8121	0749-48-0157

※各市町にも様々な分野の相談窓口が設置されていますので、詳しくは各市町の担当窓口へお問い合わせください。

令和6年5月発行

滋賀県教育委員会事務局生涯学習課あて (FAX:077-528-4962)

下記資料を活用いただけましたら、この用紙に御記入後下記まで送付いただけると幸いです。
右の二次元コードを読み取り、滋賀ネット受付サービスにて、御回答いただくことも可能です。

社会教育における人権学習の手引「波紋 No.44」活用報告書

人権学習会・懇談会で下記のとおり活用しましたので報告します。

記



しがネット受付
サービスでの
回答フォームはこちら

人権学習会・懇談会の名称	
実施市町、自治会名	
報告者 職・氏名	・
連絡先	
実施日時	令和 年 月 日() : ~ :
実施会場	
参加対象・人数	人
テーマ・人権問題 該当する選択肢を○で囲んでください。 (複数選択可)	①女性 ②子ども ③高齢者 ④障害のある人 ⑤部落差別(同和問題) ⑥アイヌの人々 ⑦外国人 ⑧感染症 ⑨ハンセン病患者・元患者やその家族 ⑩刑を終えて出所した人やその家族 ⑪犯罪被害者やその家族 ⑫インターネット上の人権被害 ⑬北朝鮮当局によって拉致された被害者等 ⑭ホームレス ⑮性的マイノリティ ⑯人身取引(性的サービスや労働の強要等) ⑰震災時の災害に起因する人権問題 ⑱その他()
学習形態 該当する選択肢を○で囲んでください。 (複数選択可)	①講演 ②ワークショップ ③グループ討議 ④展示 ⑤その他()
使用教材名	波紋・手引 その他()
内容・感想等	

御協力ありがとうございました。

※ご不明な点等ございましたら、滋賀県教育委員会事務局生涯学習課まで御連絡ください。

TEL:077-528-4654

「波紋」とは…

表題「波紋」は、現代の矛盾や偏見、差別を掘り起こし、みんなの人権に関する課題として取り上げ、正しく認識して、その課題が「波紋」のように、人々の間に幾重にも広がり、解決されていくことを願って名づけました。

様々な人権問題について
正しい認識と理解を
深めましょう！



滋賀県人権啓発キャラクター
「ジンケンダー」

「波紋」シリーズ No.44

令和7年(2025年)3月

滋賀県教育委員会事務局生涯学習課
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL 077-528-4654

URL <https://www.nionet.jp/>

